令和８年度版

清掃事業概要

（令和７年度実績）



浜 松 市 環 境 部

目　　次

第1章　市勢
　1　市の概要 ・・　1
　2　人口･世帯の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第2章　事業推進体制
　1　組織体制 ・・　2
　2　職種別人員配置 ・・　3
　3　事務分掌 ・・　4
第3章　施設及び車両
　1　施設配置図 ・・・　6
　2　施設一覧
　　(1)　焼却工場 ・・　7
　　(2)　破砕施設 ・・　8
　　(3)　埋立処分場 ・・　9
　　(4)　し尿処理施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
　　(5)　余熱利用施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
　3　清掃関係車両 ・・・　12
第4章　事業経費
　1　清掃費の推移
　　(1)　予算額 ・・・　14
　　(2)　決算額 ・・・　14
　2　ごみ処理経費等の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
第5章　ごみ･資源物の処理
　1　概要 ・・　16
　2　分別区分等
　　(1)　地域別の収集方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
　　(2)　ごみ処理状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
　3　ごみ処理実績
　　(1)　ごみ･資源物排出量の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
　　(2)　処理フロー別内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
　　(3)　行政区別ごみ排出量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
　　(4)　焼却施設搬入量内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
　　(5)　破砕処理内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
　　(6)　埋立処理内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
　　(7)　発電状況の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
　　(8)　大規模施設のエネルギー使用に伴うCO_2排出量の推移・・　24

第6章 ごみ減量･環境美化
1 ごみ減量･リサイクル
（1） 生ごみ減量の推進 ･･･ 25
（2） 資源物集団回収の推進 ･･･ 26
（3） 資源物拠点回収の取組 ･･･ 27
（4） ごみ減量教育の推進 ･･･ 30
（5） ごみ減量の啓発 ･･･ 31
（6） 事業系ごみの減量 ･･･ 35
（7） 終了したごみ減量･リサイクル事業 ･･･ 37
2 環境美化の推進
（1） 環境美化推進員 ･･･ 39
（2） 路上死亡動物の処理 ･･･ 39
（3） 不当排出及び不法投棄の対策 ･･･ 40
（4） ごみ･資源物の持ち去り禁止 ･･･ 40
（5） 収集車火災の発生状況 ･･･ 40
第7章 し尿の処理
1 処理状況
（1） し尿･浄化槽汚泥処理量の推移 ･･･ 41
（2） 処理形態 ･･･ 41
（3） 収集状況 ･･･ 42
（4） 施設別処理状況 ･･･ 42
（5） 収集稼働状況 ･･･ 43
第8章 その他
1 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧
（1） ごみ関係 ･･･ 44
（2） し尿･浄化槽汚泥関係 ･･･ 46
2 廃棄物再生利用業者一覧 ･･･ 47
3 一般財団法人浜松市清掃公社
（1） 沿革、設立目的 ･･･ 48
（2） 組織の概要 ･･･ 48
4 産業廃棄物の処理
（1） 概要 ･･･ 49
（2） 処理等状況 ･･･ 49
5 清掃事業のあゆみ ･･･ 51
第9章 条例及び規則
1 条例 ･･･ 66
2 規則 ･･･ 73

第1章　市勢

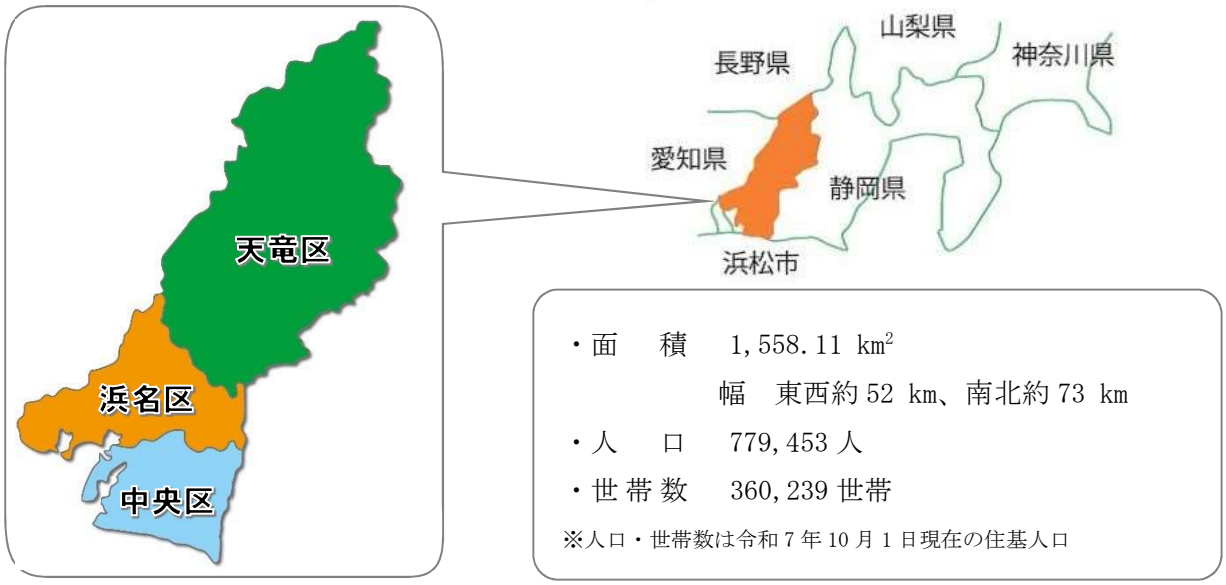
1　市の概要

浜松市は、静岡県の西部に位置し、南は遠州灘、北は赤石連峰を臨み、東は天竜川、西は浜名湖に面し、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれた土地柄です。

平成 17 年 7 月に、12 市町村合併により、人口が 80 万人を超え、静岡県第 1 位となりました。平成 19 年 4 月には、全国で 16 番目となる政令指定都市へ移行し、7 つの行政区から構成されることとなりました。令和 6 年 1 月 1 日には 7 つの行政区から 3 つの行政区へと再編されています。

都市機能や先端技術産業が集積する都市部、都市近郊型農業がさかんな平野部、豊富な水産資源に恵まれた沿岸部、広大な森林資源を擁する中山間地域があり、国土縮図型都市といわれています。

「やらまいか精神」と称される市民の旺盛なバイタリティと東京と大阪の二大経済圏の中間という地理的状況があいまって、戦後復興期から、高度経済成長期にかけて繊維・楽器・輸送用機器の「三大産業」を中心に工業都市として発展を遂げてきました。近年では次世代自動車や光・電子技術関連等の先端技術産業と時代に応じて数多くの企業が発展・集積しています。



・面　　積　　1,558.11 km²
　　幅　東西約 52 km、南北約 73 km
・人　　口　　779,453 人
・世 帯 数　　360,239 世帯
※人口・世帯数は令和 7 年 10 月 1 日現在の住基人口

2　人口・世帯の推移

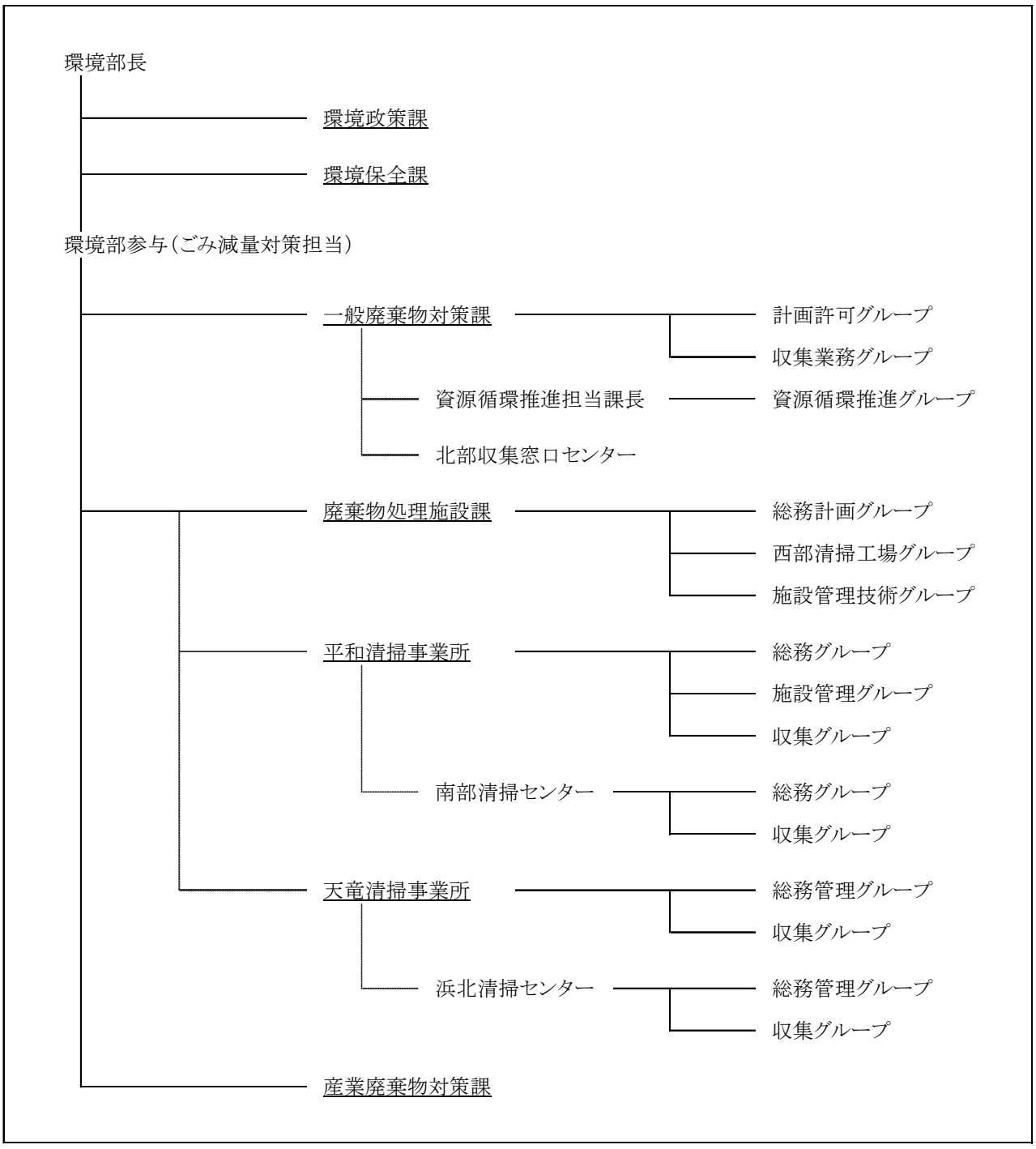
年度	推計人口				住民基本台帳登録人口			
	人口			世帯数	人口			世帯数
	総数	男	女		総数	男	女	
令和3年度	786,787人	390,839人	395,948人	323,669世帯	796,829人	396,947人	399,882人	347,652世帯
令和4年度	783,573人	389,368人	394,205人	327,354世帯	793,615人	395,476人	398,139人	351,337世帯
令和5年度	779,780人	387,694人	392,086人	330,814世帯	789,822人	393,802人	396,020人	354,797世帯
令和6年度	775,168人	385,503人	389,665人	333,996世帯	785,210人	391,611人	393,599人	357,979世帯
令和7年度	765,750人	379,632人	386,118人	331,250世帯	779,453人	388,729人	390,724人	360,239世帯

※　人口は 10 月 1 日現在

第2章　事業推進体制

1　組織体制

令和８年４月１日現在



2 職種別人員配置

令和 8 年 4 月 1 日現在

（単位：人）

役職・職種 / 所属	部長	参与	次長	参事	（本庁）課長	担当課長	副参事	専門監	（本庁）課長補佐	主幹	技監	副主幹	副技監	事務職員	技術職員	自動車運転手	清掃業務員	機械操作員	用務員	会計年度任用職員	再任用職員	計
環境部	1																					1
一般廃棄物対策課		1			1	1			1													4
計画許可グループ												1		4						1		6
収集業務グループ												2		4						2		8
資源循環推進グループ												1		6						2		9
（浜松市清掃公社 出向）							1			1												2
（環境省 出向）														1								1
小計		1			1	1	1		1	1		4		15						5		30
北部収集窓口センター							1					1	2			1	1			1		7
計		1			1	1	2		1	1		5	2	15		1	1			6		37
廃棄物処理施設課					1			1														2
総務計画グループ												1	1	2						1		5
西部清掃工場グループ													1		3						1	5
施設管理技術グループ											1				2					1	1	5
計					1			1			1	1	2	2	5					2	2	17
平和清掃事業所					1			1														2
総務グループ										1		1								2		4
施設管理グループ											1				3						1	5
収集グループ													3			13					2	18
小計					1			1		1	1	1	3		3	13				2	3	29
南部清掃センター							1															1
総務グループ										1			2	1						7	4	15
収集グループ												1	5			15	4				3	28
計					1		1	1		2	1	2	10	1	3	28	4			9	10	73
天竜清掃事業所					1				1													2
総務管理グループ												2		1	2					2	1	8
収集グループ													3	1		14	1			4	3	26
小計					1				1			2	3	2	2	14	1			6	4	36
浜北清掃センター								1														1
総務管理グループ												1		1						2		4
収集グループ													2			16	1			2	5	26
計					1			1	1			3	5	3	2	30	2			10	9	67
清掃事業職員計	1	1			4	1	3	3	2	3	2	11	19	21	10	59	7			27	21	195

※ 一般廃棄物担当部局のみ掲載

3 事務分掌

令和 8 年 4 月 1 日現在

一般廃棄物対策課

○ 一般廃棄物処理計画に関すること。
○ 一般廃棄物の処理に係る事務及びその総括に関すること。
○ 一般廃棄物処理業の許可等に関すること。
○ 資源循環及びごみ減量の施策の企画、調整及び推進に関すること。
○ ごみ集積所の適正管理の総括に関すること。
○ 環境美化の推進に関すること。
○ 浄化槽に係る事務及びその総括に関すること。
○ 北部収集窓口センターに関すること。
○ 一般財団法人浜松市清掃公社との総合調整に関すること。

北部収集窓口センター

○ 一般廃棄物の収集運搬に関すること。
○ 不法投棄の防止及び不法投棄廃棄物の収集運搬に関すること。
○ 地域の清掃活動支援等に関すること。
○ 一般廃棄物に関する相談、指導等に関すること。
○ ごみ集積所の適正管理に関すること。
○ 環境教育及び資源化事業等によるごみ減量の推進に関すること。

廃棄物処理施設課

○ 一般廃棄物処理施設の整備及びその総括に関すること。
○ 旧一般廃棄物処理施設の管理及びその総括に関すること。
○ し尿処理施設の管理運営に関すること。
○ 西部清掃工場に関すること。
○ 清掃事業所との連絡調整に関すること。

平和清掃事業所

○ 平和最終処分場、引佐最終処分場及び舞阪吹上第2廃棄物最終処分場の管理運営に関すること。
○ 平和破砕処理センターの管理に関すること。
○ 一般廃棄物の収集運搬、受入れ及び処理に関すること。
○ 不法投棄の防止及び不法投棄廃棄物の収集運搬に関すること。
○ 地域の清掃活動支援等に関すること。
○ 一般廃棄物に関する相談、指導等に関すること。
○ ごみ集積所の適正管理に関すること。
○ 環境教育及び資源化事業等によるごみ減量の推進に関すること。
○ 南部清掃センターに関すること。

南部清掃センター

○ 一般廃棄物の収集運搬、受入れ及び処理に関すること。
○ 不法投棄の防止及び不法投棄廃棄物の収集運搬に関すること。
○ 地域の清掃活動支援等に関すること。
○ 一般廃棄物に関する相談、指導等に関すること。
○ ごみ集積所の適正管理に関すること。
○ 環境教育及び資源化事業等によるごみ減量の推進に関すること。

天竜清掃事業所

○ 天竜清掃工場及び水窪・佐久間クリーンセンターの管理に関すること。
○ 一般廃棄物の収集運搬及び受入れに関すること。
○ 不法投棄の防止及び不法投棄廃棄物の収集運搬に関すること。
○ 地域の清掃活動支援等に関すること。
○ 一般廃棄物に関する相談、指導等に関すること。
○ ごみ集積所の適正管理に関すること。
○ 環境教育及び資源化事業等によるごみ減量の推進に関すること。
○ 浜北清掃センターに関すること。
○ 浜北環境センターの管理運営に関すること。
○ 旧一般廃棄物処理施設（他の所管に係る施設を除く。）の管理に関すること。

浜北清掃センター

○ 浜北清掃センターの管理に関すること。
○ 一般廃棄物の収集運搬及び受入れに関すること。
○ 不法投棄の防止及び不法投棄廃棄物の収集運搬に関すること。
○ 地域の清掃活動支援等に関すること。
○ 一般廃棄物に関する相談、指導等に関すること。
○ ごみ集積所の適正管理に関すること。
○ 環境教育及び資源化事業等によるごみ減量の推進に関すること。
○ 浜北環境センターの管理に関すること。

第3章　施設及び車両

1　施設配置図

令和８年４月１日現在



2 施設一覧

令和 8 年 4 月 1 日現在

(1)焼却工場

名称	天竜清掃工場	西部清掃工場
所在地	天竜区青谷1461番地 TEL 053-581-8810	中央区篠原町26098番地の1 TEL 053-440-5374
敷地面積	434,952.26㎡	66,960.25㎡
建物面積	施設面積 10,819.53㎡ 延床面積 25,071.63㎡ 付属建物 2,670.15㎡	焼却施設 8,807.21㎡ 延床面積 13,293.53㎡ 付属建物 1,493.15㎡
炉形式	シャフト炉式ガス化溶融炉	キルン式ガス化溶融炉
焼却能力	199.5t/24時間×2炉	164.9t/24時間×3炉
ごみピット	9,521㎥	9,500㎥
集じん装置	バグフィルタ	バグフィルタ(2段)
排水処理	燃焼室吹込による高温酸化処理、場内再利用(クローズド方式)	循環再利用(無放流)
余熱利用	発電(15,120kW)、温水(付加価値事業)	発電(9,600kW)、温水プール(古橋廣之進記念浜松市総合水泳場)、場内給湯、燃焼空気、白煙防止、場内及び水泳場の冷暖房
建設費 (財源内訳)	《建設費総額 50,513,290千円》 国庫補助 15,456,434千円 起債 13,457,200千円 一般財源 18,347,102千円 その他 3,252,554千円	《建設費総額 13,595,400千円》 国庫補助 5,321,849千円 起債 6,984,000千円 一般財源 1,289,551千円
竣工年月日	令和6年3月31日	平成21年1月31日
設計・施工	日鉄エンジニアリング(株)	三井造船(株)
第一次 施設改修費 (財源内訳)	―	―
改修年月日	―	―
設計・施工	―	―
第二次 施設改修費 (財源内訳)	―	―
改修年月日	―	―
設計・施工	―	―
その他	環境啓発施設を併設	環境啓発施設『えこはま』を併設

(2)破砕施設

名称	天竜清掃工場
所在地	天竜区青谷1461番地 TEL 053-581-8810
敷地面積	434,952.26㎡
建物面積	焼却施設と合棟
処理能力	破砕設備　38 t/5時間 選別設備　26 t/5時間 スプレー缶破砕　3,000本/時間 ライター破砕　630個/時間 蛍光管破砕　675kg/時間
破砕設備	もえないごみ粗破砕機(低速回転式) 高速回転破砕機 スプレー缶簡易破砕機(穴あけ圧縮機) ライター簡易破砕機(二軸式) 半自動蛍光管破砕機(二軸式)
選別設備	プラ容器包装選別機、破砕物磁選機、破砕物選別機、破砕アルミ選別機、破砕アルミ精選機
保管設備	びん、特定品目(電池、水銀体温計等)
排出設備	プラ容器包装圧縮梱包機
集じん・脱臭設備	サイクロン、バグフィルタ、脱臭装置
建設費 (財源内訳)	天竜清掃工場(焼却)建設費に含まれる
竣工年月日	令和6年3月31日
設計・施工	日鉄エンジニアリング(株)
改修費 (財源内訳)	―
改修年月日	―
設計・施工	―

(3)埋立処分場

名称	平和最終処分場		浜北環境センター
所在地	中央区平松町77番地　TEL 053-487-1131		浜名区灰木172番地 TEL 053-582-1181
	第1期	第2期	
埋立面積	71,575㎡	48,360㎡	12,315㎡
埋立容量	810,719㎥	567,700㎥	60,273㎥
埋立期間	16年6ヵ月	約35年	約26年
埋立方式	サンドイッチ方式(セル方式併用)		セル方式
浸出水施設	建築面積 467.29㎡ 延床面積 923.80㎡	建築面積 291.69㎡ 延床面積 790.96 ㎡	建物面積 706㎡
処理能力	―	750㎥/日(第1期施設併用)	50㎥/日
建設費 (財源内訳)	―	《第2期総額　3,857,700千円》 国庫補助　1,769,587千円 起債　1,591,000千円 一般財源　497,113千円	《建設費総額　2,529,017千円》 国庫補助　256,955千円 起債　1,488,700千円 一般財源　334,606千円 負担金　448,756千円
供用開始	平成2年9月(令和元年9月廃止)	平成19年3月	平成14年4月
設計・施工	―	○埋立処分地施設 設計　日本技術開発(株) 施工　飛鳥・中村組特定 建設工事共同企業体 ○浸出水処理施設 設計・施工　(株)クボタ	○埋立処分地施設 設計　日本総研(株) 施工　大成・とやま特定 建設工事共同企業体 ○浸出水処理施設 設計・施工　藤吉工業(株)

名称	舞阪吹上第2廃棄物最終処分場	引佐最終処分場
所在地	中央区舞阪町舞阪2621番地の26	浜名区引佐町三岳610番地の3 TEL 053-542-3292
埋立面積	6,555㎡	9,445㎡ (第1期埋立区画)
埋立容量	39,500㎥	77,300㎥ (第1期埋立区画)
埋立期間	約42年	約48年
埋立方式	サンドイッチ方式	セル＆サンドイッチ方式
浸出水施設	―	建築面積 448.31㎡ 延床面積 558.26㎡
処理能力	―	60㎥/日
調整槽容量	―	1,952㎥
建設費 (財源内訳)	一般財源　24,262千円	《建設費総額　2,459,455千円》 起債　1,860,000千円 一般財源　599,455千円
供用開始	平成8年7月	平成9年4月
設計・施工	○埋立処分地施設 設計　舞阪町 施工　(株)棟和	○埋立処分地施設 設計　(株)日本環境工学設計事務所 施工　三井建設(株) ○浸出水処理施設 設計　(株)日本環境工学設計事務所 施工　栗田工業(株)

(4)し尿処理施設

名称	東部衛生工場	西部衛生工場
所在地	中央区豊町6441番地	中央区伊左地町1570番地の2
運転管理委託	(株)日本管財環境サービス　TEL 053-434-4399	クボタ環境エンジニアリング(株)　TEL 053-486-2285
敷地面積	24,637㎡	67,502.41㎡
延床面積	5,578.68㎡	20,100.99㎡
処理区	浜松処理区、浜北処理区、天竜処理区	浜松処理区、舞阪・雄踏処理区、引佐処理区
処理方式	1・2次処理:標準脱窒素処理 高度処理:凝集沈殿、砂ろ過、活性炭吸着	し渣除去後希釈し、公共下水道へ放流
処理能力	200kℓ/日	200kℓ/日
脱臭設備	生物脱臭、水洗、酸・アルカリ洗浄、活性炭吸着	水洗、アルカリ洗浄、活性炭吸着
希釈水	井戸水	工業用水
放流先	豊町30号排水路(一級河川　天竜川へ)	公共下水道
汚泥処理	乾燥処理、焼却処理、農地還元	―
建設費 (財源内訳)	《建設費総額　3,581,376千円》 国庫補助　878,400千円 起債　2,195,000千円 一般財源　507,976千円	《建設費総額　5,565,759千円》 国庫補助　622,800千円 起債　4,370,800千円 一般財源　572,159千円
竣工年月日	昭和61年3月31日	昭和56年2月15日
設計・施工	セキスイエンバイロメント(株)	久保田鉄工(株)
施設改修費 (財源内訳)	《改修費総額　1,355,400千円》 一般財源　1,355,400千円	《改修費総額　273,471千円》 起債　248,000千円 一般財源　25,471千円
改修年月日	平成30年3月9日	平成17年2月10日
設計・施工	(株)清流メンテナンス	(株)クボタ

東部衛生工場(北遠地域貯留槽)

貯留槽名称	所在地	築造年	容量(推定)
佐久間貯留槽	天竜区佐久間町中部12-4	昭和30年代(改築　令和4年)	38㎥
水窪貯留槽	天竜区水窪町地頭方63-4	昭和46年(改築　令和5年)	50㎥
春野貯留槽	天竜区春野町宮川986-4	昭和57年	60㎥
龍山貯留槽	天竜区龍山町戸倉67-1	昭和44年	100㎥

(5)余熱利用施設

名称	古橋廣之進記念浜松市総合水泳場「ToBiO」(トビオ)
所在地	中央区篠原町23982番地の1　TEL 053-489-5463
敷地面積	35,184.53㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
延床面積	17,752.19㎡
管理	浜松市
管理方法	指定管理者 セントラルスポーツ株式会社(R6.2.1～R6.4.30) 浜松ブルーウェーブ株式会社(R6.5.1～)
令和7年度 施設利用者	一般　55,039人　専用利用その他　14,414人 高校生以下　22,791人　団体見学・視察　153人 高齢者　67,951人　選手・役員・関係者　15,938人 障がい者　18,183人　観客　7,060人 合計　201,529人
建設費 (財源内訳)	《建設費総額　6,982,500千円》 国庫補助　2,690,700千円 起債　2,422,000千円 一般財源　1,869,800千円
竣工年月日	平成21年1月31日
事業主体	浜松市

3 清掃関係車両

令和 8 年 4 月 1 日現在

（単位:台）

用途 ＼ 所属			一般廃棄物対策課	北部収集窓口センター	廃棄物処理施設課	平和清掃事業所	南部清掃センター	天竜清掃事業所	浜北清掃センター	計
ごみ収集	プレス車			1		10	8	1	9	29
		2t未満					4		5	9
		2t以上3t未満		1		9	4	1	4	19
		3t以上4t未満				1				1
		4t以上								
	パッカー車						1	9		10
		2t未満								
		2t以上3t未満						8		8
		3t以上4t未満					1	1		2
		4t以上								
	ダンプ車			1		5	3	8	5	22
		1t未満		1		1	1	3	1	7
		1t以上2t未満				1				1
		2t以上3t未満						5		5
		3t以上4t未満				3	2		3	8
		4t以上							1	1
	キャブオーバー					1	5	3	3	12
		2t未満				1	2	1		4
		2t以上3t未満					1	1	1	3
		3t以上					2	1	2	5
	計			2		16	17	21	17	73
廃棄物運搬車	トラック					3				3
		3t未満				2				2
		3t以上				1				1
	ダンプ車					2	1		1	4
		3t未満								
		3t以上6.5t未満				2	1		1	4
		6.5t以上11t未満								
		10t以上								
	計					5	1		1	7

用途 ＼ 所属 / 車種及び積載量		一般廃棄物対策課	北部収集窓口センター	廃棄物処理施設課	平和清掃事業所	南部清掃センター	天竜清掃事業所	浜北清掃センター	計
ごみ焼却場・埋立地等	軽トラック								
	ダンプ車 2t								
	ダンプ車 4t				1			1	2
	フォークリフト				6	1	3	2	12
	ホイールローダー				2				2
	油圧ショベル				2			1	3
	計				11	1	3	4	19
し尿関係	し渣運搬車 2t			1					1
	し渣灰･沈砂運搬車 2t			1					1
	ホイールローダ			1					1
	フォークリフト			1					1
	計			4					4
連絡車等	事務連絡車	6	1	3	4	3	5	2	24
	軽トラック		1					1	2
	パトロール車				1			2	3
	計	6	2	3	5	3	5	5	29
総計		6	4	7	37	22	29	27	132

第4章　事業経費

1　清掃費の推移

(1)予算額(当初予算)

区　分	令和4年度	令和5年度
歳　入	8,309,918千円	31,961,903千円
歳　出	15,508,733千円	39,585,822千円
廃棄物処理費	10,868,384千円	34,908,997千円
ごみ減量推進費	255,273千円	283,413千円
南清掃事業所費	1,669,175千円	1,724,196千円
平和清掃事業所費	1,598,825千円	1,588,463千円
浜北環境事業所費	591,207千円	581,187千円
天竜環境事業所費	525,869千円	499,566千円

区　分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
歳　入	2,144,541千円	3,003,132千円	8,801,420千円
歳　出	11,880,719千円	11,253,901千円	16,146,035千円
廃棄物処理施設費	4,728,431千円	4,233,306千円	8,867,305千円
一般廃棄物対策費	1,837,987千円	1,818,775千円	1,841,327千円
平和清掃事業所費	2,326,046千円	2,083,552千円	2,052,659千円
天竜清掃事業所費	2,988,255千円	3,118,268千円	3,384,744千円

(2)決算額

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳　入	2,620,805千円	7,465,740千円	32,132,139千円
歳　出	13,178,784千円	15,097,308千円	39,344,706千円
廃棄物処理費	8,665,048千円	10,501,852千円	34,862,661千円
ごみ減量推進費	229,796千円	272,927千円	281,831千円
南清掃事業所費	1,620,074千円	1,621,249千円	1,490,056千円
平和清掃事業所費	1,589,573千円	1,624,510千円	1,612,754千円
浜北環境事業所費	580,795千円	583,301千円	584,501千円
天竜環境事業所費	493,498千円	493,469千円	512,903千円

区　分	令和6年度	令和7年度
歳　入	2,112,086千円	1,890,396千円
歳　出	12,348,097千円	11,901,496千円
廃棄物処理施設費	5,351,511千円	5,101,482千円
一般廃棄物対策費	1,802,992千円	1,789,163千円
平和清掃事業所費	2,255,257千円	1,947,501千円
天竜清掃事業所費	2,938,337千円	3,063,350千円

※　令和 6 年度の組織改正により体制が変更

※　項目ごとに千円未満を切り上げているため合計が合わない場合がある

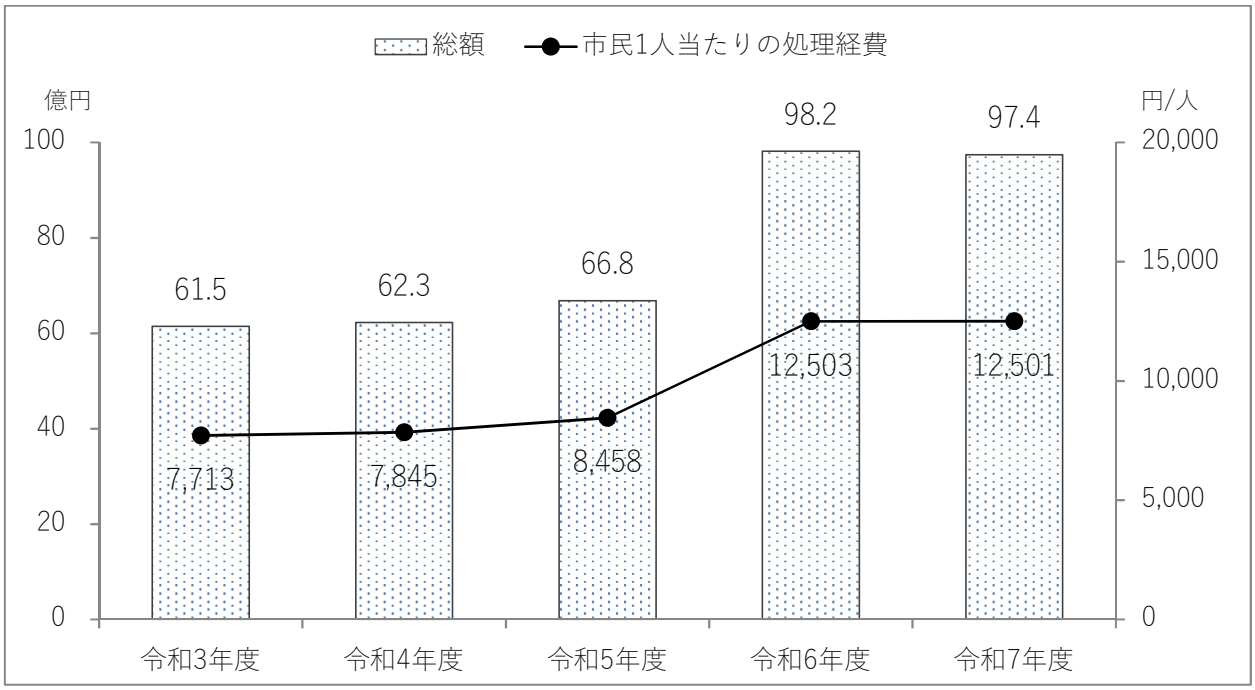
※　令和 6･7 年度の予算額及び令和 5･6 年度の決算額について、令和 8 年度版で正しい金額に修正している

2 ごみ処理経費等の推移

部　　門		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ごみ	収集	2,417,973千円	2,404,308千円	2,381,190千円	2,694,305千円	2,714,954千円
	焼却	1,644,065千円	1,739,418千円	2,114,557千円	4,171,722千円	4,238,470千円
	破砕	280,221千円	300,986千円	300,720千円	129,234千円	120,759千円
	埋立	406,204千円	438,465千円	457,125千円	478,418千円	503,318千円
	計	4,748,462千円	4,883,175千円	5,253,591千円	7,473,678千円	7,577,500千円
資源物処理		1,320,053千円	1,259,765千円	1,342,162千円	1,358,340千円	1,353,287千円
その他(閉鎖施設等)		77,520千円	82,667千円	84,404千円	985,573千円	813,267千円
ごみ・資源物計		6,146,034千円	6,225,605千円	6,680,156千円	9,817,589千円	9,744,053千円
住基人口		796,829人	793,615人	789,822人	785,210人	779,453人
推計人口		786,787人	783,573人	779,780人	775,168人	765,750人
1人あたり処理単価	住基人口	7,713円/人	7,845円/人	8,458円/人	12,503円/人	12,501円/人
	推計人口	7,812円/人	7,945円/人	8,567円/人	12,665円/人	12,725円/人
処理量		226,630t	222,532t	212,257t	207,060t	201,081t
1トンあたり処理単価		27,119円/t	27,976円/t	31,472円/t	47,414円/t	48,458円/t

し尿処理：A	1,028,946千円	1,017,257千円	990,488千円	1,011,951千円	920,698千円
処理量:B	108,303kl	107,248kl	105,669kl	107,981kl	107,279kl
1klあたり処理単価:A／B	9,501円/kl	9,485円/kl	9,373円/kl	9,372円/kl	8,582円/kl

※ 人口は、各年度 10 月 1 日現在
※ 千円未満切り上げ
※ 湖西市に関する経費は処理量で按分した後、除外(受入れは令和 5 年度まで)
※ 令和 3 年度以降のし尿処理経費について、令和 8 年度版でごみ処理経費の算定方法に合わせて修正している



ごみ処理経費の推移

第5章　ごみ・資源物の処理

1　概要

平成 25 年度から分別方法を統一し、効率的な収集及び処理を行っている。また、収集区域についても処理区単位から行政区単位へ変更し、収集運搬を実施している。

2　分別区分等

（1）地域別の収集方法

中央区・浜名区

<table>
<tr><th>収集区分</th><th>収集主体</th><th colspan="2">収集方法</th><th>収集回数</th></tr>
<tr><td>①もえるごみ</td><td rowspan="10">委託</td><td rowspan="10">ステーション方式</td><td rowspan="3">指定袋</td><td>週2回</td></tr>
<tr><td>②もえないごみ</td><td>2週1回</td></tr>
<tr><td>③プラスチック製容器包装</td><td>週1回</td></tr>
<tr><td>④びん（無色）</td><td rowspan="3">専用コンテナ</td><td rowspan="5">2週1回</td></tr>
<tr><td>⑤びん（茶色）</td></tr>
<tr><td>⑥びん（その他）</td></tr>
<tr><td>⑦かん</td><td rowspan="2">専用コンテナまたは専用ネット</td></tr>
<tr><td>⑧ペットボトル</td></tr>
<tr><td>⑨特定品目※1</td><td>専用コンテナ</td><td>4週1回</td></tr>
<tr><td>⑩連絡ごみ</td><td>直営</td><td>戸別収集</td><td>連絡ごみ処理手数料納付済証を貼付して、受付センターに指定された場所に排出する。</td><td>随時</td></tr>
</table>

天竜区（天竜・龍山・春野地域）

<table>
<tr><th>収集区分</th><th>収集主体</th><th colspan="2">収集方法</th><th>収集回数</th></tr>
<tr><td>①もえるごみ</td><td rowspan="10">委託</td><td rowspan="10">ステーション方式</td><td rowspan="3">指定袋</td><td>週2回</td></tr>
<tr><td>②もえないごみ</td><td>2週1回</td></tr>
<tr><td>③プラスチック製容器包装</td><td>週1回</td></tr>
<tr><td>④びん（無色）</td><td rowspan="3">専用コンテナ</td><td rowspan="4">4週1回</td></tr>
<tr><td>⑤びん（茶色）</td></tr>
<tr><td>⑥びん（その他）</td></tr>
<tr><td>⑦かん</td><td rowspan="2">専用コンテナまたは専用ネット</td></tr>
<tr><td>⑧ペットボトル</td><td>2週1回</td></tr>
<tr><td>⑨特定品目※1</td><td>専用コンテナ</td><td>4週1回</td></tr>
<tr><td>⑩連絡ごみ</td><td>直営</td><td>戸別収集</td><td>連絡ごみ処理手数料納付済証を貼付して、受付センターに指定された場所に排出する。</td><td>随時</td></tr>
</table>

天竜区（水窪・佐久間地域）

収集区分	収集主体	収集方法		収集回数
①もえるごみ	直営	ステーション方式	指定袋	週2回※2
②もえないごみ				2週1回※2
③プラスチック製容器包装				週1回※2
④びん（無色）			専用コンテナ	4週1回※2
⑤びん（茶色）				
⑥びん（その他）				
⑦かん			専用コンテナまたは専用ネット	
⑧ペットボトル				2週1回※2
⑨特定品目※1			専用コンテナ	4週1回※2
⑩連絡ごみ		戸別収集	連絡ごみ処理手数料納付済証を貼付して、受付センターに指定された場所に排出する。	随時

※1　特定品目とは、蛍光管・電池類・水銀体温計・水銀血圧計・ライター・スプレー缶・卓上ガスボンベが対象である

※2　一部地域においては、収集回数が異なる

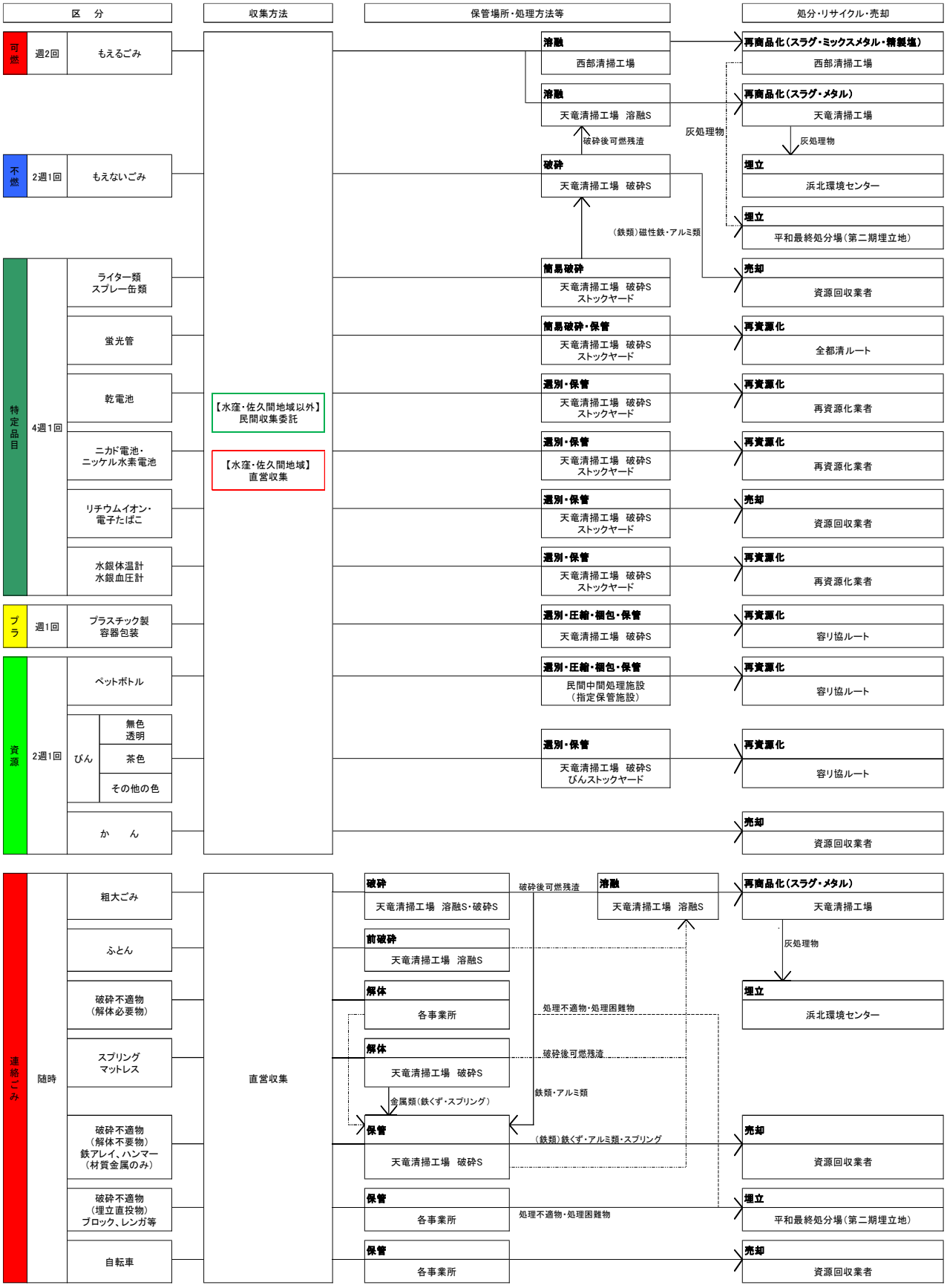
集積所数　　**令和８年４月１日現在**

収集区分	中央区	浜名区	天竜区	合計
①もえるごみ	11,296	2,148	1,628	15,072
②もえないごみ	10,370	1,590	985	12,945
③プラスチック製容器包装	9,440	2,070	1,027	12,537
④びん（無色）	9,101	568	898	10,567
⑤びん（茶色）	9,101	568	898	10,567
⑥びん（その他）	9,101	568	898	10,567
⑦かん	9,101	568	898	10,567
⑧ペットボトル	9,101	568	898	10,567
⑨特定品目	9,115	566	894	10,575

（2）ごみ処理状況

令和８年４月１日現在

処理フロー

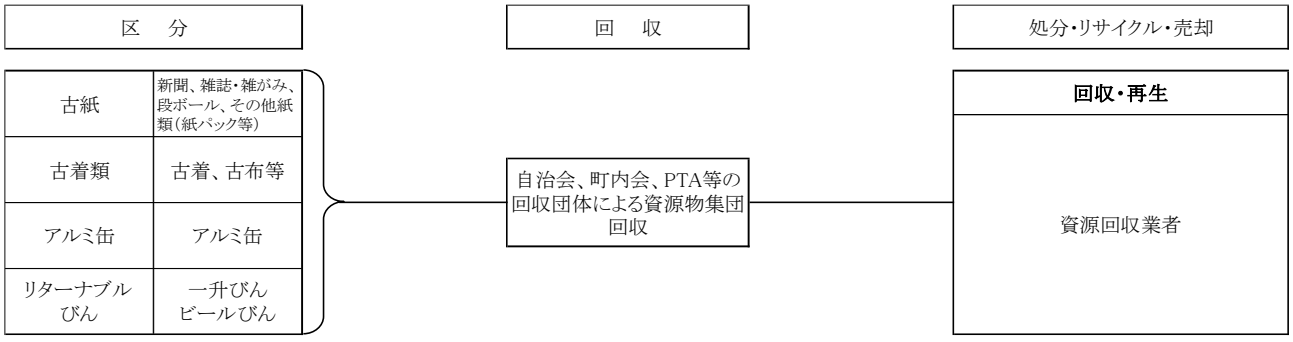


各種資源物等処理フロー

【拠点回収】



【集団回収】



3 ごみ処理実績

(1)ごみ・資源物排出量の推移

制度統一前 ←|→ 制度統一後

区分	平成24年度(2012年度)	平成25年度(2013年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	増減(令和7年度-令和6年度)	
ごみ	244,529.8t	226,098.9t	197,552.0t	192,292.1t	186,871.3t	△ 5,420.8t	△ 2.8%
もえるごみ	226,167.3t	217,363.8t	187,907.5t	183,283.8t	178,430.7t	△ 4,853.1t	△ 2.6%
もえないごみ	10,143.4t	6,054.3t	4,628.8t	4,268.2t	3,951.4t	△ 316.8t	△ 7.4%
連絡ごみ	7,104.9t	2,242.6t	4,257.6t	3,840.9t	3,712.3t	△ 128.6t	△ 3.3%
その他	1,114.2t	438.2t	758.1t	899.3t	776.9t	△ 122.3t	△ 13.6%
資源物	25,801.7t	23,312.3t	18,010.2t	16,008.4t	14,930.5t	△ 1,077.9t	△ 6.7%
びん	4,831.1t	4,676.4t	3,835.3t	3,660.2t	3,478.7t	△ 181.4t	△ 5.0%
スチール缶	2,990.4t	2,912.2t	2,209.0t	2,248.9t	2,180.9t	△ 68.0t	△ 3.0%
ペットボトル	1,849.0t	1,875.2t	1,733.9t	1,509.6t	1,381.9t	△ 127.7t	△ 8.5%
プラスチック製容器包装	8,064.1t	7,860.2t	6,057.0t	5,963.1t	5,695.3t	△ 267.8t	△ 4.5%
特定品目	-	355.2t	412.3t	430.4t	418.7t	△ 11.7t	△ 2.7%
魚アラ	6,044.9t	5,633.1t	3,762.7t	2,196.4t	1,775.0t	△ 421.3t	△ 19.2%
その他※1	2,022.2t	-	-	-	-	-	-
ごみ・資源物計	270,331.5t	249,411.2t	215,562.2t	208,300.6t	201,801.9t	△ 6,498.7t	△ 3.1%
内訳 家庭系	176,031.6t	159,593.0t	143,809.9t	139,631.1t	135,730.5t	△ 3,900.6t	△ 2.8%
ごみ	160,895.7t	144,887.9t	131,759.7t	127,891.2t	124,608.2t	△ 3,283.0t	△ 2.6%
もえるごみ	143,881.6t	137,339.5t	123,662.3t	120,140.1t	117,268.4t	△ 2,871.7t	△ 2.4%
もえないごみ	9,369.8t	5,551.6t	4,569.1t	4,225.6t	3,917.8t	△ 307.8t	△ 7.3%
連絡ごみ	6,532.1t	1,880.8t	3,492.9t	3,214.4t	3,097.1t	△ 117.3t	△ 3.6%
その他	1,112.2t	116.0t	35.4t	311.1t	324.9t	13.8t	4.4%
資源物	15,135.9t	14,705.1t	12,050.3t	11,739.9t	11,122.3t	△ 617.6t	△ 5.3%
事業系	92,668.4t	89,881.5t	71,752.3t	68,669.4t	66,071.3t	△ 2,598.1t	△ 3.8%
ごみ	83,634.1t	81,211.0t	65,792.3t	64,400.9t	62,263.1t	△ 2,137.8t	△ 3.3%
もえるごみ	82,285.7t	80,024.3t	64,245.2t	63,143.7t	61,162.3t	△ 1,981.4t	△ 3.1%
もえないごみ	773.6t	502.7t	59.7t	42.6t	33.7t	△ 8.9t	△ 21.0%
連絡ごみ	572.8t	361.8t	764.7t	626.5t	615.2t	△ 11.3t	△ 1.8%
その他	2.0t	322.2t	722.6t	588.2t	452.0t	△ 136.1t	△ 23.1%
資源物	9,034.3t	8,670.5t	5,960.0t	4,268.5t	3,808.2t	△ 460.3t	△ 10.8%
集団回収量	17,563.6t	15,593.7t	5,235.4t	4,657.1t	3,970.3t	△ 686.7t	△ 14.7%
拠点回収量	273.5t	1,357.8t	1,933.7t	2,505.2t	2,577.9t	72.6t	2.9%
ごみ・資源物・集団回収等 計 ①	288,168.6t	266,362.7t	222,731.4t	215,462.9t	208,350.1t	△ 7,112.8t	△ 3.3%
一人1日あたり(住基人口)	966.9g	897.7g	770.5g	751.8g	732.3g	△ 19.4g	△ 2.6%
家庭系ごみ一人1日あたり(住基人口)	538.4g	488.3g	455.8g	446.2g	438.0g	△ 8.2g	△ 1.8%
焼却・溶融量(受入量)	252,024.3t	240,211.4t	208,331.3t	192,471.6t	187,946.0t	△ 4,525.6t	△ 2.4%
最終処分量	16,167.2t	12,726.6t	10,966.8t	8,701.5t	7,435.2t	△ 1,266.2t	△ 14.6%
資源化量 ②	57,123.5t	57,152.2t	37,774.8t	37,714.3t	35,818.6t	△ 1,895.7t	△ 5.0%
容器包装※2	17,321.5t	16,828.8t	13,410.4t	11,761.2t	11,499.3t	△ 261.9t	△ 2.2%
破砕後資源	1,966.5t	1,315.4t	1,466.8t	1,391.5t	1,282.6t	△ 108.8t	△ 7.8%
溶融後資源	11,592.5t	15,822.4t	11,305.7t	14,710.4t	14,328.8t	△ 381.5t	△ 2.6%
特定品目	-	325.2t	358.9t	259.9t	232.2t	△ 27.7t	△ 10.7%
その他	8,405.9t	5,908.9t	4,063.9t	2,429.0t	1,927.4t	△ 501.6t	△ 20.7%
集団回収+拠点回収	17,837.1t	16,951.5t	7,169.2t	7,162.3t	6,548.2t	△ 614.1t	△ 8.6%
リサイクル率 ②/①	19.8%	21.5%	17.0%	17.5%	17.2%	-	-
民間回収量 ③※3	-	-	30,442.5t	29,748.1t	29,935.3t	187.2t	0.6%
資源化率(②+③)/(①+③)	-	-	26.9%	27.5%	27.6%	-	-

人口(各年度10月1日現在)	平成24年度(2012年度)	平成25年度(2013年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	増減(令和7年度-令和6年度)	
住基人口	816,490人	812,888人	789,822人	785,210人	779,453人	△ 5,757	△ 0.7%
推計人口	797,039人	793,437人	779,780人	775,168人	765,750人	△ 9,418	△ 1.2%
年間日数	366日	365日	366日	365日	365日	-	-

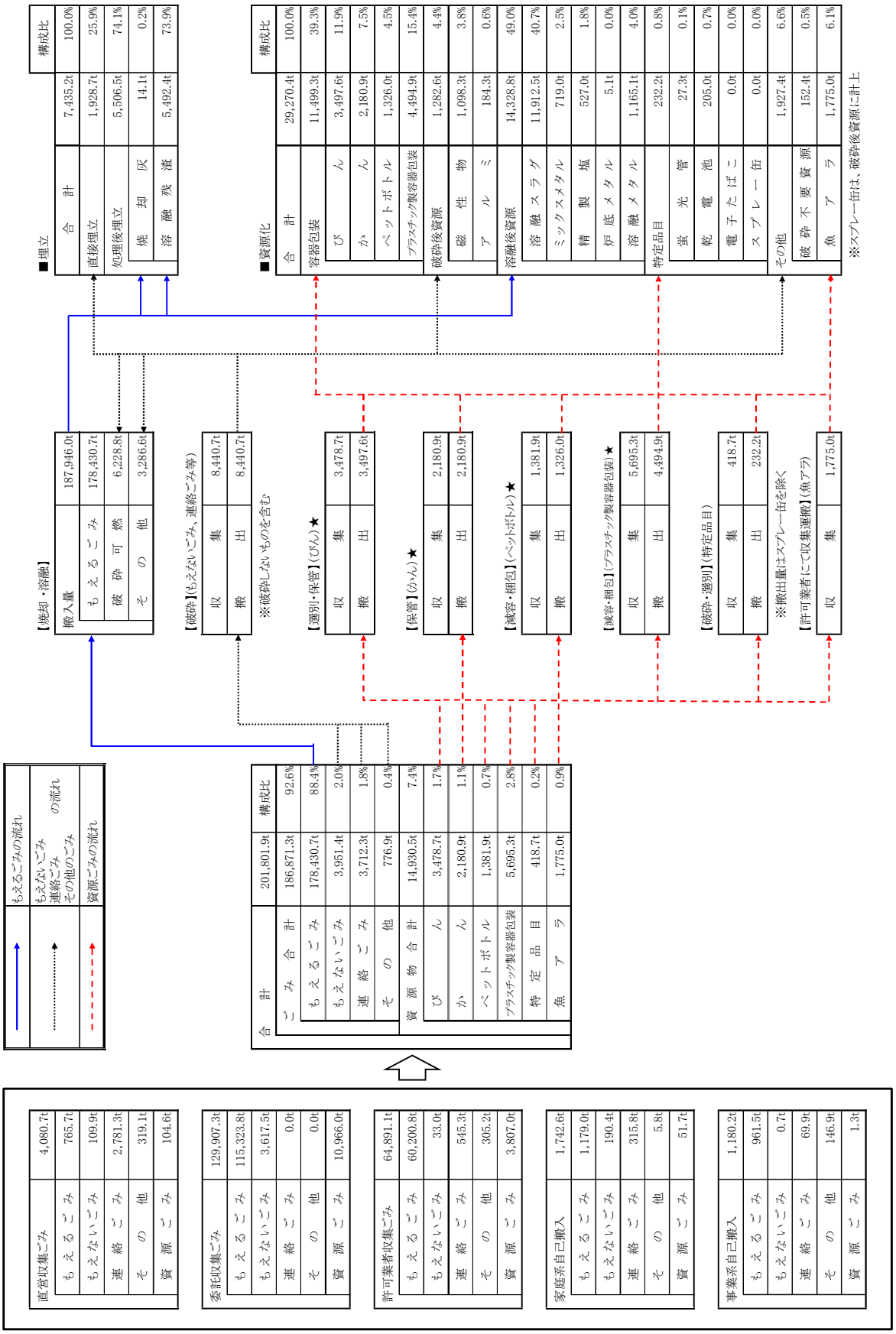
※1 平成24年度までは現在と収集品目が異なっていたため、現在の収集品目以外の資源物についてはその他とした

※2 容器包装の資源化量は、P.21のびん・かん・ペットボトル・プラスチック製容器包装(★印のある)の搬出量の合計である

※3 令和6年度の民間回収量は、集計ミスがあったため、令和8年度版で正しい数値に修正している

（2）処理フロー別内訳

令和７年度



(3)行政区別ごみ排出量

令和 7 年度

区　分	中 央 区	浜 名 区	天 竜 区
もえるごみ	89,664.5t	22,517.4t	3,907.6t
もえないごみ	3,039.4t	553.4t	134.6t
連絡ごみ	2,300.3t	357.6t	123.5t
その他	259.5t	31.6t	28.0t
家庭系ごみ計	95,263.7t	23,460.0t	4,193.6t
一人1日あたり(住基人口)	434.0g	418.3g	470.5g

※ 上記は家庭から排出された量であり、施設へ自己搬入された量は含まない

※ 「一人 1 日あたり」は 10 月1日現在の人口による

※ 中央区、浜名区の排出量は一部按分して算出した値を含む(旧北区の排出量について、三方原地区とその他の地区を集積所数の割合で按分し、前者を中央区、後者を浜名区に計上)

(4)焼却施設搬入量内訳

令和 7 年度

施設名	稼働日数	搬入量計	もえるごみ	破砕後可燃物	連絡ごみ	その他
天竜清掃工場	349日	85,191.6t	78,285.6t	6,163.5t	742.5t	0.0t
西部清掃工場	358日	103,433.7t	100,145.1t	0.0t	0.0t	3,288.6t
合計	-	188,625.3t	178,430.7t	6,163.5t	742.5t	3,288.6t

※ 「その他」は、焼却灰、下水道汚泥、衛生工場し渣等

※ ごみ種別ごとに小数点第2位を四捨五入している

(5)破砕処理内訳

令和７年度

処理施設	搬入量	搬出計	破砕後残渣	磁性物	アルミ	その他
天竜清掃工場	6,921.3t	6,921.3t	5,537.0t	1,098.3t	184.3t	101.7t
		構成比	80.0%	15.9%	2.7%	1.5%

※ ごみ種別ごとに小数点第2位を四捨五入している

(6)埋立処理内訳

令和７年度

処理施設	搬入量計	直接埋立	処理後埋立	焼却灰	溶融残渣	破砕後埋立
平和最終処分場	4,523.1t	1,805.0t	2,718.1t	14.1t	2,704.0t	0.0t
	構成比	39.9%	60.1%	0.3%	59.8%	0.0%
浜北環境センター	3,525.8t	737.4t	2,788.4t	0.0t	2,788.4t	0.0t
	構成比	20.9%	79.1%	0.0%	79.1%	0.0%
舞阪吹上 第2最終処分場	7.0t	7.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	構成比	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
引佐最終処分場	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	構成比	－	－	－	－	－
合計	8,055.9t	2,549.4t	5,506.5t	14.1t	5,492.4t	0.0t
	構成比	31.6%	68.4%	0.2%	68.2%	0.0%

※ 「直接埋立」には、直接埋立て処理するもえないごみ、連絡ごみ、汚泥等を含む

※ 「溶融残渣」は、西部清掃工場及び天竜清掃工場から発生する溶融飛灰処理物

※ ごみ種別ごとに小数点第2位を四捨五入している

（7）発電状況の推移

区　分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
天竜清掃工場	購入電力量	－	－	－	3,020MWh	74MWh
	発電電力量	－	－	－	58,753MWh	62,584MWh
	所内消費量	－	－	－	23,103MWh	21,628MWh
	売電電力量	－	－	－	38,338MWh	41,011MWh
	売電収入額	－	－	－	445,693,149円	463,578,198円
西部清掃工場	購入電力量	2,359MWh	2,138MWh	5,079MWh	934MWh	473MWh
	発電電力量	43,551MWh	44,045MWh	34,690MWh	46,822MWh	47,894MWh
	所内消費量	35,935MWh	35,911MWh	32,704MWh	33,692MWh	33,737MWh
	付帯施設消費量	3,991MWh	4,024MWh	4,164MWh	2,542MWh	2,945MWh
	売電電力量	5,984MWh	6,249MWh	2,901MWh	11,522MWh	11,685MWh
	売電収入額	78,000,957円	83,214,303円	34,446,847円	144,337,081円	148,372,585円
南部清掃工場	購入電力量	644MWh	765MWh	467MWh	2,671MWh	－
	発電電力量	22,391MWh	22,092MWh	22,225MWh	－	－
	所内消費量	12,256MWh	11,916MWh	11,598MWh	2,671MWh	－
	売電電力量	10,779MWh	10,941MWh	11,094MWh	－	－
	売電収入額	83,503,461円	84,572,983円	85,481,016円	－	－

※ 天竜清掃工場は、発電した電力を当工場内で利用し、余剰電力は売却

※ 西部清掃工場は、発電した電力を当工場内及び隣接する総合水泳場で利用し、余剰電力は売却

※ 南部清掃工場は、発電した電力を当工場内で利用し、余剰電力は売却

※ 売電収入額は消費税込の金額

（8）大規模施設のエネルギー使用に伴う CO_2 排出量の推移

大規模施設の名称	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
天竜清掃工場	－	－	－	11,790t	10,512t
西部清掃工場	10,437t	8,609t	14,308t	5,193t	5,330t
南部清掃工場	340t	376t	305t	1,126t	0t
平和最終処分場	820t	751t	868t	314t	246t
東部衛生工場	1,115t	1,085t	1,139t	1,164t	1,057t
西部衛生工場	372t	375t	447t	388t	353t
浜北環境センター	78t	77t	96t	101t	69t

※「エネルギー」とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する灯油、ガス等の燃料及び電気をいう。「エネルギー使用に伴う CO_2 排出量」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき算出される、施設のエネルギー使用に伴い排出される CO_2 排出量をいう

※ 施設単位の建物等におけるエネルギー使用を原因とする CO_2 排出量が過去 5 年以内で 100t 以上の施設

※ 算定にあたり、電気事業者別排出係数（令和 5 年 1 月 24 日環境省・経済産業省公表）の調整後排出係数を使用

第6章　ごみ減量・環境美化

コンポスト容器



密封発酵容器



1　ごみ減量・リサイクル

(1)生ごみ減量の推進

①生ごみ堆肥化容器の配布

【開始年度】 コンポスト容器:平成元年度、密封発酵容器:平成 6 年度

【事業内容】 希望世帯に対し、2 個 1 組を配布する。

【配布実績】

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
コンポスト容器	358世帯	676世帯	964世帯	1,042世帯	734世帯
密封発酵容器	116世帯	202世帯	245世帯	164世帯	185世帯
計	474世帯	878世帯	1,209世帯	1,206世帯	919世帯

対象:平成 30 年度から令和 2 年度までは、過去 2 年度以内に受け取っていない世帯。
令和 3 年度からは、過去に受け取っていない世帯。令和 5 年度からは、過去 5 年度以内に受け取っていない世帯。

②家庭用生ごみ処理機補助金の交付

【開始年度】 平成 13 年度

【事業内容】 家庭用生ごみ処理機を購入する世帯に補助金を交付する。

【補助内容】 補助率 1/2、補助限度額 10,000 円
※平成 20 年度から令和 2 年度までは 15,000 円

【交付実績】

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
世帯数	159世帯	244世帯	269世帯	276世帯	268世帯
補助金交付額	1,495,000円	2,351,000円	2,535,000円	2,675,000円	2,540,000円

対象:令和 3 年度から、過去に受け取っていない世帯

③水切りグッズ「やらまいか！水切りプレス」の作製・配布

やらまいか！水切りプレス



【開始年度】 平成 27 年度

【事業内容】 家庭での「水切り」「ひとしぼり」を推進するため、本市オリジナルの水切りグッズ「やらまいか！水切りプレス」を作製し、希望者には区役所、協働センター等で配布する。

【配布実績】

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配布数	862個	558個	553個	325個	385個
学校	－	0個	－	－	－
説明会	－	0個	－	－	－
窓口	660個	340個	340個	260個	280個
自治会配布事業	200個	40個	－	20個	－
イベント・その他	2個	178個	213個	45個	105個

（2）資源物集団回収の推進

資源物集団回収協力金の交付

【開始年度】 平成 4 年度

【事業内容】 資源物の回収量に応じて、自治会、PTA、子ども会等に協力金を交付する。

【協力金単価】

対象品目	紙類				古着、古布等	アルミ缶	リターナブルびん
	新聞・折込チラシ	雑誌・雑がみ	段ボール	その他紙類			
平成30年度	5.5円/kg	5.5円/kg	5.5円/kg	5.5円/kg	7円/kg	5.5円/kg	5.5円/kg
令和元年度から	5円/kg	7円/kg	5円/kg	5円/kg	7円/kg	3円/kg	5円/kg

※ 平成 30 年度から、前年度回収実績を上回った紙類（新聞・折込チラシ、雑誌・雑がみ、段ボール、その他紙類）の回収量に対して、特別協力金として 1kg までごとに 2 円を上乗せして交付している

【回収実績】

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成団体数	617団体	602団体	565団体	526団体	492団体
協力金交付額	33,744,815円	32,970,939円	28,719,379円	25,536,875円	21,780,657円
前年比	△ 0.5%	△ 2.3%	△ 12.9%	△ 11.1%	△ 14.7%
加算金交付額	1,230,668円	801,584円	427,990円	362,332円	306,900円
団体数	175団体	185団体	99団体	127団体	106団体
回収量	615,334kg	400,792kg	213,995kg	181,166kg	153,450kg
回収量	6,141.0t	6,008.6t	5,235.4t	4,657.1t	3,970.3t
前年比	△ 0.5%	△ 2.2%	△ 12.9%	△ 11.0%	△ 14.7%
古紙類	5,756.4t	5,640.3t	4,892.3t	4,338.1t	3,719.0t
古着類	145.7t	140.4t	125.9t	112.9t	77.5t
アルミ缶	227.4t	218.1t	205.2t	195.0t	166.0t
リターナブルびん	11.4t	9.8t	12.1t	11.1t	7.8t
売却額	30,957,426円	34,417,640円	30,287,675円	30,977,022円	28,173,854円

※ 「リターナブルびん」の値は、回収本数を 1 本 0.82kg で換算

※ 「売却額」は、団体が回収した資源物を資源物取扱い業者等に売却した額

※ 四捨五入により合計が合わない場合がある

（3）資源物拠点回収の取組

資源物拠点回収について広く市民に周知するために、「リサイクル拠点マップ」を作成し、区役所や協働センター等で配布。

令和 2 年度から浜松市地図情報サイトへ「資源物回収拠点マップ」を公開。

①施設拠点回収

【開始年度】 平成 17 年度

【事業内容】 清掃施設及び区役所・協働センター等に回収コーナーを設け、資源物を回収する。

【回収実績】

区　分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	回収品目（令和7年度）
清掃施設	箇所数	6箇所	6箇所	7箇所	7箇所	7箇所	古紙類（新聞、雑誌・雑がみ、段ボール）、古着類、アルミ缶※、リターナブルびん※1
	回収量	115.1t	121.5t	115.3t	117.2t	116.2t	
区役所等	箇所数	12箇所	12箇所	11箇所	11箇所	11箇所	古紙類（新聞、雑誌・雑がみ、段ボール）、古着類※2
	回収量	708.3t	648.3t	570.4t	515.3t	420.3t	
合計	箇所数	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	
	回収量	823.4t	769.8t	685.7t	632.5t	536.5t	

※1 アルミ缶、リターナブルびんは西部清掃工場のみ回収

※2 雑がみ回収事業の回収量を含む

②みどりのリサイクル

【開始年度】 平成 17 年度 ※市町村合併後、細江地域のものを引き継いで実施

【事業内容】 家庭から排出される剪定枝（落ち葉、草花、枝等）のリサイクルを目的として、市内各地の回収拠点にて無料で回収する。

【回収実績】

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
箇所数	6箇所	6箇所	9箇所	10箇所	10箇所
回収量	1,242.4t	1,282.1t	1,451.0t	1,648.3t	1,789.8t

③木製家具資源化業務

【開始年度】 令和 6 年度 ※令和 5 年 6 月から実証事業として実施

【事業内容】 家庭から排出される木製家具について、市民が資源化業者へ直接搬入し、無料で回収の上で、資源化する。

【回収実績】

区　分	令和5年度（6月～）	令和6年度	令和7年度
箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
回収量	86.0t	114.4t	144.9t

④廃食用油の回収

廃食用油回収タンク



【開始年度】 平成 21 年度

※平成 20 年度にモデル事業として実施

【事業内容】 家庭から排出される廃食用油を再資源化するため、市施設等の拠点で回収する。

【回収実績】

区　分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市施設回収量	箇所数	69箇所	69箇所	68箇所	68箇所	69箇所
	回収量	27,460ℓ	21,900ℓ	21,010ℓ	22,170ℓ	20,420ℓ
		25.3t	20.1t	19.3t	20.4t	18.8t
自治会回収量	箇所数	7箇所	9箇所	3箇所	10箇所	16箇所
	回収量	2,050ℓ	2,700ℓ	850ℓ	3,300ℓ	4,000ℓ
		1.9t	2.5t	0.8t	3.0t	3.7t

インクカートリッジ回収箱



⑤インクカートリッジの回収

【開始年度】 平成 23 年度

【事業内容】 家庭から排出されるインクジェットプリンタの使用済みインクカートリッジを市施設にて回収する。

※インクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加

【回収実績】

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
箇所数	73箇所	73箇所	72箇所	72箇所	72箇所
回収量	1.36t	1.44t	1.47t	1.38t	1.50t

⑥使用済小型電子機器等の回収

小型家電回収ボックス



【開始年度】 平成 24 年度(開始は平成 25 年 3 月から)

【事業内容】 レアメタルなどの資源確保、ごみ処理量の削減及び再資源化率の向上を目的として、使用済小型電子機器等を市施設にて回収する。

【回収品目】 使用済小型電子機器等の回収にかかるガイドラインにある特定対象品目

【そ の 他】 平成 26 年度から、リネットジャパンリサイクル株式会社と事業協定を締結し、宅配便を使用した回収を開始。平成 29 年4月から平成 31 年 3 月まで東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が実施する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加した。

【回収実績】

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
箇所数	55箇所	55箇所	54箇所	54箇所	55箇所
回収量	81.5t	69.0t	75.2t	86.5t	94.0t

⑦雑がみ回収事業

【開始年度】 令和 2 年 7 月

【事業内容】 雑がみ分別チャレンジから発展し、雑がみ回収の更なる促進のため、区役所・協働センター等に雑がみ回収カートを設置し、回収拠点を拡大した。

【回収実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
箇所数	57箇所	57箇所	56箇所	55箇所	56箇所
回収量	35.8t	46.0t	42.3t	66.8t	69.0t

⑧羽毛ふとん回収

【開始年度】 令和元年度(令和元年7月から)

【事業内容】 ダウン 50%以上の羽毛ふとんを市施設にて回収する。

【回収実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	7箇所	7箇所
回収量	476枚	598枚	452枚	769枚	1,113枚
	1.1t	1.4t	1.1t	1.8t	2.6t

（4）ごみ減量教育の推進



①小学生社会科副読本「ごみとわたしたち」の配布

【開始年度】 昭和 57 年度

【事業内容】 小学 4 年生を対象に、社会科副読本「ごみとわたしたち」を作成し、電子書籍ポータルサイト「しずおかイーブックス」へ公開する。

【作成実績】

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
作成数	9,000部	9,000部	8,700部

※ 令和 6 年度作成分からデジタル版に移行したため、製本版の作成はなし

②雑がみ分別袋の配布

雑がみ分別袋





新デザイン

【開始年度】 平成 25 年度

※平成 24 年度にモデル事業として実施

【事業内容】 市立の幼稚園・小中学校、自治会対象の説明会やごみ減量啓発イベント等で配布するために、雑がみ分別袋を作製する。

【作製実績】 令和 4･5 年度は、若者世代に向けた啓発として文芸大の学生がデザインした雑がみ分別袋を作製し、百貨店の店舗、ドラッグストア、書店等で配布した。

令和 6 年度は、ごみ減量目標値を掲載した分別袋を作製し、従来の配布箇所に加えスーパー等での配布も実施した。

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
作製数	24,780部	23,000部	80,000部	150,000部	40,000部	
		45,000部	25,000部	－	80,000部	新デザイン

③こどもモッタイナイ大作戦

【開始年度】 平成 29 年度

【事業内容】 児童が夏休み期間中に食品ロス削減などのごみ減量に実際に取り組んでもらうことで、各世帯の日常生活において「食の大切さ」や「ごみ減量」について学ぶもの。参加者には啓発物品を配布し、取組優秀校を表彰する。

※平成 29･30 年度は「小学 4 年生ごみ減量チャレンジ事業」として実施

【参加人数】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加児童数	15,861人	16,969人	16,188人	15,291人	15,411人

取組結果	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
水切り	4,463kg				
雑がみ	13,726kg	13,843kg	12,251kg	12,541kg	14,202kg
プラ	6,284kg	7,062kg	6,752kg	6,950kg	6,960kg
食べきり	3,466kg	3,571kg	3,549kg	3,171kg	3,132kg
計	27,939kg	24,476kg	22,552kg	22,662kg	24,294kg

(5)ごみ減量の啓発

①ごみ減量、リサイクルの推進等

市民へのごみ減量・リサイクルの意識高揚を図るため、以下の活動を実施

○ ひろえば街が好きになる運動(浜松まつり会場)　令和 7 年 5 月
○ ごみゼロフェスタ(富塚協働センター)　令和 7 年 5 月
○ はままつ環境フェス(浜北文化センター)　令和 7 年 7 月
○ そよら感謝祭(イオンスタイル浜松西伊場)　令和 7 年 9 月
○ 労福協まつり(浜名湖ガーデンパーク)　令和 7 年 10 月
○ SALAEXPO2025(サーラプラザ浜松)　令和 7 年 10 月
○ 遠鉄ストア店舗イベント(遠鉄ストア笠井店)　令和 7 年 11 月
○ そよら感謝祭(イオンスタイル浜松西伊場)　令和 7 年 12 月
○ 県主催食品ロス啓発イベント　令和 8 年 1 月
○ 園・学校へコンポストの配布

コンポストの設置を体験する児童



園児・児童・生徒が給食の生ごみ等を使った堆肥作りを通して、循環型社会を体験した。

実施施設:大崎幼稚園

○大都市減量化・資源化共同キャンペーン(10 月)

啓発ポスターの掲示(330 部)

啓発物品(バンブープレート)の配布(856 個)

②インスタグラム投稿キャンペーン

【実　　績】

	事業名称	事業内容	投稿数
令和3年度	はままつエコレシピInstagramハッシュタグキャンペーン	食品ロスの削減のため、エコレシピを実践した写真をインスタグラムに投稿してもらい、若い世代への啓発を図る。	650 件
令和4年度	「浜松市　環境×SDGs　笑いで繋がる SDGs　HA!HA!HA!HAMAMATSU!! やらまいかキャンペーン」	市民に環境とSDGsに関連する取組みに関する写真をインスタグラムに投稿してもらい、市民の行動変容をおこすとともに、情報拡散を図る。	549 件
令和5年度	浜松まるごといただきます！キャンペーン	インスタグラムアカウントを所有する各課(ごみ減量推進課、農業水産課、健康増進課)が連携し、市民が「食品ロス削減」及び「地産地消」、「野菜摂取」を実践した写真をインスタグラムに投稿してもらい市民の行動変容に繋げる。	651 件
令和6年度	Go！みんなで404インスタグラム投稿キャンペーン	市民に、各家庭でごみ減量を実践した写真等に、指定のハッシュタグを付け、感想などのコメントと共にインスタグラムへ投稿してもらうことで、ごみ減量の目標値の周知・啓発及びごみ減量実践への動機付けを図る。	400 件
令和7年度	-	-	- 件

※　令和 7 年度は、広報事業を「Go!みんなで 404 チャレンジ」の広報業務委託へ集約しており、この業務提案にインスタグラム投稿等の事業提案はなかったため実施しなかった

③出前講座の開催

【事業内容】 ごみや資源物の正しい出し方、ごみ減量についての出前講座を実施する。

【開催実績】

○ごみ・資源物の正しい出し方

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	内訳					
						一廃課	北部窓口	南部清掃	平和清掃	浜北清掃	天竜清掃
開催回数	7回	5回	6回	6回	23回	19回	2回	1回	1回	0回	0回
参加者数	352人	166人	704人	145人	904人	784人	60人	15人	45人	0人	0人

※ 令和 7 年度からは、E スイッチ「ごみはトラベラー」の開催実績も含む

○ごみ減量セミナー

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数	15回	27回	24回	25回	14回
参加者数	619人	1,324人	853人	958人	612人

※ E スイッチ「今日から君も 3R 博士」の開催実績も含む

④はままつ脱プラスチック推進事業者への登録

【開始年度】 令和 3 年度

【事業内容】 プラスチックごみの排出抑制と、プラスチックの資源循環に対する意識を醸成するため、市内事業者に対し、はままつ脱プラスチック推進事業者の登録を呼び掛け、登録事業者には店舗内で登録証やミニのぼり旗を掲出するなど、脱プラに関する普及啓発に協力いただいている。そのほか、事業者との連携によるプラスチックごみ削減に関する広報活動を行っている。

【登録実績】21 社(令和 8 年 3 月 31 日時点)

⑤リユース事業に関する連携協定の締結

○「浜松市と株式会社ジモティーとのリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」
「浜松市と株式会社マーケットエンタープライズとの連携と協力に関する協定」

【開始年度】 令和 4 年度(令和 5 年 3 月 14 日締結)

【事業内容】 リユース事業に関する情報を市民に提供し、リユース活動の促進により循環型社会の形成を図るため、リユースサイトを運営する㈱ジモティー、㈱マーケットエンタープライズ(「おいくら」サイト運営)と連携協定を締結

○「浜松市と株式会社 ECOMMIT との資源循環等の推進に関する協定」

【開始年度】 令和 6 年度(令和 7 年 2 月 28 日締結)

【事業内容】 使用可能な衣類や雑貨類のリユースを促進し、廃棄物の発生を抑制するとともに、持続可能な資源循環型社会の実現を目指すため、回収、選別、再流通を行う㈱ECOMMIT と連携協定を締結

⑥清掃施設の見学

【事業内容】 市民や自治体、議会関係者等を対象として、ごみ処理施設の見学受け入れを実施する。

【ごみ処理施設見学の開催実績】

区　分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	施設めぐり(小学4年生)	自治会他	行政視察	その他
平和清掃事業所	件数	8件	11件	10件	5件	1件	－	－	－	1件
	人数	517人	255人	217人	188人	30人	－	－	－	30人
天竜清掃事業所	件数	－	－	－	126件	91件	29件	20件	12件	30件
	人数	－	－	－	2,757人	2,819人	1,715人	502人	129人	473人
西部清掃工場	件数	101件	121件	131件	108件	109件	60件	2件	7件	40件
	人数	10,641人	11,150人	11,575人	10,411人	10,618人	4,305人	46人	45人	6,222人
南部清掃工場	件数	4件	6件	3件	－	－	－	－	－	－
	人数	125人	133人	107人	－	－	－	－	－	－
合 計	件数	113件	138件	144件	239件	201件	89件	22件	19件	71件
	人数	11,283人	11,538人	11,899人	13,356人	13,467人	6,020人	548人	174人	6,725人

※ 南部清掃工場は令和 6 年 3 月 31 日をもって閉鎖

【し尿処理施設見学の開催実績】

区　分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	施設めぐり(小学4年生)	自治会他	行政視察	その他
東部衛生工場	件数	－	1件	－	－	－	－	－	－	－
	人数	－	8人	－	－	－	－	－	－	－
西部衛生工場	件数	－	－	－	1件	－	－	－	－	－
	人数	－	－	－	4人	－	－	－	－	－

⑦Go！みんなで404チャレンジ

【開始年度】 令和 5 年度

【事業内容】 浜松市一般廃棄物処理基本計画の中で、一人1日当たりの家庭系ごみ排出量を令和2年度と比較して令和 10 年度に 20%を減量し、404.0g以下にするとしている。この目標値を達成するため、市民の皆様とごみ減量の目標値を共有し、ごみ減量に取り組んでもらうよう、各種イベントや啓発広報活動などを実施している。

【実施実績】

年度	イベント開催	その他広報活動
令和5年度	○トークイベント「Go！みんなで404チャレンジ」の実施 開催日　令和6年3月20日 当日参加者数　203人	遠鉄バス電光掲示、えんてつビジョン、ケーブルテレビ、新聞広告、インターネット広告、イオンモール浜松市野フードコートモニター、ボートレース浜名湖冠レース、庁内モニター・放送、YouTube動画、FMハロー「はままつ案内所」、SBSラジオ「はままつ案内所」、下池川交差点ビジョン、TV15秒スポットCM、カナルはままつ「Go！みんなで404チャレンジ」目標値等を掲載（やさしい日本語、ポルトガル語、英語、フィリピノ語、中国語、スペイン語）
令和6年度	○トークイベント「ごみ減量チャレンジDay～みんなでサステナブる!?」の実施 開催日　令和6年9月8日 当日参加者数　325人	遠鉄バス電光掲示、ケーブルテレビ、新聞広告、イオンモール浜松市野フードコートモニター、ボートレース浜名湖冠レース、庁内モニター・放送、庁内カウンター椅子広告、浜松市公式LINE通知、YouTube動画、FMハロー「はままつ案内所」、K-MIX「GOOD-TIE!」、下池川交差点ビジョン、カナルはままつ「Go！みんなで404チャレンジ」目標値等を掲載（やさしい日本語、ポルトガル語、英語、ベトナム語、フィリピノ語、中国語、スペイン語）
令和7年度	○トークイベント「笑う！遊ぶ！学ぶ！ごみ減量チャレンジDay」の実施 開催日　令和7年9月6日 当日参加者数　290人	下池川交差点ビジョン、本庁足ふきマット広告、庁内モニター放送、そよらデジタルサイネージ、テレビスポットCM「はままつインフォ」、Instagram広告、Googleディスプレイ広告、杏林堂薬局店内有線放送 （ブース出展）弁天島花火大会、鹿島の花火大会、中日ドラゴンズ2軍戦、マリンフェスティバルin三ヶ日、うなぎ祭り2025、家康公祭り2025

(6)事業系ごみの減量

①減量・資源化・適正処理計画書の提出

【開始年度】 平成 26 年度

【事業内容】「浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例」に基づき、大規模建築物所有事業者に対して減量・資源化・適正処理計画書の作成及び提出、事業系一般廃棄物管理責任者の選任及び届出を義務付ける。

【提出実績】 令和 7 年度 （回答率 100 %）

【対象事業者業種一覧】

スーパー・ドラッグストア	複合商業施設	小売店	ホテル・結婚式場	事業所	合計
92件	45件	58件	36件	23件	
事務所等（ビル等）	サービス業	民間教育機関	公務所	市施設	394件
43件	10件	14件	23件	50件	

②立入検査の実施

【開始年度】 平成 26 年度

【事業内容】 提出された計画書に基づき、実際の廃棄物の発生・処理等の状況や事業系一般廃棄物の減量・資源化・適正処理に関する取組を把握する目的で、大規模建築物所有事業者に対して立入検査を実施する。

【立入実績】 令和 7 年度 40 件

【立入実施事業者業種一覧】

スーパー・ドラッグストア	複合商業施設	小売店	ホテル・結婚式場	事業所	合計
16件	2件	5件	6件	5件	
事務所等（ビル等）	サービス業	民間教育機関	公務所	市施設	40件
3件	0件	0件	3件	0件	

③食品ロス削減協力店への登録

【開始年度】平成 30 年度

【事業内容】 食品ロス削減のため、市内食料品提供事業者に対し食品ロス削減協力店への登録を呼び掛け、登録事業者には店舗内でミニのぼり旗やステッカーを掲出するなど、食品ロス削減に関する普及啓発に協力いただいている。

【登録実績】 380 店舗 ※令和 7 年度までの合計

④はままつ循環経済パートナーズ（HAMACEP）制度

【開始年度】 令和 7 年度

【事業内容】 本市において循環経済（サーキュラーエコノミー、「CE」）への移行を図るため、市内で CE に関する取組を行う企業・団体等に対して「はままつ循環経済パートナーズ（HAMACEP）制度」への登録を呼び掛け、登録事業者へ以下の事業を行っている。

①循環経済に関する情報共有やネットワークの形成

②啓発物品（ポスター、三角 POP、ステッカー）の配布を行い、掲示してもらうことで CE を啓発

③登録事業者向けの講演会・交流会等を開催

【登録実績】 37 事業者（令和7年度末）

(7)終了したごみ減量・リサイクル事業

①雑がみ分別チャレンジ

【実施年度】 平成 30 年度、令和元年度

【事業内容】 家庭から出る雑がみを、区役所・協働センターで回収し持ち込んだ市民にごみ出しグッズを配布することで、雑がみの分別リサイクルの習慣化を図り、もえるごみの減量へつなげていく。

【平成 30 年度実績】

実施区	参加者	回収量
東区	2,974人	6,150kg

【令和元年度実績】

実施区	参加者	回収量
西区	3,099人	5,981kg
南区	2,637人	5,045kg
浜北区	2,515人	5,165kg

②ごみ減量・3R推進フェスタの開催

【開催年度】令和 2 年度～令和 3 年度

【事業内容】幅広い年齢層にごみ減量について啓発を行うことを目的とし、浜松科学館でイベントを開催。令和 2 年度はごみ減量天下取りフェスタとして実施。

【開催実績】

令和2年度	エコ・サイエンスショー	エコ・ワークショップ	食品ロス削減×ごみ減量シンポジウム（井出留美氏）	その他ごみ減量体験イベント
開催回数・日数	2回×4日	12日間	－	－
参加者数	290人	231人	280人	70人

令和3年度	エコ・サイエンスショー	エコ・ワークショップ	わくわくさんの親子リサイクル工作教室
開催回数・日数	3回×3日	3日間	－
参加者数	502人	235人	87人

③生ごみ減量セミナーの開催

【実施年度】 平成 26 年度～平成 30 年度

【事業内容】 生ごみ堆肥化容器の配布を受けた者などを対象に、生ごみを減らすための取組等の紹介。

④親子リサイクル見学会の開催

【実施年度】 平成 14 年度～平成 30 年度

【事業内容】 資源の有効活用やごみの減量・分別・リサイクルについての意識高揚を目的として、公募した小学生・保護者を対象に、夏休みに市内のリサイクル処理施設等の見学会を開催。

⑤資源物集団回収保管庫の貸与

【実施年度】 平成 25 年度～平成 30 年度

【事業内容】 資源物を排出しやすい環境作りを目的として、希望する自治会に対し、保管庫を無償で貸与する。

保管庫（物置タイプ）



保管庫（ボックスタイプ）



【貸与実績】

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
物置タイプ	22自治会	11自治会	14自治会	11自治会
ボックスタイプ	6自治会	4自治会	2自治会	4自治会
合計	28自治会	15自治会	16自治会	15自治会

2 環境美化の推進

(1)環境美化推進員

【開始年度】 平成 24 年度

【事業内容】 ごみ集積所の管理、ごみ分別指導及びごみ減量啓発等を推進するため、リーダー的役割を担う「環境美化推進員」を自治会が選出し、情報提供・意見交換の場として、行政区ごとの会議や研修会を開催する。

【推進員数】

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
推進員数	3,953人	3,939人	3,945人	3,997人	4,050人

【参加実績】

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
会議	132人	668人	436人	659人	647人
研修会	―	733人	754人	791人	791人

※ 令和 3 年度会議は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により東区のみ実施し、研修会は動画視聴による個別研修とした

※ 令和 4 年度から令和 7 年度研修会は、事例集の配布による個別研修とした



会議の様子



事例集

(2)路上死亡動物の処理

【事業内容】 民間事業者への業務委託により、道路上で死亡している飼い主のいない犬・猫や野生動物を回収する。

【処理実績】

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
犬	2件	1件	2件	1件	7件
猫	1,787件	1,697件	1,543件	1,548件	1,350件
その他	2,685件	2,995件	3,004件	3,003件	3,076件
合計	4,474件	4,693件	4,549件	4,552件	4,433件

※ その他とは鳥類、ハクビシンなど、犬・猫を除いた小動物

(3)不当排出及び不法投棄の対策

【実施内容】

○不当排出防止パトロール班(清掃事業所・センター)と地域の自治会等との連携による不当排出、不法投棄防止の啓発

○民間事業者への業務委託により、市内全域の不法投棄パトロールを実施

○自治会等の協力により不法投棄防止用の看板を設置

【不当排出処理実績】

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
処理件数	11,104件	10,067件	8,197件	10,239件	10,017件

【不法投棄の発見箇所及び投棄量】

区　分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	箇所数	投棄量	箇所数	投棄量	箇所数	投棄量	箇所数	投棄量	箇所数	投棄量
一般廃棄物	15箇所	374kg	14箇所	471kg	8箇所	360kg	11箇所	227kg	6箇所	113kg
産業廃棄物	0箇所	0kg	0箇所	0kg	1箇所	616kg	1箇所	221kg	0箇所	0kg
合計	15箇所	374kg	14箇所	471kg	9箇所	976kg	12箇所	448kg	6箇所	113kg

(4)ごみ・資源物の持ち去り禁止

【開始年度】 平成 25 年度(平成 25 年 1 月から)

【事業内容】 ごみ・資源物の持ち去り行為に対して罰則規定を設け、警察 OB の職員 2 名により、早朝の時間帯から市民の通報等に基づき、持ち去り行為が発生している場所を重点的にパトロールするなど、条例に基づく取り締まりを実施する。

【指導実績】

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
通報件数	17件	43件	32件	59件	78件
指導回数	6回	3回	0回	2回	2回

(5)収集車火災の発生状況

【発生状況】

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
火災事故発生件数	5件	5件	2件	4件	0件
(うち消防出動あり)	(3件)	(1件)	(1件)	(2件)	(0件)

第7章 し尿の処理

1 処理状況

(1)し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

区　分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
東部衛生工場	し尿	5,839.6kℓ	5,614.1kℓ	5,273.5kℓ	5,049.0kℓ	4,626.9kℓ
	浄化槽汚泥	49,146.2kℓ	48,508.8kℓ	47,749.8kℓ	48,515.8kℓ	47,850.3kℓ
	計	54,985.8kℓ	54,122.8kℓ	53,023.3kℓ	53,564.8kℓ	52,477.2kℓ
西部衛生工場	し尿	4,278.0kℓ	4,142.2kℓ	3,642.5kℓ	3,768.5kℓ	3,550.6kℓ
	浄化槽汚泥	49,039.1kℓ	48,982.9kℓ	49,003.6kℓ	50,647.7kℓ	51,251.2kℓ
	計	53,317.1kℓ	53,125.1kℓ	52,646.0kℓ	54,416.2kℓ	54,801.8kℓ
合計	し尿	10,117.6kℓ	9,756.3kℓ	8,916.0kℓ	8,817.4kℓ	8,177.6kℓ
	浄化槽汚泥	98,185.3kℓ	97,491.7kℓ	96,753.4kℓ	99,163.6kℓ	99,101.5kℓ
	計	108,302.9kℓ	107,248.0kℓ	105,669.4kℓ	107,981.0kℓ	107,279.0kℓ

※ 端数により合計が合わない場合がある

(2)処理形態

令和８年４月１日現在

区　分		行政区域内	下水道	浄化槽	し尿収集	農業集落	自家処理
浜松処理区	人口	583,373人	513,933人	62,601人	5,975人	864人	0人
	世帯数	277,756世帯	247,587世帯	27,064世帯	2,845世帯	260世帯	0世帯
	構成比	－	88.1%	10.7%	1.0%	0.1%	0.0%
浜北処理区	人口	98,822人	50,851人	45,476人	2,495人	0人	0人
	世帯数	40,852世帯	21,494世帯	18,327世帯	1,031世帯	0世帯	0世帯
	構成比	－	51.5%	46.0%	2.5%	0.0%	0.0%
天竜処理区	人口	24,105人	13,464人	8,044人	1,105人	1,140人	352人
	世帯数	11,678世帯	6,392世帯	4,232世帯	544世帯	328世帯	182世帯
	構成比	－	55.9%	33.4%	4.6%	4.7%	1.5%
舞阪・雄踏処理区	人口	25,327人	23,984人	1,194人	149人	0人	0人
	世帯数	11,337世帯	10,828世帯	443世帯	66世帯	0世帯	0世帯
	構成比	－	94.7%	4.7%	0.6%	0.0%	0.0%
引佐処理区	人口	43,830人	16,805人	24,338人	2,687人	0人	0人
	世帯数	19,030世帯	7,735世帯	10,144世帯	1,151世帯	0世帯	0世帯
	構成比	－	38.3%	55.5%	6.1%	0.0%	0.0%
合計	人口	775,457人	619,037人	141,653人	12,411人	2,004人	352人
	世帯数	360,653世帯	294,036世帯	60,210世帯	5,637世帯	588世帯	182世帯
	構成比	－	79.8%	18.3%	1.6%	0.3%	0.0%

※ 端数により合計が合わない場合がある

※ 人口及び世帯数は、住民基本台帳により算出、外国人を含む

※ 天竜区緑恵台は、合併浄化槽として浄化槽へ加えた

(3)収集状況

令和７年度

区　分			日数	収集件数			収集量		
				し　尿	浄化槽汚泥	合　計	し　尿	浄化槽汚泥	合　計
浜松処理区		年量	242日	20,477件	19,143件	39,620件	5,518kℓ	47,651kℓ	53,169kℓ
		日量	－	84.6件	79.1件	163.7件	22.8kℓ	196.9kℓ	219.7kℓ
浜北処理区		年量	242日	5,060件	8,764件	13,824件	1,478kℓ	23,435kℓ	24,913kℓ
		日量	－	20.9件	36.2件	57.1件	6.1kℓ	96.8kℓ	102.9kℓ
天竜処理区	天竜地区	年量	226日	1,427件	1,230件	2,657件	119kℓ	3,416kℓ	3,535kℓ
		日量	－	6.3件	5.4件	11.8件	0.5kℓ	15.1kℓ	15.6kℓ
	春野地区	年量	192日	507件	547件	1,054件	211kℓ	1,220kℓ	1,431kℓ
		日量	－	2.6件	2.8件	5.5件	1.1kℓ	6.4kℓ	7.5kℓ
	佐久間地区	年量	179日	556件	168件	724件	181kℓ	605kℓ	786kℓ
		日量	－	3.1件	0.9件	4.0件	1.0kℓ	3.4kℓ	4.4kℓ
	水窪地区	年量	131日	258件	149件	407件	104kℓ	368kℓ	472kℓ
		日量	－	2.0件	1.1件	3.1件	0.8kℓ	2.8kℓ	3.6kℓ
	龍山地区	年量	78日	129件	96件	225件	52kℓ	332kℓ	384kℓ
		日量	－	1.7件	1.2件	2.9件	0.7kℓ	4.3kℓ	4.9kℓ
舞阪・雄踏処理区	舞阪地区	年量	89日	262件	95件	357件	54kℓ	182kℓ	235kℓ
		日量	－	2.9件	1.1件	4.0件	0.6kℓ	2.0kℓ	2.6kℓ
	雄踏地区	年量	101日	449件	166件	615件	69kℓ	695kℓ	764kℓ
		日量	－	4.4件	1.6件	6.1件	0.7kℓ	6.9kℓ	7.6kℓ
引佐処理区	細江地区	年量	242日	1,017件	2,420件	3,437件	65kℓ	7,384kℓ	7,449kℓ
		日量	－	4.2件	10.0件	14.2件	0.3kℓ	30.5kℓ	30.8kℓ
	引佐地区	年量	255日	1,214件	2,322件	3,536件	71kℓ	5,849kℓ	5,920kℓ
		日量	－	4.8件	9.1件	13.9件	0.3kℓ	22.9kℓ	23.2kℓ
	三ヶ日地区	年量	230日	1,620件	2,935件	4,555件	257kℓ	7,964kℓ	8,221kℓ
		日量	－	7.0件	12.8件	19.8件	1.1kℓ	34.6kℓ	35.7kℓ
年量合計			－	32,976件	38,035件	71,011件	8,178kℓ	99,101kℓ	107,279kℓ

※ 端数により合計が合わない場合がある

(4)施設別処理状況

令和７年度

区　分			稼働日数	処理量		
				し　尿	浄化槽汚泥	計
浜松処理区(約5割)	東部衛生工場	年量	242日	4,626.9kℓ	47,850.3kℓ	52,477.2kℓ
浜北処理区						
天竜処理区		日量	－	19.1kℓ	197.7kℓ	216.8kℓ
浜松処理区(約5割)	西部衛生工場	年量	255日	3,550.6kℓ	51,251.2kℓ	54,801.8kℓ
舞阪・雄踏処理区						
引佐処理区		日量	－	13.9kℓ	201.0kℓ	214.9kℓ
年量合計			－	8,177.6kℓ	99,101.5kℓ	107,279.0kℓ

※ 端数により合計が合わない場合がある

※ 浜松処理区の収集分は、東部衛生工場と西部衛生工場で約５割ずつ振り分けて処理を行っている

(5)収集稼働状況

令和７年度

区　分			日　数	人　員	延台数	収集回数	収集量	収集件数	走行距離	1台あたり収集量	1台あたり収集件数	1台あたり走行距離
浜松処理区	(一財)浜松市清掃公社	年量	242日	8,157人	18,326台	5,726回	53,169.2kℓ	39,620件	388,118km	702.1kℓ	523.2件	5,125.2km
		日量	－	33.7人	75.7台	23.7回	219.7kℓ	163.7件	1,603.8km	2.9kℓ	2.2件	21.2km
浜北処理区	(民間事業者)	年量	242日	2,974人	7,520台	3,158回	24,912.9kℓ	13,824件	205,588km	801.7kℓ	444.9件	6,616.0km
		日量	－	12.3人	31.1台	13.0回	102.9kℓ	57.1件	849.5km	3.3kℓ	1.8件	27.3km
天竜処理区	天竜地区	年量	226日	517人	1,104台	525回	3,535.0kℓ	2,657件	59,618km	723.7kℓ	543.9件	12,204.4km
	(民間事業者)	日量	－	2.3人	4.9台	2.3回	15.6kℓ	11.8件	263.8km	3.2kℓ	2.4件	54.0km
	春野地区	年量	192日	311人	657台	311回	1,430.9kℓ	1,054件	26,725km	418.2kℓ	308.0件	7,810.0km
	(民間事業者)	日量	－	1.6人	3.4台	1.6回	7.5kℓ	5.5件	139.2km	2.2kℓ	1.6件	40.7km
	佐久間地区	年量	179日	300人	409台	300回	786.0kℓ	724件	24,255km	344.0kℓ	316.9件	10,615.3km
	(民間事業者)	日量	－	1.7人	2.3台	1.7回	4.4kℓ	4.0件	135.5km	1.9kℓ	1.8件	59.3km
	水窪地区	年量	131日	177人	250台	177回	471.9kℓ	407件	16,939km	247.3kℓ	213.3件	8,876.0km
	(民間事業者)	日量	－	1.4人	1.9台	1.4回	3.6kℓ	3.1件	129.3km	1.9kℓ	1.6件	67.8km
	龍山地区	年量	78日	100人	172台	100回	383.6kℓ	225件	7,702km	174.0kℓ	102.0件	3,492.8km
	(民間事業者)	日量	－	1.3人	2.2台	1.3回	4.9kℓ	2.9件	98.7km	2.2kℓ	1.3件	44.8km
舞阪・雄踏処理区	舞阪地区	年量	89日	93人	110台	96回	235.4kℓ	357件	4,420km	190.5kℓ	288.8件	3,576.2km
	(民間事業者)	日量	－	1.0人	1.2台	1.1回	2.6kℓ	4.0件	49.7km	2.1kℓ	3.2件	40.2km
	雄踏地区	年量	101日	133人	227台	137回	764.2kℓ	615件	7,639km	340.0kℓ	273.6件	3,398.9km
	(民間事業者)	日量	－	1.3人	2.2台	1.4回	7.6kℓ	6.1件	75.6km	3.4kℓ	2.7件	33.7km
引佐処理区	細江地区	年量	242日	1,363人	2,045台	1,195回	7,448.6kℓ	3,437件	61,132km	881.4kℓ	406.7件	7,234.2km
	(民間事業者)	日量	－	5.6人	8.5台	4.9回	30.8kℓ	14.2件	252.6km	3.6kℓ	1.7件	29.9km
	引佐地区	年量	255日	984人	2,851台	984回	5,920.4kℓ	3,536件	49,432km	529.5kℓ	316.3件	4,421.3km
	(民間事業者)	日量	－	3.9人	11.2台	3.9回	23.2kℓ	13.9件	193.9km	2.1kℓ	1.2件	17.3km
	三ヶ日地区	年量	230日	2,167人	4,824台	942回	8,220.9kℓ	4,555件	65,742km	392.0kℓ	217.2件	3,134.5km
	(民間事業者)	日量	－	9.4人	21.0台	4.1回	35.7kℓ	19.8件	285.8km	1.7kℓ	0.9件	13.6km
合計			－	17,276人	38,495台	13,651回	107,279.0kℓ	71,011件	917,310km	－	－	－

※ 端数により合計が合わない場合がある

※ 1台あたりの平均数値は概数である

第8章　その他

1　一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

(1)ごみ関係(51 事業者)

令和 8 年 4 月 1 日現在

事業者名	事業所所在地	電話番号	取り扱う廃棄物の種類	収集を行うことのできる区域	車両数
㈱三共	中央区田尻町203-1	442-1001	ごみ	浜松、浜北、天竜	34
㈱ミダックライナー	中央区有玉南町2163	471-9380	ごみ	浜松、舞阪雄踏、浜北、天竜	24
㈲浜松ダスト清掃社	中央区西浅田一丁目6-17	455-3332	ごみ	浜松	4
㈲北部清掃	中央区元浜町317-1	471-6042	ごみ	浜松、浜北	8
㈲田中商店	中央区西塚町313-4	464-1025	ごみ	浜松	3
㈲久野商店	中央区凧野町221-2	426-2715	ごみ	浜松	5
㈲クリーン東海	中央区和合町369-1	473-6601	ごみ	浜松	4
㈲ECOランナー	中央区三方原町1460-4	439-7785	ごみ	浜松	5
エス・ライナー㈱	中央区市野町550-2	432-5555	ごみ	浜松	3
㈲田畑商店	中央区神田町1330	441-2724	ごみ	浜松	4
㈱太洋サービス	中央区篠原町26745-1	447-4640	ごみ	浜松	2
㈱山本エコロジーサービス	中央区神田町758	442-5300	ごみ	浜松	8
㈲クリーンサービス岩田	中央区高丘東二丁目5-12	438-3608	ごみ	浜松	4
㈱ミダックこなん	中央区馬郡町902-1	523-7788	ごみ	浜松	2
㈲オカダ商店	中央区楊子町1121-8	463-7185	ごみ	浜松	3
㈱岩田商店	中央区神田町1488	441-1110	ごみ	浜松	6
㈱山ス鈴木商店	中央区寺島町25	452-2424	ごみ	浜松	2
㈱紙資源リサイクルセンター	中央区流通元町1-3	421-7771	ごみ	浜松	5
㈱細田佳平商店	中央区元浜町34-3-504	523-8401	ごみ	浜松	2
㈱エス・ティ産業	中央区馬郡町1850-16	597-2248	ごみ	浜松	8
環境保全㈱	中央区桜台五丁目9-1	437-6653	ごみ	浜松	4
㈾小坂商店	中央区西浅田一丁目8-20	441-0487	ごみ	浜松	11
丸九環境整備㈲	中央区白羽町309-3	441-9105	ごみ	浜松	3
㈱ミダック	中央区有玉南町2163	414-1888	ごみ	浜松	3
㈱タマヤ	中央区鶴見町2500-3	422-6111	ごみ	浜松	2
㈱MSKレックス	中央区和光町508-2	488-6699	ごみ	浜松	3
㈲西遠防疫社	中央区鴨江二丁目9-5	454-8015	ごみ	浜松	2
㈱美興	中央区高丘東一丁目5-19	437-7535	ごみ	浜松	2
丸友開発㈱	中央区東若林町568-2	454-8118	ごみ	浜松	4
㈲常光商会	中央区鶴見町398-1	544-6356	ごみ	浜松	2
㈱リサイクルクリーン	天竜区二俣町二俣41	925-1366	ごみ	浜松、浜北、天竜	20
㈲内藤クリエーション	中央区海老塚町829-2	450-3477	ごみ	浜松	3
㈱クリーン浜松	中央区貴平町617-3	431-6220	ごみ	浜松	3

事業者名	事業所所在地	電話番号	取り扱う 廃棄物の種類	収集を行うことの できる区域	車両数
㈲山田組	中央区上浅田二丁目5-21	450-2888	ごみ	浜松	2
㈱アーシス	中央区坪井町1559-26	448-8297	ごみ	浜松、舞阪雄踏	9
㈲佐藤産業	中央区松島町393-2	427-0511	ごみ	浜松	3
富士勝飼料㈱	中央区三方原町2142-5	436-0844	ごみ （魚アラに限る。）	浜松市内全域	6
㈲大野商会	浜名区高薗267-1	569-4004	ごみ	浜北	7
鶴山　豊（山三紙業・金属）	浜名区中瀬1509-1	588-1574	ごみ	浜北	6
㈲松浦商店	浜名区小松3400	586-2865	ごみ	浜北	3
㈱戸田工業	浜名区寺島3195-1	586-2247	ごみ	浜北	3
㈲Kamiya R. C	浜名区根堅2475-3	583-0314	ごみ	浜北	3
㈱テクノ環境	天竜区二俣町二俣2212	925-6368	ごみ	天竜	1
㈲浜名クリー	中央区伊左地町2106-1	401-3373	ごみ	舞阪雄踏	14
中村金属興業㈱	中央区桜台一丁目4-1	430-4848	ごみ	舞阪雄踏	1
㈲西遠デトリー	浜名区細江町気賀1846	522-0629	ごみ	引佐	9
㈲金子商店	浜名区細江町気賀180-2	523-0800	ごみ	引佐	3
東名興産㈱	浜名区引佐町金指748	542-2311	ごみ	引佐	12
㈲明治商会	浜名区三ヶ日町津々崎592-1	524-0733	ごみ	引佐	3
㈱美濃ラボ	岐阜県 海津市平田町今尾1195-1	(0584) 66-3657	ごみ（実験動物の 死体等に限る。）	浜松市内全域	4
㈱統大	浜松市中央区下石田町969-2	090-8586-7716	ごみ （魚アラに限る。）	浜松市内全域	7

○収集を行うことができる区域

浜松：中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。）
　　浜名区（都田町、鷲沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）

浜北：浜名区（浜北地域の区域に限る。）

天竜：天竜区

舞阪雄踏：中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域に限る。）

引佐：浜名区（引佐町、神宮寺町、細江町、三ヶ日町の区域に限る。）

（2）し尿・浄化槽汚泥関係（6 事業者）

令和 8 年 4 月 1 日現在

事業者名	事業所所在地	電話番号	取り扱う 廃棄物の種類	収集を行うことの できる区域	車両数
(一財)浜松市清掃公社	中央区花川町114	436-2255	し尿及び浄化槽汚泥	※1	36
㈱ハマセイ東海	浜名区新原2068-1	582-3325	し尿及び浄化槽汚泥	※2	9
㈱ハマエイ	浜名区平口5261-3	585-0058	し尿及び浄化槽汚泥	※3	17
㈲西遠デトリー	浜名区細江町気賀1846	522-0629	し尿及び浄化槽汚泥	※4	6
東名興産㈱	浜名区引佐町金指748	542-2311	し尿及び浄化槽汚泥	※5	14
㈲明治商会	浜名区三ヶ日町津々崎592-1	524-0733	し尿及び浄化槽汚泥	※6	6

○収集を行うことができる区域

※1：中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。）
浜名区（都田町、鷲沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）

※2：浜名区（浜北地域の区域に限る。ただし、し尿は西美薗、高畑、東美薗、本沢合、道本、沼、貴布祢、小林、八幡、平口本村、平口姥ヶ谷、内野台一丁目から四丁目、上島、赤佐全域、新原下善、新原東原の区域に限る。）

※3：中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域に限る。）
浜名区（浜北地域の区域に限る。ただし、し尿は寺島、中条、横須賀、油一色、善地、竜南、高薗、新堀、永島、上善地、小松、内野、染地台一丁目から六丁目、平口法師軒、平口新田、中瀬、宮口、新原本村、大平、堀谷、灰木の区域に限る。）
天竜区

※4：浜名区（細江町の区域に限る。）

※5：浜名区（引佐町、神宮寺町、三ヶ日町（東部）の区域に限る。）

※6：浜名区（三ヶ日町（西部）の区域に限る。）

2 廃棄物再生利用業者一覧

令和 8 年 4 月 1 日現在

事業者名	事業所所在地	電話番号	事業の範囲			再生処理方法	再生品	処理能力
			取り扱うごみの種類	収集運搬	処分			
㈱中野町チップ	本社工場: 中央区伊左地町 3007-1	485-2235	木質系ごみ 繊維系ごみ(天然素材の畳に限る。)	不可	可	破砕処理によるチップ化	燃料用チップ 製紙用チップ	160.0t/日
	浜北工場: 浜名区竜南 518-1	587-9590	木質系ごみ			破砕処理によるチップ化		160.0t/日
阿多古建設 事業協同組合	天竜区両島 873-1	926-3052	草木類	可	可	破砕処理によるチップ化	土壌改良材 マルチング材	234. 4t/日
幸和工業㈱	中央区三幸町 272	436-8481	草木類	可	可	破砕処理によるチップ化	土壌改良材 マルチング材	4.4t/日
㈲大善産業	中央区庄内町 1182-5	487-3737	草木類 木質系ごみ	可	可	破砕処理によるおが粉化	家畜敷料(おが粉)	2.24t/日
浜松環境維持管理㈱	中央区佐浜町 5366-1	485-9887	草木類(剪定枝等)	可	可	破砕処理によるチップ化	堆肥用原料 土壌改良材	4.54t/日
			草木類(刈草類)			切断処理によるチップ化		4.25t/日
	天竜区神沢字 柳久保384-2外		草木類(剪定枝等)			破砕処理によるチップ化		121t/日
㈲グリーンロード浜松	浜名区引佐町 西久留女木371	545-0577	草木類	可	可	破砕処理によるチップ化	堆肥用原料 おが粉	4.35t/日
㈲コスモグリーン庭好	中央区馬郡町 756-1	443-7190	草木類	可	可	破砕処理によるチップ化	堆肥用原料 土壌改良材	51.08t/日
㈱シーテック	静岡県榛原郡川根本町千頭 816-1	(0547) 59-2377	草木類	可	不可			
㈱ミダック	中央区有玉南町 2158番地の2	471-9364	動植物性残さ 紙くず 廃プラスチック(生分解性プラスチックに限る。)	可	可	堆肥化	有機質肥料原料	50kg/日

３ 一般財団法人浜松市清掃公社

(1)沿革、設立目的

昭和 35 年ごろからし尿収集の許可業者に対する市民からの苦情やトラブルが多くなり、浜松市に対して早期に公社を設立し、し尿収集の適正化を図るよう要望があった。そのため、昭和 43 年 12 月公社設立準備事務局を設置、昭和 44 年 4 月 1 日に静岡県知事の許可を受け、財団法人として当公社を設立した。また、公益法人制度改革により平成 24 年 4 月 1 日に一般財団法人へ移行した。

公社は、環境衛生の向上及び環境保全に関する事業を行い、市民の快適な生活に寄与することを目的としている。

(2)組織の概要

①所在地及び資産状況

名　称	所在地	基本財産
一般財団法人浜松市清掃公社	浜松市中央区花川町 114 番地	10,000 千円

②事業内容

ア し尿の収集及び運搬業務

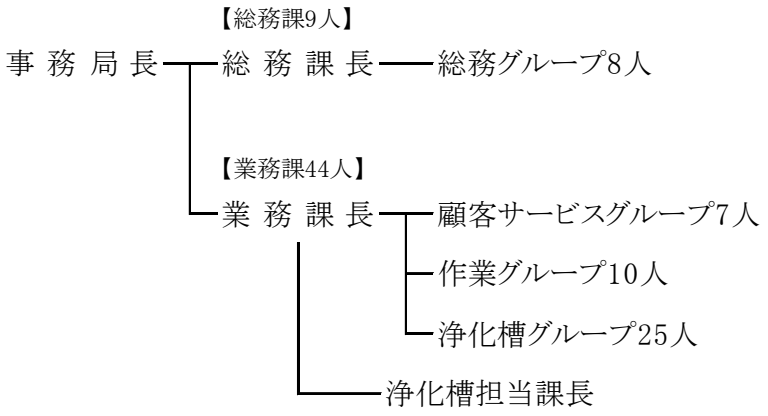
イ 浄化槽の清掃、汚泥収集及び運搬業務

ウ 浄化槽の保守点検業務

③機構図

令和 8 年 4 月 1 日現在

職員数53人(臨時職員7人を含む)



役員等数14人

- 理　　事　5人 ・・・ 理事長1人、公益代表者1人、有識者2人、市職員1人
- 監　　事　2人 ・・・ 有識者1人、市職員1人
- 評 議 員　7人 ・・・ 公益代表者2人、有識者3人、市職員2人

4 産業廃棄物の処理

(1)概要

事業所から排出される多種多量の産業廃棄物に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基づき、これらの産業廃棄物を適正に処理して生活環境を保全するため、排出事業者の処理責任を原則として、排出事業所及び産業廃棄物処理業者に対し、監視・指導を実施している。

(2)処理等状況

①種類別排出状況(市内排出分)

令和 6 年度

(単位:t)

搬出元 / 産業廃棄物の種類	市内	県内(市外)	県外	合計	構成比
がれき類	514,435	34,462	118,226	667,123	61.2%
廃プラスチック類	44,238	10,293	9,640	64,171	5.9%
木くず	71,220	15,751	10,850	97,821	9.0%
汚泥	9,190	8,350	28,180	45,720	4.2%
廃油	6,804	8,856	3,271	18,931	1.7%
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	64,186	7,239	11,877	83,302	7.6%
金属くず	14,447	1,624	298	16,369	1.5%
特別管理産業廃棄物	3,460	2,067	941	6,468	0.6%
その他	8,855	16,803	64,411	90,069	8.3%
合　　計	736,835	105,445	247,694	1,089,974	100%
構　成　比	67.6%	9.7%	22.7%	100.0%	-

※ 産業廃棄物処分業者が提出した産業廃棄物処分状況報告書の集計値
(小数点以下も算入しているため合計値が合わない場合があります)

②排出事業者への指導

令和 7 年度

区　分		立入検査
産業廃棄物排出事業所	製造業	8件
	建設業	60件
	医療業	30件
	その他	62件
計		160件

③産業廃棄物処理業者への指導

令和 7 年度

区　分		立入件数	指導等の状況			
			指導票	始末書等	改善命令等	許可の取消
収集運搬業		16件	－	－	－	－
処分業		110件	－	－	－	－
	中間処分	76件	1件	－	－	－
	最終処分	7件	－	－	－	－
	中間 ＋ 最終	27件	－	－	－	－
計		126件	－	－	－	－

④産業廃棄物処理施設への指導

令和 7 年度

区　分	許可施設	立入検査	収去検体
汚泥脱水施設	10件	7件	2件
汚泥焼却施設	4件	8件	3件
廃油油水分離施設	6件	4件	－
廃油焼却施設	4件	8件	3件
廃酸、廃アルカリ中和施設	4件	－	－
廃プラスチック類破砕施設	17件	33件	－
廃プラスチック類焼却施設	3件	5件	2件
木くず、がれき類破砕施設	45件	62件	－
汚泥コンクリート固型化施設	1件	1件	－
シアン化合物の分解施設	3件	1件	－
その他焼却施設	3件	5件	2件
最終処分場	13件	34件	13件
合　計	113件	168件	25件

		昭和29年度以前	昭和29年度～昭和32年度
機構関係	行政機構等の変遷	○厚生課 （社会係、衛生係、清掃係 昭和27年7月）	昭和29年度 ○「清掃法」公布（4月22日） ○衛生課（衛生係、清掃係 10月） ○浜松市清掃条例制定（3月）
ごみ関係	概要	○直営による収集を開始（浜松ダスト清掃社買収 昭和15年） ○戦後民営業者誕生	昭和30年度 ○し尿・塵芥高速処理施設に関するテストに着手
	施設・料金		昭和29年度 ○料金 直営収集（無料） 業者収集（100円/60kg）
し尿関係	概要	○農家による収集 ○し尿収集業者誕生（昭和27年）	昭和29年度 ○浜松衛生社他11業者を許可業者とする。 ○浜松衛生業協同組合誕生（7月） 昭和30年度 ○し尿・塵芥高速処理施設に関するテストに着手 ○処理世帯数 32,700世帯 （特掃地域の70%） ○業者車両数 トラック15台、三輪3台、バキューム3台、リヤカー16台 ○料金改定の要望が業者より提出される。（3月） 昭和31年度 ○公共施設を直営で収集し始める。 直営車両数 バキューム3台 昭和32年度 ○富士衛生丸広清掃社が理由不明のまま許可証を返納（営業は従来どおり継続（8月） ○収集に地域制を設定
	施設・料金		昭和29年度 ○収集料金 （桶）29ℓ→20円 （バキューム）18ℓ→15円 ○農村買上げ価格 （大型）500～600円 （小型）200～300円 昭和32年度 ○収集料金（4月） （桶） 29ℓ→25円

		昭和33年度～昭和35年度	昭和36年度～昭和38年度
機構関係	行政機構等の変遷	昭和33年度 ○浜松市清掃条例一部改正(1月) 昭和34年度 ○清掃課(庶務係、清掃係　7月)	昭和38年度 ○浜松し尿処理対策協議会設置(8月)
ごみ関係	概要	昭和33年度 ○収集車両を三・四輪自動車に切換	昭和38年度 ○建設大臣勧告に基づき国道1号沿いごみ箱を撤去
	施設・料金	昭和33年度 ○浜松し尿塵芥高速処理場(コンポスト　ごみ50t/日、し尿35t/日)完成	昭和38年度 ○浜松市ごみ焼却場(60t/8h)完成(3月)
し尿関係	概要	昭和33年度 ○浜松衛生株式会社が業者合同により設立される。(4月7日) ○東部清掃社と東海清掃社合同により東海清掃社が設立される。 ○許可業者し尿車が、「無許可業者の特掃内営業行為の取締強化」、「新規許可業者を認めないこと」を求め、市庁舎前に集結する。 昭和35年度 ○無許可業者5回告発 ○許可業者より料金値上げが要求される。	昭和36年度 ○許可業者より、値上げが要望される。これに対し、経営改善と地域一斉汲取による経費減少を図ることで値上げを抑制する。(3月) 昭和37年度 ○地域別(自治会単位)の一斉汲取方式開始 ○業者より料金値上げ要求(要求には応じないこととする。)(2月) 昭和38年度 ○業者より値上げ要求が出され、認可。(7月1日) ○不当料金徴収に伴い、業者に対し、警告する。 ○「県下し尿料金の統一化」につき、県清掃事業対策協議会を開催。(7月9日)
	施設・料金	昭和33年度 ○三方原・都田・湖東地区に18kℓ入貯溜槽60ヶ所、9kℓ入貯溜槽48ヶ所建設 昭和35年度 ○コンポスト敷地内に貯溜槽を設置　　(経費)　2,385,532円 A槽4,880kℓ　B槽2,332kℓ ○収集料金 18ℓ→20円	昭和36年度 ○コンポスト敷地内に貯溜槽を設置　　(経費)　8,890,000円 C槽7,879kℓ　D槽8,276kℓ 昭和37年度 ○下水道中部終末処理場第1消化槽(200kℓ/日)完成。第1消化槽を一時使用し、し尿処理開始(8月) 昭和38年度 ○収集料金　18ℓ→25円 ○浜北市衛生プラント(45kℓ/24h)完成

		昭和39年度～昭和41年度	昭和42年度～昭和44年度
機構関係	行政機構等の変遷	昭和39年度 ○清掃課(庶務係、業務係、作業第一係、作業第二係　10月) ○「浜松市清掃条例」一部改正(10月) ○清掃事業対策協議会設置(8月) ○清掃事業対策審議会設置(10月) 昭和40年度 ○「浜松市清掃条例」第3次改正(6月) 昭和41年度 ○県知事告示により、特別清掃地域が拡大される。(12月20日)	昭和43年度 ○清掃公社設立準備委員会設置(7月1日) ○清掃公社設立準備事務局設置(12月10日)
ごみ関係	概要	昭和39年度 ○収集方法改善テスト開始(6月) 昭和40年度 ○袋収集を開始し、第1次地区切替(6月) ○収集地区全域に対し、袋収集とする。(2月)	昭和42年度 ○危険物収集の定日化　6町、4,589世帯 ○汚泥収集を業者に委託 昭和43年度 ○危険物の梱包収集切替完了(3月) 昭和44年度 ○未収集地域の解消 週2回:45,450世帯 週1回:68,059世帯
	施設・料金	昭和40年度 ○焼却場2稼動16時間(100t/16h)開始(12月) 昭和41年度 ○ごみ焼却場完成(浜北)	昭和42年度 ○コンポスト老朽化により休止(4月1日) ○焼却量　150t/24h(7月) ○ごみ焼却場建設工事着工(12月) 昭和43年度 ○浜松市ごみ焼却場(カンソーン式　60t/8h)完成(9月) ○三ヶ日ごみ処理センター完成
し尿関係	概要	昭和39年度 ○業者より値上げ要求が出され、認可(4月4日) 昭和40年度 ○4業者合併による株式会社浜松清掃公社誕生(許可業者2社となる。) ○住民(篠原・笠井・積志)より同地区内の無許可業者の収集したし尿を市処理施設に搬入できるように陳情が出される。 ○し尿処理施設建設用地反対の陳情が笠井地区豊町東自治会より出される。(1月) 昭和41年度 ○収集体制が、下記のとおりとなる。 直営:公共施設 許可:特掃内の一般世帯 ○し尿処理施設建設用地取得のため、地元住民と買収折衝を継続。	昭和42年度 ○豊町し尿処理施設建設用地の買収が難航し、建設事業費を翌年度に繰り越す。 昭和43年度 ○し尿4業者を許可し、業者数6業者となる。(10月1日) ○料金改正(一般家庭は人頭制とする。12月1日) ○許可業者に対する買収交渉を開始(2月) ○し尿処理施設用地買収完了(12月) 昭和44年度 ○(財)浜松市清掃公社設立(4月1日)、一部事業開始(5月21日)、浜松市より25,000,000円の出捐。 ○浜松衛生KK・株式会社浜松清掃公社との買収交渉成立(昭和45年3月31日までに、業務を全面的に市清掃公社に引き継ぐこととし、この間代行として業務を継続)
	施設・料金	昭和39年度 ○収集料金 東海道線以北18ℓ→30円 東海道線以南18ℓ→27円 ○下水道中部終末処理場内に、し尿処理施設200kℓ槽完成(3月) 昭和40年度 ○北遠衛生センター(45kℓ/24h)完成 昭和41年度 ○下水道中部終末処理場へ下水道通水開始(10月) ○引佐郡衛生プラント(36kℓ/24h)完成	昭和43年度 ○東部衛生工場(200kℓ/24h)し尿処理施設建設工事着工(12月)

		昭和45年度～昭和47年度	昭和48年度～昭和50年度
機構関係	行政機構等の変遷	昭和45年度 ○県知事告示により、全市域が特別清掃地域となる。(4月1日) ○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」公布される。(12月25日) 昭和46年度 ○清掃部(清掃課(計画係、指導係)、南清掃事業所(作業係、焼却係)、北清掃事業所(作業係)、東部衛生工場(業務係)　6月1日) ○「清掃法」全面改正が行われ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」として施行される。(9月23日) 昭和47年度 ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」並びに「同規則」が施行される。(10月1日)	昭和48年度 ○「浜松市清掃条例」一部改正(4月) ○南清掃事業所(管理係、焼却係、作業一～四係)、北清掃事業所(管理係、作業一～四係)(4月) ○南清掃事業所(管理係、焼却係、施設係、作業一～四係)、北清掃事業所(管理係、焼却係、施設係、作業一～四係)(1月) 昭和50年度 ○東部衛生工場が東清掃事業所となる。(7月1日)
ごみ関係	概要	昭和45年度 ○全市週2回収集を開始(ごみ　4月1日) 昭和46年度 ○危険物収集を全市週1回地域と月2回地域とする。(4月19日) 昭和47年度 ○危険物収集を全市週1回とする。(4月)	昭和48年度 ○機械車による収集業務を運転手1人、作業員1人乗務とする。(4月 昭和52年6月完全実施)
	施設・料金	昭和46年度 ○北部ごみ焼却施設(120t/8h)建設工事着工(12月24日)	昭和48年度 ○余熱利用施設「浜松市有玉荘」完成(11月30日) ○北部清掃工場(120t/8h)完成(3月30日) 昭和49年度 ○北部清掃工場(120t/8h)供用開始(4月1日) ○北部清掃工場の余熱を利用した休養施設「浜松市有玉荘」が開館(4月1日)
し尿関係	概要	昭和45年度 ○(財)浜松市清掃公社、全市域のし尿収集を担当(4月1日) 昭和46年度 ○公衆トイレ清掃業務委託開始(4月1日)	昭和48年度 ○(財)浜松市清掃公社に50,000,000円の出捐(12月) 昭和49年度 ○(財)浜松市清掃公社に75,000,000円の出捐(11月) 昭和50年度 ○(財)浜松市清掃公社に40,000,000円の補助(12月)
	施設・料金	昭和45年度 ○東部衛生工場(200kℓ/24h)完成(12月24日)	昭和48年度 ○料金改正 人頭制料金1人130円/月　　従量制料金1本60円/18ℓ 無臭トイレ(スーパークリーントイレ等)で人頭制世帯は月額200円加算 (10月1日) 昭和50年度 ○料金改正 人頭制料金1人180円/月　　従量制料金1本90円/18ℓ 無臭トイレ(スーパークリーントイレ等)で人頭制世帯は月額300円加算 (11月1日) ○浜北市衛生プラント増設　　+30kℓ/日 ○引佐郡衛生プラント増設　　+36kℓ/日

		昭和51年度～昭和53年度	昭和54年度～昭和56年度
機構関係	行政機構等の変遷	昭和52年度 ○「ごみ処理施設構造指針」「し尿処理施設構造指針」「廃棄物処分場指針」通知(6月10日)	昭和54年度 ○「ごみ処理施設構造指針」「し尿処理施設構造指針」「廃棄物処分場指針」改正(9月1日) ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」一部改正(11月1日) 昭和55年度 ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正(4月1日) ○清掃管理課(計画係、指導係、埋立処分場係)、西清掃事業所(業務係)(4月) 昭和56年度 ○「し尿処理施設構造指針」改正(11月17日)
ごみ関係	概要		昭和55年度 ○ごみ10パーセント減量運動推進本部設置(6月) 昭和56年度 ○ごみ10パーセント減量運動の一環として、5月30日が「わたしの町のごみゼロデー」に設定される。
	施設・料金	昭和53年度 ○南部清掃工場改築工事請負契約締結(9月) ○南部清掃工場全面改築工事現地着工(10月16日)	昭和54年度 ○(仮)静ヶ谷最終処分場建設工事請負契約締結(9月) ○(仮)静ヶ谷最終処分場現地着工(10月2日) 昭和55年度 ○静ヶ谷最終処分場完成(9月30日) ○南部清掃工場全面改築工事完成(2月28日) ○三ヶ日ごみ処理センター改築
し尿関係	概要	昭和51年度 ○西部衛生工場建設の予算が計上。(翌年度へ繰越)工事請負契約締結(1月) ○(財)浜松市清掃公社に38,429,000円の利子補給(1月)	昭和54年度 ○(財)浜松市清掃公社の施設整備事業2,857,179円の利子補給 昭和55年度 ○(財)浜松市清掃公社の施設整備事業及び浄化槽部門の南基地から北基地移転に伴う工事費に9,380,485円の利子補給、施設整備事業借入金返済償還に13,000,000円の補助 昭和56年度 ○(財)浜松市清掃公社の施設整備事業に11,784,909円の利子補給、施設整備事業借入金返済償還に30,800,000円の補助
	施設・料金	昭和52年度 ○料金改正 人頭制料金1人240円/月　　従量制料金1本120円/18ℓ 無臭トイレ(スーパークリーントイレ等)で人頭制世帯は月額400円加算(1月1日) 昭和53年度 ○西部衛生工場建設工事現地着工(8月16日) ○北遠衛生センター増設(+10kℓ/日)	昭和55年度 ○西部衛生工場(400kℓ/24h)完成(2月15日) ○浜北市衛生プラント(+40kℓ/24h)増設

		昭和57年度～昭和59年度	昭和60年度～昭和63年度
機構関係	行政機構等の変遷	昭和58年度 ○「浄化槽法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第9条削除が公布される。(8月18日) 昭和59年度 ○「浜松市事務分掌規則」一部改正(4月1日) 清掃管理課(計画係、指導係、静ヶ谷処分場)	昭和60年度 ○「浄化槽法」の施行に伴い、「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則」並びに「浜松市専決規程」が一部改正される。(10月1日) 昭和61年度 ○「ごみ処理施設構造指針」改正(8月15日) 昭和62年度 ○「し尿処理施設構造指針」「廃棄物処分場指針」改訂(案)(6月16日) 昭和63年度 ○一般廃棄物処理業許可申請手数料改正、許可証の再交付申請手数料改正(4月1日)
ごみ関係	概要	昭和57年度 ○関東地方知事会により、5月30日が「関東地方環境美化運動の日」に設定される。 昭和58年度 ○乾電池の分別収集開始(2月) 昭和59年度 ○解体時の建築物廃木材が産業廃棄物となる。(4月1日)	昭和60年度 ○使用済み乾電池の処理対策に対し、生活環境審議会廃棄物処理部会より答申が出る。(7月24日)
	施設・料金	昭和57年度 ○天竜市清掃センター完成(2月1日)	昭和60年度 ○浜北清掃センター(60t/8h)完成(3月25日) 昭和61年度 ○北部清掃工場灰クレーン及び排水処理施設設備一部取替工事
し尿関係	概要	昭和57年度 ○(財)浜松市清掃公社の施設整備事業に9,468,097円の利子補給、施設整備事業借入金返済償還に30,800,000円の補助 昭和58年度 ○(財)浜松市清掃公社の施設整備事業借入金償還に、30,800,000円の補助及び6,907,000円の利子補給 昭和59年度 ○(財)浜松市清掃公社の施設整備事業借入金償還に、30,800,000円の補助及び4,309,374円の利子補給	昭和60年度 ○(財)浜松市清掃公社の施設整備事業借入金償還に、30,865,000円の補助及び2,007,149円の利子補給
	施設・料金	昭和58年度 ○東部衛生工場全面改築工事現地着工(12月5日)	昭和60年度 ○東部衛生工場全面改築工事完成(3月31日)

		平成元年度～平成3年度	平成4年度～平成6年度
機構関係	行政機構等の変遷	平成2年度 ○「浜松市事務分掌規則」一部改正(4月1日) 南清掃事業所(管理係、施設係、作業第一～三係、焼却係) 平和清掃事業所(施設管理係、埋立処分係、作業第一～二係) 平成3年度 ○「再生資源の利用の促進に関する法律」公布(4月26日) ○可美村合併により処理区域が拡大(5月1日) ○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正(10月5日)	平成4年度 ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正(9月30日) ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」の全部改正(9月30日) 平成5年度 ○「浜松市事務分掌規則」一部改正(4月1日) 清掃管理課(計画係、施設整備係、指導係) 平成6年度 ○「浜松市事務分掌規則」一部改正(4月1日) 平和清掃事業所(管理係、埋立処分係、破砕処理係、作業第一～二係)
ごみ関係	概要	平成2年度 ○収集区域変更(4月1日)	平成4年度 ○資源物集団回収に対する協力金交付事業開始(4月1日) ○一般廃棄物処理手数料徴収(一般廃棄物処理業者が搬入するごみを対象に10kgあたり30円を徴収　10月1日) 平成5年度 ○完全週休2日制の実施により毎週土曜日が休みとなる。(ごみの収集業務、平和清掃事業所、東清掃事業所、西清掃事業所　4月3日)
	施設・料金	平成2年度 ○平和最終処分場完成(8月31日) ○北部清掃工場改修工事完了(3月15日)	平成4年度 ○雄踏町環境センター完成(8月) ○静ヶ谷最終処分場埋立終了(9月30日) ○平和破砕処理センター竣工(3月10日) ○三ヶ日ごみ処理センター完成(3月25日) 平成5年度 ○水窪・佐久間クリーンセンター(16t/8h)完成(10月20日) ○舞阪クリーンセンター完成(12月)
し尿関係	概要		
	施設・料金	平成元年度 ○料金改正 人頭制料金1人360円/月　　従量制料金1本180円/18ℓ 人頭制世帯で無臭トイレ使用の場合1世帯につき600円加算(4月1日) 平成2年度 ○北遠衛生センター(70kℓ/日)　全面改築工事完成(3月) 平成3年度 ○引佐郡衛生プラント(85kℓ/日)　全面改築工事完成(3月25日)	平成4年度 ○浜北市クリーンセンター(95kℓ/日)全面改築工事完成(9月)

		平成7年度～平成9年度	平成10年度～平成12年度
機構関係	行政機構等の変遷	平成7年度 ○「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」公布(6月16日) 平成8年度 ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」一部改正(10月4日) 平成9年度 ○「部設置条令」一部改正(4月1日) 環境清掃部(環境企画課、環境保全課、清掃管理課(指導係、施設整備係)、南清掃事業所、北清掃事業所、平和清掃事業所、東清掃事業所、西清掃事業所) ○「し尿処理施設構造指針」改訂(8月29日)	平成10年度 ○「特定家庭用機器再商品化法」公布(6月5日) ○「ごみ処理施設構造指針」廃止 「ごみ処理施設性能指針」通知(10月28日) 平成11年度 ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正(9月30日) ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」一部改正(9月30日) 平成12年度 ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正(4月1日)
ごみ関係	概要	平成9年度 ○「容器包装リサイクル法」施行に伴う資源物分別収集事業開始、燃えるごみ・燃えないごみ・粗大(連絡)ごみ・乾電池・資源物の5分別収集となる。(4月1日) ○資源物(スチール缶・ペットボトル)収集業務の委託化(4月1日) (南・北・平和清掃事業所管内) ○ごみ袋を中身の識別できる程度の透明性を有する45ℓ以内の大きさのものとする。(4月1日)	平成10年度 ○事業系ごみの排出袋が、中身の識別できる程度の透明性を有する袋(家庭系に準じた形)となる。(4月1日) ○事業系の資源物分別収集事業(家庭系に準じた形)が始まる。(7月1日) 平成11年度 ○(社)全国都市清掃会議　秋季評議員会開催(アクトシティ浜松　10月14日) ○「浜松市一般廃棄物処理基本計画」策定(3月10日) ○龍山地域にてバイオマス生ごみ処理機の世帯無償貸与事業を開始
	施設・料金	平成7年度 ○南部清掃工場改修工事完了(3月10日) ○はるのクリーンセンター(8t/8h)完成(3月27日) 平成8年度 ○南部清掃工場資源物ストックヤード整備工事 ○南部清掃工場ペットボトル減容施設建設工事 ○平和最終処分場資源物ストックヤード整備工事 ○はるの一般廃棄物最終処分場供用開始(11月) ○浜北清掃センター焼却炉(40t/8h)増設工事完了(3月) ○舞阪吹上第2廃棄物最終処分場供用開始(7月) 平成9年度 ○引佐最終処分場供用開始(4月1日)	平成10年度 ○雄踏町環境センター廃止(10月1日) ○舞阪クリーンセンター廃止(1月5日) 平成12年度 ○平和破砕処理センター改造 工事(プラスチック製容器包装圧縮減容機設置工事【本機・予備機】)
し尿関係	概要	平成9年度 ○吉野浄化センターを清掃管理課に移管(4月1日)	平成12年度 ○吉野町、吉野東町の花川町への町名変更に伴い、吉野浄化センターを花川浄化センターに名称変更(4月1日)
	施設・料金	平成8年度 ○料金改正 人頭制料金　1人610円/月(市民負担額500円、市助成額110円) 従量制料金　305円/18ℓ(市民負担額250円、市助成額 55円) 人頭制世帯で無臭トイレ使用の場合1世帯につき800円加算(4月1日)	

		平成13年度～平成14年度	平成15年度～平成16年度
機構関係	行政機構等の変遷	平成13年度 ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正(4月1日) ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」一部改正(4月1日) 平成14年度 ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正(4月1日) ○「事務分掌規則」の一部改正 東・西清掃事業所を統合し衛生事業所を設置、廃棄物対策課を新設(4月1日)	平成15年度 ○「浜松市新清掃工場水泳場建設事務局に関する規則」施行 新清掃工場水泳場建設事務局を新設(4月1日)
ごみ関係	概要	平成13年度 ○「容器包装リサイクル法」に伴うプラスチック製容器包装の分別収集開始(4月1日) ○電気式生ごみ処理機購入費補助金交付事業開始(モデル事業　4月1日) ○粗大ごみ受付センターを平和清掃事業所内に開設、市内全域の一括受付開始(4月1日) ○資源物(びん)収集業務の委託化(平和清掃事業所管内　4月1日) ○「家電リサイクル法」施行(4月1日) ○浜松市新清掃工場及び新水泳場建設事業検討委員会の立ち上げ(10月25日) 平成14年度 ○一般廃棄物処理手数料の改正 一般廃棄物処理業者が搬入するごみを対象に、10kgあたり50円(びん及びペットボトルにあっては、30円)を徴収(4月1日) ○資源物(びん)収集業務の委託化(北清掃事業所管内の一部　4月1日) ○佐久間地域で生ごみ資源循環型地域モデル事業奨励金交付事業を開始	平成15年度 ○ごみ、プラスチック製容器包装、乾電池収集業務の委託化(南清掃事業所管内の一部　4月1日)) ○乾電池資源化業務の委託化(4月1日) ○資源物(びん)収集業務の委託化(北清掃事業所管内の一部　4月1日) ○「浜松市一般廃棄物処理基本計画」見直し(3月) 平成16年度 ○ごみ、乾電池収集業務の委託化(北清掃事業所管内の一部　4月1日) ○資源物(びん)収集業務の委託化(南・北清掃事業所管内の一部　4月1日)
	施設・料金	平成13年度 ○北部清掃工場改修工事完了(3月20日) ○舞阪吹上第1廃棄物最終処分場埋立終了(3月31日) 平成14年度 ○浜北環境センター供用開始(4月) ○三ヶ日ごみ処理センターのばいじん固化処理施設が完成(5月) ○浜北清掃センター(90t/24h)のダイオキシン対策工事完了(10月24日) ○天竜清掃センター廃止(12月16日)	
し尿関係	概要	平成14年度 ○花川浄化センターを廃止し、下水道へ接続(4月1日)	
	施設・料金		

		平成17年度～平成18年度	平成19年度～平成20年度
機構関係	行政機構等の変遷	平成17年度 ○天竜川・浜名湖地域12市町村が合併し、新「浜松市」が誕生（7月1日） ○「浜松市事務分掌規則」一部改正（7月1日） 合併地域に浜北環境事業所、天竜環境事業所、引佐環境事業所を配置	平成19年度 ○「浜松市事務分掌規則」一部改正（4月1日） 環境部（環境企画課、環境保全課、資源循環推進課、産業廃棄物対策課、まち美化推進課（南清掃事業所（第2種）、北清掃事業所（同）、平和清掃事業所（同）、浜北環境事業所（同）、天竜環境事業所（同）、引佐環境事業所（同））、生活排水対策課、新清掃工場水泳場建設事務局） 平成20年度 ○「浜松市事務分掌規則」一部改正（4月1日） 環境部（環境企画課、環境保全課、資源廃棄物政策課（引佐環境事業所（2種））、南清掃事業所、北清掃事業所、平和清掃事業所、浜北環境事業所、天竜環境事業所、生活排水対策課、新清掃工場水泳場建設事務局）
ごみ関係	概要	平成17年度 ○ごみ、乾電池収集業務の委託化（平和清掃事業所管内の一部　4月1日） ○資源物（びん）収集業務の委託化（南清掃事業所管内の一部　4月1日） ○リサイクルステーションの業務委託を開始（2箇所　4月1日） 平成18年度 ○プラスチック製容器包装収集業務の委託化（北・平和清掃事業所管内　4月1日） ○リサイクルステーションを3箇所増設して5箇所にて実施（4月1日） ○平和破砕処理センター火災事故（1月23日）	平成19年度 ○可燃、不燃収集業務の委託化（北・南清掃事業所管内の一部　4月1日） ○引佐最終処分場堰堤築造工事（5月～10月） ○資源物集団回収協力金交付要綱を改正、1kg当たり（1本当たり）5.5円と7円の2グループ制に（4月1日） ○リサイクルステーションを5箇所増設して10箇所にて実施（4月1日） ○みどりのリサイクル事業について、細江にて実施していた事業を南部清掃工場、浜北清掃センターにて実施（1箇所から3箇所へ　4月1日） 平成20年度 ○リサイクルステーションを2箇所増設して12箇所にて実施（4月1日） ○ふとん等を粗大ごみとして収集開始（10月1日） ○レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定に基づき、市内のスーパー事業者等がレジ袋の無料配布を中止、マイバッグ・マイバスケット持参運動の推進（26社96店舗　10月1日） ○廃食用油の拠点回収をモデル事業として実施（7施設　3月2日） ○「浜松市一般廃棄物処理基本計画」見直し（3月）
	施設・料金	平成17年度 ○天竜ごみ処理工場（36t/24h）完成（5月30日） ○平和最終処分場第2期埋立地建設工事完了（3月10日） ○龍山生ごみ処理施設廃止（6月24日） 平成18年度 ○はるのクリーンセンター、水窪・佐久間クリーンセンターの焼却炉を休止（4月1日） ○平和破砕処理センターで火災（1月23日） ○平和最終処分場第2期埋立地供用開始（3月）	平成20年度 ○雄踏環境センター解体撤去（8月） ○西部清掃工場（450t/24h）竣工（1月31日）、供用開始（2月1日）
し尿関係	概要	平成17年度 ○西部衛生工場、下水道放流開始（4月1日）	
	施設・料金	平成17年度 ○合併により一部事務組合等が解散したことにより改名 ・北遠衛生センター　⇒　天竜衛生センター ・引佐郡衛生プラント　⇒　細江し尿処理センター ・浜北市クリーンセンター　⇒　浜北クリーンセンター	

		平成21年度～平成22年度	平成23年度～平成24年度
機構関係	行政機構等の変遷	平成21年度 ○西部清掃工場供用開始に伴い、新清掃工場水泳場建設事務局が解散(4月1日) 平成22年度 ○「浜松市事務分掌規則」一部改正(4月1日) 環境部(環境企画課、環境保全課、資源廃棄物政策課、廃棄物処理施設管理課(引佐環境事業所(2種))、南清掃事業所、北清掃事業所、平和清掃事業所、浜北環境事業所、天竜環境事業所、産業廃棄物対策課)	平成23年度 ○「浜松市事務分掌規則」一部改正(7月1日) 環境部(環境政策課、環境保全課、資源廃棄物政策課、廃棄物処理施設管理課(引佐環境事業所(2種))、南清掃事業所、北清掃事業所、平和清掃事業所、浜北環境事業所、天竜環境事業所、産業廃棄物対策課)
ごみ関係	概要	平成21年度 ○リサイクルステーションを2箇所増設して14箇所にて実施(4月1日) 平成22年度 ○リサイクルステーションを1箇所増設して15箇所にて実施(4月1日) ○旧浜松市内においてごみ出しにレジ袋を使用しないよう市民に求める。(4月1日～) ○湖西市の可燃ごみ処理の受託を開始(10月1日)	平成23年度 ○区役所・公民館等市の74施設でインクカートリッジの回収事業を開始(6月1日) ○可燃・不燃物収集業務の追加委託化(平和清掃事業所管内の一部 4月1日) ○家庭ごみの出し方に関する統一ルールを策定(2月)※適用は25年4月1日から 平成24年度 ○東日本大震災による災害廃棄物(岩手県山田町、大槌町)の広域処理を実施(10月18日～3月15日) ○使用済小型電子機器等の回収を開始(32箇所 3月1日～)
	施設・料金	平成21年度 ○三ヶ日ごみ処理センター休止(5月8日) 平成22年度 ○平和破砕処理センター内プラスチック製容器包装圧縮減容機改修工事 ○休養施設「浜松市有玉荘」廃止(3月31日)	平成23年度 ○北部清掃工場休止(4月9日) ○南部清掃工場改修工事完了(3月14日) ○西部清掃工場の溶融スラグ倉庫の寄付受入(3月31日) 平成24年度 ○南部清掃工場内布団破砕機の稼動開始(4月1日) ○事業系一般廃棄物の処理手数料を50円/10kgから80円/10kgへと改定。(4月1日) ○平成24年度平和破砕処理センター回転式破砕機改修工事 ○事業系自己搬入の処理手数料を有料化 ○舞阪吹上第1廃棄物最終処分場廃止(9月14日)
し尿関係	概要		平成23年度 ○天竜衛生センターの運転管理を直営から包括委託化 平成24年度 ○(財)浜松市清掃公社が一般財団法人に移行(4月1日)
	施設・料金	平成21年度 ○浜北クリーンセンター受入れ停止(4月1日) ○浜北クリーンセンター休止(8月1日) ○連尺町公衆便所解体(6月) 平成22年度 ○鴨江町公衆便所解体(5月)	平成24年度 ○し尿汲取り料金改定取扱要領(11月)

		平成25年度	平成26年度
機構関係	行政機構等の変遷	平成25年度 ○「浜松市事務分掌規則」一部改正（4月1日） 環境部（環境政策課、環境保全課、資源廃棄物政策課、廃棄物処理施設管理課、南清掃事業所、北清掃事業所、平和清掃事業所、浜北環境事業所、天竜環境事業所、産業廃棄物対策課）	
ごみ関係	概要	平成25年度 ○印字指定袋を導入（4月1日） ○分別品目を全市10品目に統一（4月1日） ○連絡ごみを有料化（300 円、600円、900円、1200円の4段階。4月1日） ○資源物集団回収保管庫貸与事業を開始 ○「浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、「浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例」を公布（9月26日） ○ごみ・資源物の持ち去り禁止制度の一部施行（1月1日） ○「浜松市一般廃棄物処理基本計画」見直し（3月） ○災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定締結（2団体）（3月25日）	平成26年度 ○ごみ・資源物の持ち去り禁止制度の完全施行（4月1日） ○大規模建築物所有事業者の減量の取り組みの開始（4月1日）
	施設・料金	平成25年度 ○特定品目中間処理施設稼働（引佐最終処分場内　4月1日） ○事業系一般廃棄物の処理手数料を80円/10kgから120円/10kgへと改定。（4月1日） ○平和最終処分場内連絡ごみ受け取り施設稼働（4月1日） ○浜北清掃センター休止(4月15日） ○三ヶ日ごみ処理センター廃止（3月25日） ○北部清掃工場廃止（3月26日） ○浜松・浜名湖太陽光発電所竣工（静ヶ谷最終処分場　7月3日）	平成26年度 ○事業系一般廃棄物の処理手数料のうち、びん・ペットボトル以外は124円/10kg、びん・ペットボトル31円/10kgへ改定。（4月1日） ○三ヶ日ごみ処理センター解体 ○龍山生ごみ処理施設解体 ○天竜ごみ処理工場休止（3月31日） ○南部清掃工場ペットボトル減容化施設休止（3月31日）
し尿関係	概要	平成25年度 ○浜松市衛生施設長寿命化計画を策定（10月）	
	施設・料金	平成25年度 ○し尿汲取り料金改正 従量制料金（18ℓあたり） 浜北区　215円⇒250円 天竜区（佐久間、水窪、春野）　270円⇒300円 天竜区（龍山）　260円⇒300円	平成26年度 ○消費税が8%となったことにより 料金改正（税込） 人頭制（1人あたり）　旧浜松、雄踏　　500円⇒515円 従量制（18ℓあたり） 舞阪　　240円⇒258円　旧浜松、雄踏、浜北　250円⇒258円 細江　　280円⇒290円　引佐、三ケ日　　300円⇒310円 旧天竜　216円⇒225円　春野、佐久間、水窪、龍山300円⇒309円 ○春野貯留槽、龍山貯留槽【借地】 土地賃貸借契約（4月1日）

		平成27年度～平成28年度	平成29年度～平成30年度	令和元年度（平成31年度）～令和2年度
機構関係	行政機構等の変遷	平成27年度 ○「浜松市事務分掌規則」一部改正(7月1日) 環境部(環境政策課、環境保全課、ごみ減量推進課、廃棄物処理課(北部収集窓口センター※2種)、南清掃事業所、平和清掃事業所、浜北環境事業所、天竜環境事業所、産業廃棄物対策課)		
ごみ関係	概要	平成27年度 ○ペットボトルの中間処理を民間5事業者に完全委託化（4月1日） 平成28年度 ○リサイクルステーションを終了	平成29年度 ○ごみ処理非常事態宣言（2月2日～2月19日） 平成30年度 ○一人1日当たりの家庭系ごみ排出量が最も少ない政令指定都市を目指して「ごみ減量天下取り大作戦」を開始（7月19日～）	令和元年度（平成31年度） ○羽毛ふとんのリサイクルを開始（4箇所　6月1日～） 令和2年度 ○雑がみの回収をすべての区役所・協働センター74箇所で開始（57箇所　7月1日～） ※17箇所は資源物拠点回収で開始済 ○LINEによる連絡ごみ収集申し込み、電子マネー決済の開始（3月1日～） ○環境審議会に家庭ごみ有料化について諮問（7月2日～） ○「資源物拠点回収マップ」サイト開設（6月～）
	施設・料金	平成27年度 ○北部清掃工場解体工事着工（10月16日） 平成28年度 ○北部清掃工場解体完了（平成29年2月） ○平和最終処分場第1期埋立処分終了（12月5日）	平成29年度 ○舞阪クリーンセンター解体（3月） 平成30年度 ○はるのやまびこドーム解体（1月）	令和元年度（平成31年度） ○事業系一般廃棄物の処理手数料を125円/10kg（びん・ペットボトルは31円/10kgから変更なし）へ改定。（10月1日） ○平和最終処分場（第1期）廃止　（9月20日） ○西部清掃工場の処理能力を164.9t/24時間×3炉へ変更(8月21日) ○天竜清掃センター解体(3月) ○連絡ごみ手数料改正（10月1日） 300円⇒ 310円 600円⇒ 620円 900円⇒ 930円 1200円⇒ 1240円 令和2年度 ○静ヶ谷最終処分場 排水処理施設運転停止（3月31日）
し尿関係	概要	平成27年度 ○浜松市衛生施設長寿命化計画を改訂（7月） 平成28年度 ○西部衛生工場の運転管理を包括委託化（4月1日～）	平成30年度 ○東部衛生工場の運転管理を包括委託化（4月1日～）	令和元年度（平成31年度） ○天竜二俣清掃（株）の廃業に伴い、平成31年4月から天竜区全域のし尿・浄化槽汚泥の収集運搬業者を（株）ハマエイに変更。
	施設・料金	平成27年度 ○東部衛生工場長寿命化工事着工(工期：平成27年度～平成29年度)	平成29年度 ○細江し尿処理センター受入れ停止（4月1日） ○細江し尿処理センター休止（6月30日） ○東部衛生工場長寿命化工事完了（3月） 平成30年度 ○天竜衛生センター受入れ停止（4月1日） ○天竜衛生センター休止（7月31日） ○浜北クリーンセンター廃止（3月31日） ○細江し尿処理センター廃止（3月31日）	令和元年度（平成31年度） ○し尿汲取り料金改正10月1日 従量制料金（18ℓあたり） 旧浜松、雄踏、舞阪、浜北　258円⇒263円 細江　290円⇒300円 引佐、三ヶ日　310円⇒320円 旧天竜　225円⇒252円 春野、佐久間、水窪、龍山　309円⇒315円

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
機構関係	行政機構等の変遷			
ごみ関係	概要	○環境審議会が家庭ごみ有料化について答申（10月8日）	○「浜松市一般廃棄物処理基本計画」改定（4月1日） ○家庭ごみ有料化制度素案説明会実施（7月～9月　延べ参加人数1,233人：内、出前講座等参加者157人） ○家庭ごみ有料化制度に対する意見募集実施（7月8日～10月7日　意見総数7,924件） ○ごみ減量ガイドブック全戸配布（3月） ○リユースサイトを運営する、(株)マーケットエンタープライズ（「おいくら」サイト運営）、(株)ジモティーと連携協定を締結（3月14日） ○台風第15号（9月23日）により発生した災害廃棄物の対応	○6月2日豪雨により発生した災害廃棄物の対応 ○「浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例」の一部改正（3月22日） ※家庭ごみ有料化制度の実施にあたり、一般廃棄物処理手数料の徴収に関する規定を追加。施行日は規則へ委任。 ○浜松市3R推進優良事業者表彰（1月31日） ○株式会社リサイクルクリーン及び栗田工業株式会社と「使用済紙おむつリサイクルの推進に関する連携協定」を締結（2月8日）
	施設・料金			○天竜清掃工場完成（3月31日） ○南部清掃工場稼働停止（3月31日） ○平和破砕処理センター稼働停止（3月31日）
し尿関係	概要			
	施設・料金		○佐久間貯留槽改築　容量38㎥ （12月供用開始） 用地移管　222.21㎡（3月1日） 「天竜区長寿保険課」 ↓ 「廃棄物処理課」 ○龍山貯留槽【借地】 土地賃貸借契約を当初より変更 （1月10日）	○水窪貯留槽改築　容量50㎥ （8月供用開始） ○西部衛生工場長寿命化工事完了（3月）

		令和6年度	令和7年度
機構関係	行政機構等の変遷	○「浜松市事務分掌規則」一部改正（4月1日） 環境部（環境政策課、環境保全課、一般廃棄物対策課（北部収集窓口センター※2種）、廃棄物処理施設課、平和清掃事業所（南部清掃センター※2種）、天竜清掃事業所（浜北清掃センター※2種）、産業廃棄物対策課）	
ごみ関係	概要	○加熱式たばこ、電子たばこを特定品目として収集開始(4月1日） ○突風被害（10月3日）により発生した災害廃棄物の対応 ○株式会社ECOMMITと「資源循環等の推進に関する協定」を締結（2月28日） ○木製家具のリサイクルを開始（4月1日～）	○連絡ごみ手数料の支払い方法に電子決済（クレジットカード・PayPay）を追加（4月1日～） ○8月16日豪雨により発生した災害廃棄物の対応 ○株式会社リサイクルクリーン及び栗田工業株式会社との「使用済紙おむつリサイクルの推進に関する連携協定」を解約（9月30日） HAMACEPへ発展的移行 ○はままつ循環経済パートナーズ(HAMACEP)制度を開始（10月1日～）
	施設・料金	○南部清掃センター開設（4月1日） ○天竜清掃工場稼働開始(4月1日） ○南部清掃工場廃止（11月30日）	
し尿関係	概要		
	施設・料金	○春野貯留槽【借地】 土地賃貸借契約を解約（3月27日） 土地使用貸借契約を締結（3月27日） ○天竜衛生センター廃止（4月1日） ○し尿汲取り料金改定取扱要領廃止（11月30日）	

第９章　条例及び規則

１　条例

○浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例

平成２５年９月２６日
浜松市条例第５８号
改正　平成２６年２月２５日浜松市条例第１１号
平成２７年３月１７日浜松市条例第２８号
平成２７年３月１７日浜松市条例第３７号
平成２９年３月２４日浜松市条例第２３号
平成３０年３月２３日浜松市条例第１８号
平成３１年３月１５日浜松市条例第２２号
令和６年３月２２日浜松市条例第２１号
令和８年９月１４日浜松市条例第４２号

浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４７年浜松市条例第４４号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　廃棄物の減量及び資源化
第１節　市による廃棄物の減量及び資源化（第７条）
第２節　市民による廃棄物の減量及び資源化（第８条・第９条）
第３節　事業者による廃棄物の減量及び資源化（第１０条―第１２条）
第３章　廃棄物の適正処理（第１３条―第２０条）
第４章　事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物に係る減量及び資源化並びに適正処理（第２１条―第２４条）
第５章　地域の環境美化等（第２５条・第２６条）
第６章　生活環境影響調査結果の縦覧等の手続（第２７条―第３０条の５）
第７章　手数料等（第３１条―第３３条）
第８章　雑則（第３４条―第３８条）
第９章　罰則（第３９条・第４０条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、別に定めがあるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるとともに、市、市民及び事業者が一体となって、廃棄物を減量し、及び資源化し、並びに廃棄物を適正に処理すること等により、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源が循環して利用される社会の形成を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民　市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(2) 家庭系廃棄物　家庭から生じた一般廃棄物をいう。

(3) 事業系廃棄物　事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(4) 事業系一般廃棄物　事業系廃棄物のうち一般廃棄物をいう。

(5) 廃棄物等　廃棄物及び活用しなければ不要となる物をいう。

(6) 資源化　廃棄物等を再び利用すること又は資源として利用することをいう。

(7) 資源物　資源化が可能な廃棄物等をいう。

(8) 集団回収　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項に規定する地縁による団体、PTA・青少年教育団体共済法（平成２２年法律第４２号）第２条第１項に規定するPTAその他の営利を目的としない団体が行う資源物の収集又は運搬をいう。

(9) 連絡ごみ　家庭系廃棄物のうち処理に特別の取扱いを要するものとして規則で定めるものをいう。

（市の責務）

第３条　市は、廃棄物の減量及び資源化並びに廃棄物の適正処理の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

２　市は、前項の施策の策定に当たっては、必要に応じて、市民の意見を反映させる措置を講じるものとする。

（市民の責務）

第４条　市民は、生ごみの水分を切ること、使い捨ての製品の使用を抑制すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

２　市民は、廃棄物等の分別をすること等により、金属くず、古紙、生ごみ、剪定枝その他の資源物の資源化に努めなければならない。

３　市民は、市が実施する廃棄物の減量及び資源化並びに廃棄物の適正処理の推進に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、使い捨ての製品の使用を抑制すること等により、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

２　事業者は、廃棄物等の分別をすること等により、金属くず、古紙、生ごみ、剪定枝その他の資源物の資源化に努めなければならない。

３　事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

４　事業者は、市が実施する廃棄物の減量及び資源化並びに廃棄物の適正処理の推進に関する施策に協力しなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第６条　市長は、法第６条第１項に規定する一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めたときは、これを告示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第２章　廃棄物の減量及び資源化

第１節　市による廃棄物の減量及び資源化

第７条　市は、資源物の収集、収集した廃棄物の分別等により、資源化に努めるものとする。

２　市は、市民及び事業者に対し、廃棄物の減量及び資源化を推進するため、必要な情報の提供、啓発活動等を行うものとする。

３　市は、廃棄物の減量及び資源化の推進に関する市民及び事業者の自主的な活動を支援するものとする。

第２節　市民による廃棄物の減量及び資源化

（商品の選択）

第８条　市民は、商品の購入に際して、資源化が容易な商品、再生品、簡易な包装の商品その他廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

（市民の自主的な活動への参加及び協力）

第９条　市民は、集団回収その他資源化を目的とする市民の自主的な活動に参加及び協力をするよう努めなければならない。

第３節　事業者による廃棄物の減量及び資源化

（物の製造、加工、販売等における減量及び資源化）

第１０条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品、商品等（以下「製品等」という。）の開発、製品等の修理及び回収の体制の確保等に努めなければならない。

２　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生品の利用に努めなければならない。

（容器包装の適正化等）

第１１条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰な包装をせず、簡易な包装を推進すること等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

２　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、資源化が可能な容器及び包装（以下「容器包装」という。）を使用し、使用後の容器包装の回収策を講じる等により、容器包装の資源化の促進に努めなければならない。

３　事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な容器包装を選択することができるよう努めるとともに、市民が容器包装を不要とし、又はその返却をしようとする場合には、その回収等に努めなければならない。

（資源化の自己評価等）

第１２条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品等及び容器包装の資源化の容易性についてあらかじめ自ら評価し、資源化の容易な製品等及び容器包装の開発、製品等及び容器包装の資源化の方法についての情報の提供等により、資源化の促進に努めなければならない。

第３章　廃棄物の適正処理

（一般廃棄物の排出）

第１３条　市民は、家庭系廃棄物を排出しようとするときは、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

２　事業者は、事業系一般廃棄物を排出しようとするときは、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（一般廃棄物の排出に係る勧告及び命令）

第１４条　市長は、市民が前条第１項の規定に違反して家庭系廃棄物を排出したときは、当該市民に対し、改善その他の必要な措置を講じるよう勧告することができる。

２　市長は、前項の規定による勧告を受けた市民が当該勧告に従わなかったときは、当該市民に対し、当該勧告に係る措置を講じることを命じることができる。

３　市長は、事業者が前条第２項の規定に違反して事業系一般廃棄物を排出したときは、当該事業者に対し、改善その他の必要な措置を講じるよう勧告することができる。

４　市長は、前項の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わなかったときは、当該事業者に対し、当該勧告に係る措置を講じることを命じることができる。

（一般廃棄物の搬入の承認）

第１５条　市の一般廃棄物処理施設において一般廃棄物（し尿、浄化槽に係る汚泥及び動物のふん尿を除く。）を処分するため、自ら当該一般廃棄物を搬入しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

（家庭系廃棄物等の収集又は運搬の禁止）

第１６条　一般廃棄物処理計画で定めるところにより設置された家庭系廃棄物を排出すべき場所（以下「ごみ集積所」という。）に排出された家庭系廃棄物（次項に規定する集団回収資源物を除く。）及び第３１条第６項本文の規定により排出された連絡ごみは、市及び市から収集

又は運搬の委託を受けた者以外の者は、収集又は運搬をしてはならない。

2　集団回収のためにごみ集積所を利用して排出された資源物（以下「集団回収資源物」という。）は、当該集団回収を行う団体及び当該団体から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、収集又は運搬をしてはならない。

3　市長は、ごみ集積所の位置を示す図面を作成し、これを規則で定める場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

（令６条例２１・一部改正）

（収集運搬禁止廃棄物に係る命令）

第１７条　市長は、前条第１項又は第２項の規定に違反して同条第１項に規定する家庭系廃棄物若しくは連絡ごみ又は集団回収資源物（以下「収集運搬禁止廃棄物」という。）の収集又は運搬をしている者に対し、当該収集若しくは運搬を中止して当該収集運搬禁止廃棄物を原状に回復すること又は同項若しくは同条第２項の規定に違反して収集運搬禁止廃棄物の収集若しくは運搬をしないことを命じることができる。

2　市長は、前条第１項又は第２項の規定に違反して収集運搬禁止廃棄物の収集又は運搬をした者に対し、当該収集若しくは運搬に係る収集運搬禁止廃棄物を原状に回復すること又は同条第１項若しくは第２項の規定に違反して収集運搬禁止廃棄物の収集若しくは運搬をしないことを命じることができる。

（公表）

第１８条　市長は、第１４条第４項の規定による命令を受けた者が当該命令を受けた日の翌日から起算して１年以内に第１３条第２項の規定に違反して事業系一般廃棄物を排出したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2　市長は、前条第１項又は第２項の規定による命令を受けた者が当該命令に違反したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3　市長は、前２項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

4　市長は、前項の規定により当該公表の対象となる者が弁明をしたときは、第１項又は第２項の規定による公表の際、当該弁明の内容を併せて公表しなければならない。

（排出禁止物）

第１９条　市民及び事業者は、市が行う一般廃棄物の収集又は市の一般廃棄物処理施設への一般廃棄物の搬入に際して、次に掲げる一般廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に定めるもの（以下「排出禁止物」という。）を排出してはならない。

(1)　特別管理一般廃棄物

(2)　有毒性物質を含む物

(3)　危険性のある物

(4)　著しく悪臭を発する物

(5)　容積又は重量の著しく大きい物

(6)　前各号に定めるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼす物

2　市民及び事業者は、排出禁止物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

（事業系一般廃棄物の受入基準等）

第２０条　事業者（事業者から事業系一般廃棄物の運搬を委託された者を含む。次項において同じ。）は、事業系一般廃棄物を市の一般廃棄物処理施設に搬入するときには、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2　市長は、事業者が前項の規則で定める受入基準に従わないときは、当該事業系一般廃棄物の市の一般廃棄物処理施設への受入れを拒否することができる。

第４章　事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物に係る減量及び資源化並びに適正処理

（減量・資源化・適正処理計画書）

第２１条　事業用の大規模な建築物のうち規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）を所有する事業者（所有する事業者以外に当該事業用大規模建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者。以下「大規模建築物所有事業者」という。）は、規則で定めるところにより、毎年１回以上定期的に、事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物に係る減量及び資源化並びに適正処理に関する計画書（以下「減量・資源化・適正処理計画書」という。）を作成し、及び市長に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　市長は、減量・資源化・適正処理計画書に関し、事業系一般廃棄物に係る減量及び資源化並びに適正処理の推進のため必要があると認めたときは、大規模建築物所有事業者に対し、期限を定めて、当該減量・資源化・適正処理計画書を変更するよう指導することができる。

（事業系一般廃棄物管理責任者）

第２２条　大規模建築物所有事業者は、事業系一般廃棄物に係る減量及び資源化並びに適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

（勧告）

第２３条　市長は、大規模建築物所有事業者が第２１条第１項の規定に違反して減量・資源化・適正処理計画書を提出しないときは、当該大規模建築物所有事業者に対し、期限を定めて、減量・資源化・適正処理計画書を提出するよう勧告することができる。

2　市長は、第２１条第２項の規定による指導を受けた大規模建築物所有事業者が当該指導に従わないときは、当該大規模建築物所有事業者に対し、期限を定めて、当該指導に従うよう勧告

することができる。

（公表）

第２４条　市長は、前条第１項又は第２項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 当該勧告に係る事業用大規模建築物の名称及び所在地

(3) 当該勧告の内容及びこれに対する当該勧告を受けた者の対応の内容

２　市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

３　市長は、前項の規定により当該公表の対象となる者が弁明をしたときは、第１項の規定による公表の際、当該弁明の内容を併せて公表しなければならない。

第５章　地域の環境美化等

（公共の場所の清潔の保持）

第２５条　何人も、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

２　前項に規定する公共の場所の管理者は、当該公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのない環境づくりに努めなければならない。

（土地の管理）

第２６条　土地の所有者又は占有者（占有者がない場合にあっては、管理者）は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地にみだりに廃棄物を捨てられないよう当該土地の適正な管理に努めなければならない。

２　前項に規定する者は、当該土地に廃棄物が捨てられた場合において、当該廃棄物を捨てた者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、当該廃棄物を自らの責任で処理するよう努めなければならない。

第６章　生活環境影響調査結果の縦覧等の手続

（生活環境影響調査結果の縦覧等）

第２７条　市長は、法第９条の３第２項（同条第９項（法第９条の３の２第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第２９条各号に掲げる一般廃棄物処理施設（以下この条及び次条において「施設」という。）に係る法第９条の３第１項又は第８項の規定による届出をしようとするときは、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類及び法第８条第２項各号に掲げる事項を記載した書類（以下これらを「報告書等」という。）を、次に掲げる場所において、次項の規定による告示の日から１月間（法第９条の３の２第１項の同意に係る施設に係る当該届出をしようとする場合にあっては、１月の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定める期間。以下「縦覧期間」という。）公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 浜松市役所

(2) 生活環境影響調査を実施した地域で、市長が指定する場所

(3) 前２号に掲げる場所のほか、市長が必要があると認める場所

２　市長は、報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

(1) 施設の名称

(2) 施設の設置の場所

(3) 施設の種類

(4) 施設において処理する一般廃棄物の種類

(5) 施設の処理能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

(6) 実施した生活環境影響調査の項目

(7) 報告書等を縦覧に供する場所

(8) 縦覧期間

(9) 施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者の範囲

(10) 前号の者が次条第１項の意見書を提出できる旨並びに意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

（平２９条例２３・一部改正）

（意見書の提出）

第２８条　前条第２項の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

２　前項の意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 浜松市役所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

（対象となる一般廃棄物処理施設）

第２９条　報告書等の公衆の縦覧及び前条第１項の意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、次に掲げるものとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号。以下「政令」という。）第５条第１項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設

(2) 政令第５条第２項に規定する一般廃棄物の最終処分場

（他の市町村との協議）

第３０条　市長は、生活環境影響調査を実施した地域に市の区域に属しない地域が含まれているときは、当該地域を管轄する市町村長に、報告書等の写しを送付し、当該報告書等に係る縦覧等の手続の実施について協議しなければならない。

（非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置等の特例）

第３０条の２　法第９条の３の３第１項に規定する非常災害廃棄物の処分を行う非常災害廃棄物処理受託者若しくは非常災害廃棄物処理再受託者又は法第６条の２第３項後段の規定による処分の委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）は、法第９条の３の３第３項（同条第４項において読み替えて準用する法第９条の３第９項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、第２９条第１号に掲げる一般廃棄物処理施設（以下この条及び次条において「仮設焼却施設」という。）に係る法第９条の３の３第１項又は同条第４項において準用する法第９条の３第８項の規定による届出をしようとするときは、受託者が実施した生活環境影響調査の結果を記載した書類及び法第８条第２項各号に掲げる事項を記載した書類を、次に掲げる場所において、第３項の規定による公表の日から１月の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定める期間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 浜松市役所

(2) 受託者の市内の事務所又は受託者が利用できる市内の施設

(3) 生活環境影響調査を実施した地域で、市長が指定する場所

(4) 前３号に掲げる場所のほか、市長が必要があると認める場所

２　法第９条の３の３第２項に規定する特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分を行う特別管理非常災害廃棄物処理受託者若しくは特別管理非常災害廃棄物処理再受託者又は法第６条の２第５項後段の規定による処分の委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）は、法第９条の３の３第３項（同条第５項において読み替えて準用する法第９条の３第９項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、仮設焼却施設に係る法第９条の３の３第２項又は同条第５項において準用する法第９条の３第８項の規定による届出をしようとするときは、受託者が実施した生活環境影響調査の結果を記載した書類及び法第８条第２項各号に掲げる事項を記載した書類を、次に掲げる場所において、次項の規定による公表の日から１月の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定める期間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 浜松市役所

(2) 受託者の市内の事務所又は受託者が利用できる市内の施設

(3) 生活環境影響調査を実施した地域で、市長が指定する場所

(4) 前３号に掲げる場所のほか、市長が必要があると認める場所

３　第１項の受託者又は前項の受託者（以下第３０条の４までにおいて「受託者」という。）は、前２項に規定する受託者が実施した生活環境影響調査の結果を記載した書類及び法第８条第２項各号に掲げる事項を記載した書類（以下これらを「受託者報告書等」という。）を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(1) 受託者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 受託者の連絡先

(3) 仮設焼却施設の名称

(4) 仮設焼却施設の設置の場所

(5) 仮設焼却施設の種類

(6) 仮設焼却施設において処理する一般廃棄物の種類

(7) 仮設焼却施設の処理能力

(8) 実施した生活環境影響調査の項目

(9) 受託者報告書等を縦覧に供する場所

(10) 受託者報告書等縦覧期間（前２項に規定する期間をいう。以下同じ。）

(11) 仮設焼却施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者の範囲

(12) 前号の者が次条第１項の意見書を提出できる旨並びに意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

（平２９条例２３・追加、令８条例４２・一部改正）

第３０条の３　前条第３項の規定による公表があったときは、仮設焼却施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、受託者報告書等縦覧期間の満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までに、受託者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

２　前項の意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 浜松市役所

(2) 受託者の市内の事務所又は受託者が利用できる市内の施設

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

（平２９条例２３・追加、令８条例４２・一部改正）

第３０条の４　受託者は、生活環境影響調査を実施した地域に市の区域に属しない地域が含まれているときは、当該地域を管轄する市町村長に、受託者報告書等の写しを送付し、当該受託者報告書等に係る縦覧等の手続の実施について協議しなければならない。

（平２９条例２３・追加）

（環境影響評価との関係）

第３０条の５　第２９条各号に掲げる一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）第２７条、静岡県環境影響評価条例（平成１１年静岡県条例第３６号）第２６条又は浜松市環境影響評価条例（平成２８年浜松市条例第４８号）第３４条の規定による環境影響評価書（生活環境影響調査の結果に相当する内容が記載されているものに限る。）の公告があったときは、第２７条及び第２８条並びに第３０条の２及び第３０条の３の規定による手続を経たものとみなす。

（平２９条例２３・追加）

第７章　手数料等

（一般廃棄物処理手数料）

第３１条　市は、次に掲げる者から、当該一般廃棄物の処分に関する手数料として、当該一般廃棄物の重量１０キログラムまでごとに１２５円（びん及びペットボトルにあっては、３１円）を徴収する。

(1) 法第７条第１項の規定による許可を受けた者であって、一般廃棄物（し尿、浄化槽に係る汚泥及び動物のふん尿を除く。以下この条において同じ。）を市又は市から一般廃棄物の処分の委託を受けた者の一般廃棄物処理施設に搬入したもの

(2) 事業活動に伴って生じた一般廃棄物を市の一般廃棄物処理施設に自ら搬入した者

２　前項の規定の適用がある場合を除き、市は、家庭系廃棄物（緑地の保全及び緑化の推進により生じた物、資源物並びに特定の処理を要する物のうち、市長が別に定めるもの並びに連絡ごみを除く。以下この条において同じ。）を排出する者から、当該家庭系廃棄物の処分に関する手数料として、別表第１に定める額を徴収する。

３　第１項の規定の適用がある場合を除き、市は、連絡ごみを排出する者から、当該連絡ごみの処分に関する手数料として、当該連絡ごみの処分に要する費用を勘案して市長が定める額を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、１，２４０円を限度とする。

４　市長は、前項に規定する手数料の額を定めたときは、直ちにその額を告示しなければならない。

５　第１項から第３項までに規定する手数料（以下「一般廃棄物処理手数料」という。）は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより納付しなければならない。ただし、規則で定める場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(1)　第１項第１号に掲げる者に係る同項に規定する手数料　搬入した月分を当該月の翌月の末日まで

(2) 第１項第２号に掲げる者に係る同項に規定する手数料　その都度

(3) 第２項に規定する手数料　家庭系廃棄物を排出する前まで

(4) 第３項に規定する手数料　連絡ごみを排出する前まで

６　連絡ごみを排出しようとする者は、当該連絡ごみに規則で定める書類を貼付して排出しなければならない。ただし、規則で定める場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

７　既納の一般廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、規則で定める場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、当該一般廃棄物処理手数料の全部又は一部を還付することができる。

（平２６条例１１・平２７条例３７・平３１条例２２・令６条例２１・一部改正）

（一般廃棄物処理手数料の減免）

第３２条　市長は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、一般廃棄物処理手数料を減免することができる。

（許可申請等手数料）

第３３条　法に規定する許可申請等の手数料（以下「許可申請等手数料」という。）の金額は、別表第２のとおりとする。

２　許可申請等手数料は、申請の際納付しなければならない。

３　既納の許可申請等手数料は、還付しない。

（令６条例２１・一部改正）

第８章　雑則

（技術管理者の資格）

第３４条　法第２１条第３項の条例で定める資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号）第１７条第１項（同令を改正する命令のうち同項に関する部分を含む。）に定める資格とする。

（報告の徴収等）

第３５条　市長は、第３章及び第４章の規定の施行に必要な限度において、事業者その他市長が必要があると認める者に対し、廃棄物の減量及び資源化並びに廃棄物の適正処理に関し、必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

（立入検査等）

第３６条　市長は、第３章及び第４章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、事業者その他市長が必要があると認める者の土地、建物、車両その他の場所に立ち入り、廃棄物の減量及び資源化並びに廃棄物の適正処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（浜松市行政手続条例の適用除外）

第３７条　第１７条第１項の規定による命令については、浜松市行政手続条例（平成８年浜松市

条例第６９号）第３章及び第４章の２の規定は、適用しない。

（平２７条例２８・一部改正）

（委任）

第３８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第９章　罰則

第３９条　第１７条第１項又は第２項の規定による命令に違反した者は、２０万円以下の罰金に処する。

第４０条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、第６条、第１６条及び第１７条、第３５条及び第３６条（これらの規定中第１６条及び第１７条に係る部分に限る。）並びに次項及び附則第３項の規定は、同年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成２６年１月１日前に法第６条第４項の規定により公表された一般廃棄物処理計画は、改正後の浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（以下「新条例」という。）第６条の規定により告示された一般廃棄物処理計画とみなす。

３　平成２６年１月１日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間における新条例第１６条第１項の規定の適用については、同項中「第３１条第５項本文」とあるのは、「浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（平成２５年浜松市条例第５８号）による改正前の浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４７年浜松市条例第４４号）第８条第５項」とする。

４　施行日前に改正前の浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によりされている処分、手続その他の行為は、それぞれ新条例の相当規定によりされたものとみなす。

附　則（平成２６年２月２５日浜松市条例第１１号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

８　第６５条の規定による改正後の浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例第３１条第１項の規定は、施行日以後に搬入される一般廃棄物（同項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）の処分に係る手数料について適用し、施行日前に搬入された一般廃棄物の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附　則（平成２７年３月１７日浜松市条例第２８号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月１７日浜松市条例第３７号）

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月２４日浜松市条例第２３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成３０年３月２３日浜松市条例第１８号）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月１５日浜松市条例第２２号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

１６　第６５条の規定による改正後の浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（以下「新廃棄物条例」という。）第３１条第１項の規定は、施行日以後に搬入される一般廃棄物（同項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）の処分に関する手数料について適用し、施行日前に搬入された一般廃棄物の処分に関する手数料については、なお従前の例による。

１７　新廃棄物条例第３１条第２項の規定は、施行日以後に収集され、又は搬入される連絡ごみ（新廃棄物条例第２条第９号に規定する連絡ごみをいう。以下同じ。）の処理に関する手数料について適用し、施行日前に収集され、又は搬入された連絡ごみの処理に関する手数料については、なお従前の例による。ただし、施行日前に交付された第６５条の規定による改正前の浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例第３１条第５項に規定する規則で定める書類が貼付され、平成３２年９月３０日までの間に収集され、又は搬入される連絡ごみの処理に関する手数料については、なお従前の例による。

附　則（令和６年３月２２日浜松市条例第２１号）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。

２　改正後の浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に収集され、又は搬入される家庭系廃棄物（改正後の第３１条第２項に規定する家庭系廃棄物をいう。）についての処分に関する手数料について適用する。

３　改正後の第３１条第２項の規定による徴収及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附　則（令和８年９月１４日浜松市条例第４２号）

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年法律第４３号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

別表第１（第３１条関係）

（令６条例２１・追加）

区分	金額
市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）であって、容量が45リットル相当のもの1枚につき	円 45
指定袋であって、容量が30リットル相当のもの1枚につき	30
指定袋であって、容量が20リットル相当のもの1枚につき	20
指定袋であって、容量が10リットル相当のもの1枚につき	10

別表第２（第３３条関係）

（平３０条例１８・一部改正、令６条例２１・旧別表・一部改正）

許可申請等の区分	金額（1件当たり）
一般廃棄物収集運搬業許可の申請	円 10,000
一般廃棄物収集運搬業許可更新の申請	10,000
一般廃棄物処分業許可の申請	10,000
一般廃棄物処分業許可更新の申請	10,000
一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可の申請	10,000
一般廃棄物処分業事業範囲変更許可の申請	10,000
一般廃棄物処理施設設置許可の申請 (1)　法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの (2)　(1)以外の一般廃棄物処理施設に係るもの	 130,000 110,000
一般廃棄物処理施設の定期検査の申請	20,000
一般廃棄物処理施設変更許可の申請 (1)　法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの (2)　(1)以外の一般廃棄物処理施設に係るもの	 120,000 100,000
熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設適合認定の申請	33,000
熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設適合認定更新の申請	20,000
一般廃棄物処理施設譲受け又は借受けの許可の申請	73,000
一般廃棄物許可施設設置法人合併又は分割の認可の申請	73,000
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の申請	147,000
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更の申請	134,000
産業廃棄物収集運搬業許可の申請	81,000
産業廃棄物収集運搬業許可更新の申請	73,000
産業廃棄物処分業許可の申請	100,000
産業廃棄物処分業許可更新の申請	94,000
産業廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可の申請	71,000
産業廃棄物処分業事業範囲変更許可の申請	92,000
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の申請	81,000
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新の申請	74,000
特別管理産業廃棄物処分業許可の申請	100,000
特別管理産業廃棄物処分業許可更新の申請	95,000
特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可の申請	72,000
特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲変更許可の申請	95,000
産業廃棄物処理施設設置許可の申請 (1)　法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの (2)　(1)以外の産業廃棄物処理施設に係るもの	 140,000 120,000
産業廃棄物処理施設の定期検査の申請	20,000
産業廃棄物処理施設変更許可の申請 (1)　法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの (2)　(1)以外の産業廃棄物処理施設に係るもの	 130,000 110,000
熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設適合認定の申請	33,000
熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設適合認定更新の申請	20,000
産業廃棄物処理施設譲受け又は借受けの許可の申請	73,000
産業廃棄物許可施設設置法人合併又は分割の認可の申請	73,000

２　規則

○浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則

平成２５年９月２６日
浜松市規則第６５号
改正　平成２９年３月２４日浜松市規則第２７号
平成３０年３月２３日浜松市規則第１７号
平成３１年３月１５日浜松市規則第１７号
令和元年９月１８日浜松市規則第２２号
令和３年２月２６日浜松市規則第２号
令和３年１２月２３日浜松市規則第６３号
令和６年２月２７日浜松市規則第４号
令和８年９月２９日浜松市規則第６３号

浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成４年浜松市規則第６４号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　条例の施行に関する事項
第１節　廃棄物の適正処理（第３条―第７条）
第２節　事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物に係る減量及び資源化並びに適正処理（第８条―第１１条）
第３節　生活環境影響調査結果の縦覧等の手続（第１２条・第１３条）
第４節　手数料等（第１４条―第１７条）
第５節　雑則（第１８条）
第３章　法の施行に関する事項（第１９条―第５１条）
第４章　雑則（第５２条・第５３条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）及び浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（平成２５年浜松市条例第５８号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

第２章　条例の施行に関する事項

第１節　廃棄物の適正処理

（連絡ごみ）

第３条　条例第２条第９号に規定する規則で定める家庭系廃棄物は、次に掲げる家庭系廃棄物として市長が定めるものとする。

(1) 最も長い辺、直径等がおおむね６０センチメートル以上の家庭系廃棄物のうち処理に特別の取扱いを要するもの

(2) 前号に定めるもののほか、堅固な材料、金属線等を使用している家庭系廃棄物その他の処理に特別の取扱いを要する家庭系廃棄物

２　市長は、前項に規定する家庭系廃棄物を定めたときは、直ちにこれを告示する。

（一般廃棄物の搬入の承認の申請）

第４条　条例第１５条の承認を受けようとする者は、搬入の都度、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 申請者の連絡先

(3) 一般廃棄物の排出場所

(4) 一般廃棄物の発生原因

(5) 一般廃棄物の種類

(6) 搬入作業に従事する者の氏名

（ごみ集積所の位置を示す図面の縦覧）

第５条　条例第１６条第３項に規定する規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 浜松市役所

(2) 前号に掲げる場所のほか、市長が必要があると認める場所

２　条例第１６条第３項の縦覧をする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 図面を縦覧の場所から持ち出さないこと。

(2) 図面を汚損し、又は損傷しないこと。

(3) 他の者に迷惑を及ぼさないこと。

(4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

３　市長は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがある者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

（公表）

第６条　条例第１８条第１項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 違反者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所

在地）
(2) 違反の日時、場所及び内容
(3) 命令の内容
(4) 公表の対象となる者が弁明をしたときは、その弁明の内容
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
2　条例第１８条第２項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
(1) 違反者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(2) 違反の日時、場所及び内容
(3) 違反行為に用いられた車両の自動車登録番号又は車両番号
(4) 命令の内容
(5) 公表の対象となる者が弁明をしたときは、その弁明の内容
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
3　前２項の規定による公表は、浜松市公告式条例（昭和２５年浜松市条例第２３号）に定める掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。
（事業系一般廃棄物の受入基準）
第７条　条例第２０条第１項に規定する規則で定める受入基準は、次に掲げるとおりとする。
(1) 本市の区域外で生じた廃棄物を搬入しないこと（大規模な災害その他の特別な理由により市長がやむを得ないと認める場合を除く。）。
(2) 処理することが困難な形状、寸法又は材質の廃棄物を搬入しないこと。
(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準
（令６規則４・一部改正）
第２節　事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物に係る減量及び資源化並びに適正処理
（事業用大規模建築物）
第８条　条例第２１条第１項に規定する規則で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当する建築物とする。
(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）第２条第１項に規定する特定建築物
(2) 大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第２条第２項に規定する大規模小売店舗
（減量・資源化・適正処理計画書）
第９条　大規模建築物所有事業者（その年の４月１日において事業用大規模建築物を所有し、又は管理する者に限る。）は、条例第２１条第１項前段の規定により、次に掲げる事項を記載した減量・資源化・適正処理計画書を作成し、毎年６月３０日までに市長に提出しなければならない。
(1) 大規模建築物所有事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(2) 事業用大規模建築物の名称及び所在地
(3) 事業系一般廃棄物管理責任者の氏名、役職名及び連絡先
(4) 事業系一般廃棄物の生じる建築物ごと、当該事業系一般廃棄物の種類ごとに、その年の３月３１日以前の１年間における次に掲げる事項に係る実績（前年の４月２日以後に事業用大規模建築物内において事業を開始した場合を除く。）
ア 事業系一般廃棄物の発生量
イ 事業系一般廃棄物の処理量
ウ 事業系一般廃棄物を資源化した量
エ その他市長が必要があると認める事項
(5) 事業系一般廃棄物の生じる建築物ごと、当該事業系一般廃棄物の種類ごとに、その年の４月１日以後の１年間における次に掲げる事項に係る計画
ア 事業系一般廃棄物の発生量
イ 事業系一般廃棄物の処理量
ウ 事業系一般廃棄物を資源化する量
エ その他市長が必要があると認める事項
(6) 事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物の管理又は清掃を行う者及びその収集又は運搬を行う一般廃棄物収集運搬業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(7) 事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物を市の一般廃棄物処理施設に搬入しないこととする場合にあっては、その処理の方法
(8) 事業用大規模建築物内において事業を行う者の名称及び業種
(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
2　大規模建築物所有事業者は、前項の規定により提出した減量・資源化・適正処理計画書を変更したとき（前項第５号に掲げる事項を変更したときに限る。）は、条例第２１条第１項後段の規定により、速やかに、変更後の減量・資源化・適正処理計画書を市長に提出しなければならない。
（事業系一般廃棄物管理責任者）
第１０条　条例第２２条の規定による届出は、事業系一般廃棄物管理責任者の選任又は変更のあった日の翌日から起算して３０日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 大規模建築物所有事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(2) 事業用大規模建築物の名称及び所在地
(3) 事業系一般廃棄物管理責任者（変更の場合にあっては、変更後の事業系一般廃棄物管理責任者）の氏名、役職名及び連絡先
(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

２　事業系一般廃棄物管理責任者は、当該事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物の管理について権限を有する者のうちから選任しなければならない。

（公表）

第１１条　第６条第３項の規定は、条例第２４条第１項の規定による公表について準用する。

第３節　生活環境影響調査結果の縦覧等の手続

（生活環境影響調査結果の縦覧）

第１２条　第５条第２項及び第３項の規定は、条例第２７条第１項の縦覧について準用する。この場合において、第５条第２項第１号及び第２号中「図面」とあるのは、「報告書等」と読み替えるものとする。

２　第５条第２項及び第３項の規定は、条例第３０条の２第１項及び第２項の縦覧について準用する。この場合において、第５条第２項第１号及び第２号中「図面」とあるのは、「受託者報告書等」と読み替えるものとする。

（平２９規則２７・令８規則６３・一部改正）

（意見書の記載事項）

第１３条　条例第２８条第１項及び第３０条の３第１項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
(1) 提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(2) 施設の名称
(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

（平２９規則２７・一部改正）

第４節　手数料等

（一般廃棄物処理手数料の納付時期の特例）

第１４条　条例第３１条第１項に規定する手数料について、同条第４項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が納付する場合とする。この場合において、当該国又は地方公共団体は、搬入した月分を当該月の翌月の末日までに納付しなければならない。

（浜松市連絡ごみ処理手数料納付済証等）

第１５条　条例第３１条第５項本文に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。
(1) 指定納付受託者による納付の場合　収集日及び受付番号を記載した書類
(2) 前号以外の場合　領収日付印が押印された浜松市連絡ごみ処理手数料納付済証（第１号様式）

２　前項に規定する書類は、当該連絡ごみの見やすい場所に貼付しなければならない。

３　条例第３１条第５項ただし書に規定する規則で定める場合は、条例第３２条の規定により条例第３１条第２項に規定する手数料を減免された者が連絡ごみを排出しようとする場合とする。

（令３規則２・令３規則６３・一部改正）

（一般廃棄物処理手数料の還付）

第１６条　条例第３１条第２項に規定する手数料について、同条第６項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該手数料を納付した者が連絡ごみに貼付していない浜松市連絡ごみ処理手数料納付済証を所持しているときとする。
(1) 当該手数料を納付した者が本市の区域外に転出する場合
(2) 本市の区域外に在住する者が当該手数料を納付した場合
(3) 事業者が当該手数料を納付した場合
(4) 当該手数料を納付した者の責めに帰することができないと市長が認める事由により、当該手数料を誤って納付した場合

２　条例第３１条第６項ただし書の規定による還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、連絡ごみに貼付していない浜松市連絡ごみ処理手数料納付済証、領収書その他市長が必要があると認める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(2) 申請者の連絡先
(3) 還付を受けようとする額
(4) 申請の理由

（一般廃棄物処理手数料の減免）

第１７条　条例第３２条に規定する規則で定める場合は次に掲げる場合とし、第１号から第４号までに掲げる場合にあっては条例第３１条第１項に規定する手数料を、第１号、第２号及び第５号に掲げる場合にあっては同条第２項に規定する手数料を免除する。
(1) 天災により生じた一般廃棄物を搬入する場合
(2) 火災により家庭から生じた一般廃棄物（居住部分から生じたものに限る。）を搬入する場合

(3) 清掃奉仕活動により収集した一般廃棄物を自ら搬入する場合
(4) 地域住民が自主的に管理運営している施設において生じた一般廃棄物又は地域住民が主催する営利を目的としない行事により生じた一般廃棄物を自ら搬入する場合
(5) 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による生活扶助を受けている者が連絡ごみを排出する場合

２　条例第３２条の規定による減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要があると認める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(2) 申請者の連絡先
(3) 一般廃棄物の排出場所
(4) 一般廃棄物の発生原因
(5) 一般廃棄物の種類
(6) 申請の理由

第５節　雑則

（身分証明書の様式）

第１８条　条例第３６条第２項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（第２号様式）とする。

第３章　法の施行に関する事項

（一般廃棄物処理業の許可の申請）

第１９条　法第７条第１項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(2) 申請者の連絡先
(3) 事業の範囲
(4) 事務所及び事業場の所在地及び連絡先
(5) 事業の用に供する施設の種類及び数量
(6) 収集を行うことができる区域
(7) 積替え又は保管を行う場合にあっては、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項
ア 所在地
イ 面積
ウ 積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合にあっては、その旨を含む。）
エ 積替えのための保管上限
オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号。以下「省令」という。）第１条の６に規定する高さのうち最高のもの
(8) 従業員数
(9) １月当たりの収集運搬量
(10) 事業開始の予定年月日
(11) 申請者が法第７条第５項第４号リに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその役員の氏名及び住所）
(12) 申請者が法人である場合にあっては、役員の氏名及び住所
(13) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
(14) 申請者に法第７条第５項第４号ト、ヌ又はルに規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名及び住所

２　法第７条第６項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(2) 申請者の連絡先
(3) 事業の範囲
(4) 事務所及び事業場の所在地及び連絡先
(5) 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力（一般廃棄物の最終処分場の場合にあっては、埋立地の面積及び埋立容量）
(6) 事業の用に供する施設について一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合にあっては、当該許可の年月日及び許可番号
(7) 保管を行う場合にあっては、保管の場所に関する次に掲げる事項
ア 所在地
イ 面積
ウ 保管を行う一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合にあっては、その旨を含む。）
エ 処分等のための保管上限
オ 省令第１条の６に規定する高さのうち最高のもの

(8) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
(9) 従業員数
(10) １月当たりの処分量
(11) 事業開始の予定年月日
(12) 申請者が法第７条第５項第４号リに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその役員の氏名及び住所）
(13) 申請者が法人である場合にあっては、役員の氏名及び住所
(14) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
(15) 申請者に法第７条第５項第４号ト、ヌ又はルに規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名及び住所

３　前２項の申請書には、次に掲げる図書を添えなければならない。
(1) 事業計画の概要を記載した書類
(2) 事務所及び事業場の付近の見取図
(3) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図及び構造図
(4) 申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員の履歴書
(5) 申請者が個人である場合にあっては、その住民票の写し及び履歴書
(6) 申請者が法第７条第５項第４号リに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）
(7) 申請者が法第７条第５項第４号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

４　法第７条第１項又は第６項の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、同項各号に掲げる図書（同項第７号に掲げる書類及び市長が必要があると認める図書を除く。）の添付を要しないものとする。

（令元規則２２・一部改正）

（一般廃棄物処理業の許可）

第２０条　市長は、法第７条第１項又は第６項の許可をしたときは、許可証を交付する。

（一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請）

第２１条　法第７条の２第１項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に変更後の事業計画の概要を記載した書類その他市長が必要があると認める図書を添えて市長に提出しなければならない。
(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(2) 申請者の連絡先
(3) 許可の年月日及び許可番号
(4) 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の区分
(5) 許可に係る事業の範囲
(6) 変更の内容
(7) 変更の理由
(8) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力（一般廃棄物の最終処分場の場合にあっては、埋立地の面積及び埋立容量）
(9) 変更に係る事業の用に供する施設について一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合にあっては、当該許可の年月日及び許可番号
(10) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

（一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可）

第２２条　市長は、法第７条の２第１項の許可をしたときは、許可証を交付する。

（一般廃棄物処理業の廃止等の届出）

第２３条　法第７条の２第３項の規定による届出は、次に定めるところによらなければならない。
(1) 事業の全部又は一部を廃止したときは、次に掲げる事項を記載した届出書に許可証を添えて市長に提出しなければならない。
ア 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ 届出者の連絡先
ウ 許可の年月日及び許可番号
エ 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の区分
オ 一部を廃止した場合にあっては、廃止した事業の範囲
カ 廃止の理由
キ 廃止の年月日
(2) 住所その他省令第２条の６第１項に規定する事項を変更したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
ア 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ 届出者の連絡先
ウ 許可の年月日及び許可番号

エ 変更した事項及びその内容

オ 変更の理由

カ 変更の年月日

(3) 前号の届出書には、許可証及び次に掲げる図書を添えなければならない。

ア 個人の氏名又は住所を変更した場合には、変更後の住民票の写し

イ 法人の名称又は所在地を変更した場合には、変更後の法人の登記事項証明書

ウ 省令第２条の６第１項第２号に掲げる事項を変更した場合には、当該変更に係る者がそれぞれ法第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類並びに法人にあっては、変更後の法人の登記事項証明書及び変更後の役員の履歴書

エ 省令第２条の６第１項第２号イに掲げる者を変更した場合には、その住民票の写し（当該者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）

オ 事務所又は事業場の所在地を変更した場合には、変更後の事務所又は事業場の付近の見取図

カ 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模を変更した場合には、変更後の施設の構造を明らかにする平面図及び構造図並びに変更後の施設の付近の見取図

キ その他市長が必要があると認める書類

（令元規則２２・一部改正）

（一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

第２４条　法第８条第２項の申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、申請者の連絡先その他市長が必要があると認める事項を記載しなければならない。

２　前項の申請書には、法第８条第３項及び省令第３条第５項から第７項までに規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理系統図

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

（一般廃棄物処理施設の設置の許可）

第２５条　市長は、法第８条第１項の許可をしたときは、許可証を交付する。

（一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請）

第２６条　省令第４条の４第１項の申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、申請者の連絡先及び一般廃棄物処理施設の種類を記載しなければならない。

（一般廃棄物処理施設の定期検査の申請）

第２７条　省令第４条の４の２の申請書には、同条各号に掲げる事項のほか、申請者の連絡先を記載しなければならない。

２　前項の申請書には、市長が必要があると認める書類を添えなければならない。

（特定一般廃棄物最終処分場の状況等の報告）

第２８条　省令第４条の１７の報告書には、同条各号に掲げる事項のほか、報告者の連絡先を記載しなければならない。

（一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請）

第２９条　省令第５条の３第１項の申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、申請者の連絡先その他市長が必要があると認める事項を記載しなければならない。

２　前項の申請書には、法第９条第２項において準用する法第８条第３項、省令第５条の３第３項並びに同条第４項において読み替えて準用される省令第３条第６項及び第７項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理系統図

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

３　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成１０年厚生省令第３１号。以下「平成１０年改正省令」という。）附則第２条第２項の規定により読み替えて適用される省令第５条の３第１項の申請書には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成９年法律第８５号）附則第３条第４項の規定により読み替えて適用される法第８条第２項第４号から第７号まで及び平成１０年改正省令附則第２条第１項各号に掲げる事項のほか、申請者の連絡先その他市長が必要があると認める事項を記載しなければならない。

４　前項の申請書には、法第９条第２項において準用する法第８条第３項、平成１０年改正省令附則第２条第２項の規定により読み替えて適用される省令第５条の３第３項並びに省令第５条の３第４項において読み替えて準用される省令第３条第６項及び第７項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理系統図

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

（一般廃棄物処理施設の変更の許可）

第３０条　市長は、法第９条第１項の許可をしたときは、許可証を交付する。

（一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出）

第３１条　省令第５条の４の２第１項の届出書には、同項各号に掲げる事項のほか、届出者の連絡先を記載しなければならない。

２　前項の届出書には、省令第５条の４の２第２項各号に掲げる図書のほか、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

（一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出）

第３２条　省令第５条の５第１項の届出書には、同項各号に掲げる事項のほか、届出者の連絡先を記載しなければならない。

２　前項の届出書には、省令第５条の５第２項各号に掲げる図書のほか、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

（一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請）

第３３条　省令第５条の５の２第１項の申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、申請者の連絡先を記載しなければならない。

（旧設置者等による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請）

第３４条　省令第５条の５の４において準用する省令第５条の５の２第１項の申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、申請者の連絡先を記載しなければならない。

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請）

第３５条　省令第５条の５の５第１項の申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、申請者の連絡先を記載しなければならない。

２　前項の申請書には、省令第５条の５の５第２項各号に掲げる図書のほか、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定）

第３６条　市長は、法第９条の２の４第１項の認定をしたときは、認定証を交付する。

（認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出）

第３７条　省令第５条の５の１０第１項の届出書には、同項各号に掲げる事項のほか、届出者の連絡先を記載しなければならない。

２　前項の届出書には、省令第５条の５の１０第２項各号に掲げる図書のほか、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

（認定熱回収施設における熱回収に関する報告）

第３８条　省令第５条の５の１１第１項の報告書には、同項各号に掲げる事項のほか、報告者の連絡先を記載しなければならない。

２　前項の報告書には、省令第５条の５の１１第２項に規定する書類のほか、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

（非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出）

第３８条の２　法第９条の３の３第１項の規定による届出は、法第８条第２項各号に掲げる事項のほか、届出者の連絡先その他市長が必要があると認める事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

２　前項の届出書には、法第９条の３の３第１項に規定する調査の結果を記載した書類（同項に規定する場合を除く。）及び省令第５条の１０の４第２項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

(1)　一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2)　排ガス及び排水の処理系統図

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

３　法第９条の３の３第２項の規定による届出は、法第８条第２項各号に掲げる事項のほか、届出者の連絡先その他市長が必要があると認める事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

４　前項の届出書には、法第９条の３の３第２項に規定する調査の結果を記載した書類及び省令第５条の１０の１３第２項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

(1)　一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2)　排ガス及び排水の処理系統図

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

（平２９規則２７・追加、令８規則６３・一部改正）

（非常災害に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出）

第３８条の３　省令第５条の１０の１０において読み替えて準用する省令第５条の８第１項の届出書には、同項各号に掲げる事項のほか、届出者の連絡先その他市長が必要があると認める事項を記載しなければならない。

２　前項の届出書には、省令第５条の１０の１０において読み替えて準用する省令第５条の８第２項（第３号を除く。）に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

(1)　一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2)　排ガス及び排水の処理系統図

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

３　省令第５条の１０の１９において読み替えて準用する省令第５条の８第１項の届出書には、同項各号に掲げる事項のほか、届出者の連絡先その他市長が必要があると認める事項を記載しなければならない。

４　前項の届出書には、省令第５条の１０の１９において準用する省令第５条の８第２項（第３号を除く。）に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

(1)　一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2)　排ガス及び排水の処理系統図

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

（平２９規則２７・追加、令８規則６３・一部改正）

（一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請）

第３９条　省令第５条の１１第１項の申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、申請者の連絡先を記載しなければならない。

２　前項の申請書には、省令第５条の１１第２項並びに同条第３項において読み替えて準用され

る省令第３条第６項及び第７項に規定する書類のほか、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

（一般廃棄物処理施設に係る合併等の許可の申請）

第４０条　省令第５条の１２第１項の申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、申請者の連絡先を記載しなければならない。

２　前項の申請書には、省令第５条の１２第２項並びに同条第３項において読み替えて準用される省令第３条第６項及び第７項に規定する書類のほか、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

（一般廃棄物処理施設に係る相続の届出）

第４１条　省令第６条第１項の届出書には、同項各号に掲げる事項のほか、届出者の連絡先を記載しなければならない。

２　前項の届出書には、省令第６条第２項及び同条第３項において読み替えて準用される省令第３条第７項に規定する書類のほか、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置に係る届出）

第４２条　省令第１２条の７の１７第２項の届出書には、同条第１項各号に掲げる事項のほか、届出者の連絡先を記載しなければならない。

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置に係る届出の変更等の届出）

第４３条　省令第１２条の７の１７第５項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 届出者の連絡先

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

(4) 法第１５条の２の５第１項の規定による届出の年月日

(5) 変更又は廃止の内容

(6) 変更又は廃止の理由

(7) 変更又は廃止の年月日

２　前項の届出書には、省令第１２条の７の１７第４項の受理書のほか、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

（平２９規則２７・一部改正）

（廃棄物の再生利用業者の指定の申請）

第４４条　省令第２条第２号、第２条の３第２号、第９条第２号又は第１０条の３第２号の指定（以下「再生利用業者の指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 申請者の連絡先

(3) 事務所及び事業場の所在地及び連絡先

(4) 再生品の名称

(5) 従業員数

(6) 事業の範囲

(7) 再生利用のための廃棄物が排出される事業所に関する次に掲げる事項

ア 名称及び所在地

イ 廃棄物の種類、搬入先及び１月当たりの取扱量

(8) 再生利用のための収集又は運搬を業として行う場合にあっては、それらの用に供する施設に関する次に掲げる事項

ア 運搬施設の種別、形状、積載能力、台数及び自動車登録番号又は車両番号

イ 運搬容器の種類、容量及び個数

ウ 車庫の所在地及び面積

エ 保管施設の設置場所、面積、保管容量、保管する廃棄物の種類及び保管方法

(9) 再生利用のための処分を業として行う場合にあっては、その用に供する施設に関する次に掲げる事項

ア 名称及び設置場所

イ 処理する廃棄物の種類、処理方式及び１月当たりの処理能力

ウ 保管施設の設置場所、面積、保管容量、保管する廃棄物の種類及び保管方法

エ 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合にあっては、当該許可の年月日及び許可番号

(10) 収集若しくは運搬又は処分のうち、自ら行わない業務がある場合にあっては、当該業務に関する次に掲げる事項

ア 業務の内容

イ 受託者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

ウ 取り扱う廃棄物の種類

(11) 事業開始の予定年月日

(12) 申請者が法第７条第５項第４号リに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその役員の氏名及び住所）

(13) 申請者が法人である場合にあっては、役員の氏名及び住所

(14) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額

(15) 申請者に法第７条第５項第４号ト、ヌ又はルに規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名及び住所

２　前項の申請書には、次に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 再生利用の事業計画の概要を記載した書類

(2) 事務所及び事業場の付近の見取図

(3) 再生利用の事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(4) 再生利用の事業の用に供する施設に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し並びに申請者がその土地の所有権を有しない場合にあっては、その土地を使用する権原を有することを証する書類

(5) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員の履歴書

(6) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

(7) 申請者が法第７条第５項第４号イからルまでに該当しない旨を記載した書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

（令元規則２２・一部改正）

（廃棄物の再生利用業者の指定）

第４５条　市長は、再生利用業者の指定をしたときは、指定証を交付する。

２　市長は、２年を超えない範囲内において前項の指定の有効期間を設けることができる。

（廃棄物再生利用業者の指定の有効期間の延長の申請）

第４６条　再生利用業者の指定を受けた者（以下「再生利用指定業者」という。）がその指定の有効期間の延長を申請しようとするときは、当該有効期間が満了する前に、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 申請者の連絡先

２　第４４条第２項及び前条の規定は、前項の申請について準用する。

（廃棄物再生利用業者の業務廃止等の届出）

第４７条　再生利用指定業者は、その指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書に指定証を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 届出者の連絡先

(3) 指定の年月日及び指定番号

(4) 指定に係る事業の範囲

(5) 一部を廃止した場合にあっては、廃止した事業の範囲

(6) 廃止の理由

(7) 廃止の年月日

２　再生利用指定業者は、その指定を受けた事業に係る次に掲げる事項を変更したときは、速やかに当該変更に係る第４４条第２項各号に掲げる図書を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

(2) 事務所又は事業場の所在地又は連絡先

(3) 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模

(4) 収集、運搬又は処分のうち、自ら行わない業務の受託者

(5) 法第７条第５項第４号リに規定する法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）

(6) 役員

(7) 発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者

(8) 法第７条第５項第４号ト、ヌ又はルに規定する使用人

３　前項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 届出者の連絡先

(3) 指定の年月日及び指定番号

(4) 変更した事項及びその内容

(5) 変更の理由

(6) 変更の年月日

(7) 変更に係る事業の用に供する施設について一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合にあっては、当該許可の年月日及び許可番号

（令元規則２２・一部改正）

（最終処分場埋立終了届出台帳の閲覧の請求）

第４８条　法第１９条の１２第３項の規定による閲覧の請求をしようとする者は、次に掲げる事

項を記載した請求書を市長に提出しなければならない。

(1) 請求者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 請求者の連絡先

(3) 埋立処分を終了した最終処分場の所在地

(4) 請求の理由

（平３０規則１７・一部改正）

（許可証等の再交付）

第４９条　法第７条第１項若しくは第６項、第８条第１項、第９条の２の４第１項、第１４条第１項若しくは第６項、第１４条の４第１項若しくは第６項、第１５条第１項若しくは第１５条の３の３第１項の許可若しくは認定を受けた者又は再生利用指定業者（以下「一般廃棄物処理業者等」という。）は、許可証、認定証又は指定証（以下「許可証等」という。）を亡失し、又は損傷したときは、次に掲げる事項を記載した申請書により、その再交付を市長に申請することができる。この場合において、損傷を理由とするときは、当該損傷した許可証等を添えなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 申請者の連絡先

(3) 許可、認定又は指定の年月日及び番号

(4) 許可証等の種類

(5) 申請の理由

（許可証等の返納）

第５０条　一般廃棄物処理業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、許可証等を市長に返納しなければならない。

(1) 事業の全部又は一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設若しくは熱回収施設を廃止したとき。

(2) 許可若しくは認定又は再生利用業者の指定を取り消されたとき。

(3) 許可証等の再交付を受けた後に亡失した許可証等を発見したとき。

２　前項の規定による返納は、次に掲げる事項を記載した返納書に当該許可書等を添えて行わなければならない。

(1) 返納者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 返納者の連絡先

(3) 許可、認定又は指定の年月日及び番号

(4) 許可証等の種類

(5) 返納の理由

（身分証の携帯）

第５１条　一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者及び再生利用指定業者は、従業員を業務に従事させるときは、その身分を証する書類を携帯させなければならない。

第４章　雑則

（様式）

第５２条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な文書の様式は、別に定める。

（細目）

第５３条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、第５条及び第１８条並びに第２号様式の規定は同年１月１日から、第９条第１項第４号の規定は平成２７年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前に改正前の浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によりされている告示、手続その他の行為は、それぞれ改正後の浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則の相当規定によりされたものとみなす。

附　則（平成２９年３月２４日浜松市規則第２７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成３０年３月２３日浜松市規則第１７号）

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月１５日浜松市規則第１７号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成３１年１０月１日から施行する。

（経過措置の原則）

２　この附則に別段の定めがあるものを除き、この規則の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者（現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。）の当該利用に係る利用料金及び使用料については、なお従前の例による。

附　則（令和元年９月１８日浜松市規則第２２号）

この規則は、令和元年１２月１４日から施行する。

附　則（令和３年２月２６日浜松市規則第２号）

この規則は、令和３年３月１日から施行する。

附　則（令和３年１２月２３日浜松市規則第６３号）

１　この規則は、令和４年１月４日から施行する。

2　この規則の施行の際現に地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）第６条の規定による改正前の地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２第６項の規定による指定を受けている者に対する改正前の浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則の規定の適用については、令和５年３月３１日までの間は、なお従前の例による。

附　則（令和６年２月２７日浜松市規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和８年９月２９日浜松市規則第６３号）

この規則は、公布の日から施行する。

第１号様式（第１５条関係）

浜松市連絡ごみ処理手数料納付済証　No.

貼　付　用　シ　ー　ル

金額 ３　１　０　円	
収集日記入欄	受付番号記入欄

領収日付印

第２号様式（第１８条関係）

第　　号

身分証明書

所属

氏名

生年月日

上記の者は、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例第３６条第１項に規定する立入検査を行う権限を有する者であることを証明する。

年　　月　　日

浜松市長　　印

注　大きさは、縦６センチメートル、横８センチメートルとする。

第１号様式（第１５条関係）

（平３１規則１７・一部改正）

第２号様式（第１８条関係）

令和８年度版清掃事業概要（令和７年度実績）

編集・発行　浜松市環境部一般廃棄物対策課

〒432-8023　浜松市中央区鴨江三丁目１番10号

℡　053-453-6229　　fax　050-3737-2282

発行年月　令和8年11月



©浜松市

出世大名 家康くん　出世法師 直虎ちゃん